

平成二十七年三月 國特推助第六一号

平成二十六年國學院大學特別推進研究 研究成果報告書

荷田春満の人的ネットワークと学統

研究代表者 文学部教授 根岸 茂夫

目次

研究の計画と概要	根岸茂夫	1
『創学校啓』の近現代研究史―偽造説をめぐる―	松本久史	5
契沖『万葉代匠記』をめぐる懷徳堂中井髻庵と春満	石岡康子	12
荷田春満の古逸書採訪と延暦寺鶏頭院天忠	石岡康子	31
荷田在満の幕府御用について	白石 愛	37
元文期における松茸の増産と稻荷山の管理・利用	岩橋清美	49
史料紹介 幕末維新期における朝廷の攘夷祈禱祝詞	太田和子	57
近世後期における伏見稻荷社神主の「失錯一条」と非蔵人	上島亮平	73

研究の計画と概要

根岸茂夫

研究の目的

本書は、平成二十六年年度國學院大學特別推進研究に採択された「近世における前期国学の人的ネットワーク形成に関する学際的研究」(國特推助第六一号)の研究成果の一部をまとめたものであり、国学の鼻祖荷田春満(一六六九～一七三六)の生家東羽倉家の史料の検討を中心に、春満が形成した前期国学とその学統、伏見稻荷大社の御殿預りを世襲した東羽倉家(荷田家)の神道や学問、神社との関係、さらに春満を生み、学統を伝えた伏見の地域の諸相などについての研究成果の一部を示したものである。

特にこの研究では、近世における国学形成とその社会・文化・政治に対する影響について、Ⅰ 荷田春満とその門人・周縁の人的・知的ネットワーク、Ⅱ 春満とその門流の学問の社会的影響、Ⅲ 神道史的考察および伏見地域との関連、Ⅳ 上方文人社会の発展と春満の学統、という視点から解明することを目的としている。その前提として、研究代表者・研究分担者・研究協力者による平成十五～十八年度実施の科研研究「近世国学の展開と荷田春満の史料的研究」において、戦後一切開示されなかった春満の生家の「東羽倉家文書」七二〇〇余点を目録化した上、概要を把握したことがあり、また、『新編荷田春満全集』の刊行により新史料が公開され、原典の調査を通じた実証的、かつ、総合的な研究が可能になったことがある。以上の作業を通じて集まった研究者が、國學院大學を拠点に「荷田春満研究会」を平成十四年から継続しており、本書は長

い研究活動の一端を示したものである。

Ⅰ 荷田春満とその門人・周縁の人的・知的ネットワーク

東羽倉家文書中の春満宛書状、春満死去前後の日記、和歌の歌会・添削指導の記録などから判明した、京都・江戸・浜松といった広範で、かつ、全国各地の神職・僧侶・商人・町人、大名・旗本といった諸階層におよぶ門人ネットワークを、史料の更なる精査を通じた実態解明を行う。

Ⅱ 春満とその門流の学問の社会的影響

文学・和歌と並び、重要な学問の対象であった律令学・歴史学に関する史料を精査することで、春満の学問と近世期の政治・社会・文化との具体的なつながりを解明し、当時の社会への影響および後の国学への影響の具体像解明をも試みる。

Ⅲ 神道史的考察および伏見地域との関連

「東羽倉家文書」中から、社家の非蔵人出仕、官位官職叙任、奉幣・祈祷、白川神祇伯家など〈朝廷〉との関係、社殿造営・社中紛争の裁定などを通じた〈幕府〉との関係、門前・社領を通じた〈地域社会〉との関係、稻荷勧請や参拝・講など全国の〈稻荷信仰〉との関係の史料を検討し、春満の学問継承過程、朝廷・幕府をはじめ諸階層と神社との関係、信仰圏と地域社会などの関係解明に備える。

Ⅳ 上方文人社会の発展と春満の学統

「東羽倉家文書」として残された書状・文芸史料のうち、春満の学統を継承した信郷と文人たちとの交流を示す史料群に着目し、上方文人ネ

ネットワークと羽倉家、その他稲荷社家の人々との関係を検討し、近世期の社家による文事の実態把握と交流の実像解明を目指す。その過程で、春満門人の大西親盛の活動を示す、「大西家文書」との比較検討を実施し、春満の次世代に形成された人脈の解明も試みる。

以上四点の課題を踏まえ、現地調査による史料蒐集と目録の再構築、史学・神道学・文学・法制史による学際的・総合的な分析・検討を行う。これによって、研究史上の欠落であった荷田春満とその学統、ひいては近世国学史に新たな知見・発見を試み、十八世紀中期以降の近世社会・文化の展開の中に位置づけるとともに、将来的に目指すべき、国学が齎した学術知と近世社会とのダイナミックな関係性の解明と新たな近世国画像を提示する試みに備える。

研究の方法

本研究では史料調査に重点を置き、京都市東丸神社における八月・十二月・二月の三回現地調査を実施し、「東羽倉家文書」のうち東羽倉家の「日記」を中心に、可能な限り多くの史料をデジタル撮影し電子媒体に保存した。また、史料に基づく実証的研究を軌道に乗せるべく、「東羽倉家文書」を中心軸として、京都府立総合資料館所蔵「大西家文書」も対象に比較検討・照合を加えて分析を重ね、春満及びその門流の知的ネットワークの全容解明を進めた。

東丸神社所蔵の「東羽倉家文書」から、寛文二年（一六六二）～明治五年（一八七二）迄の東羽倉家の日記を検討対象の中核として全四〇〇冊余を順次デジタル撮影していき、約半数を撮影できた。さらに現地調査では、史料の収集・調査とその分析を主体として、現史料を実見し精

査することによって、「東羽倉家文書目録」の増補修正に努めた。これら一連の作業とともに適宜、史料に防虫・防湿などの措置を施し、史料保存についても注意を払った。

荷田春満の学問・思想の中核ともいえる「創学校啓」を近世・近代の研究史から検討し、改めてその近世の学問上の意義を考えるとともに、春満が江戸幕府から命じられた古典籍収集事業について、その具体相を「東羽倉家文書」に残る春満宛の門人書状を分析しながらその一端を解明した。同時に、春満の学問にかかわる人的ネットワークの検出に努め、春満の実弟かつ門人で東羽倉家を相続した荷田信名の「日記」を輪読しながら、登場人物の動向を検討した。

春満の高弟賀茂真淵が上京して春満に学ぶ享保十八年（一七七三）から、田安宗武の「和学御用」就任の延享三年（一七四六）までは、真淵学の揺籃期として近世国学史上の画期とされる。「東羽倉家文書」の当該時期に該当する日記の分析から、春満門人・周縁の人々のネットワークの実態の把握に努め、とくに春満の養子で後継者でもあった荷田在満の動向の把握に努めた。

研究作業の途次で、各メンバーが各自史料の検証に当たり、問題意識の共有・深化、研究の進捗状況把握のために月例の定例研究会を開催して、日記史料の翻刻等の進捗報告や、各課題グループの研究発表を行なった。なお、研究の拠点で國學院大學根岸研究室に置いて研究を進め、研究代表・研究分担者が若手研究者・大学院生等の研究協力者とともに連絡を密にし、各分担に従って研究を進め、研究者育成にも寄与できるような体制を整えた。また、研究の実効性を高めるため、資料調査・整理・翻刻等に係る研究補助として非常勤の研究員を配置した。さらにホームページ「近世における前期国学の総合的研究」を増補し、平成十九

年以來刊行してきた研究会の報告書五冊をネットに掲載し、広く公開して研究の便を図った。

研究組織

研究組織は以下の通りである。

I 荷田春満とその門人・周縁の人的・知的ネットワーク

「東羽倉文書」の日記及び「大西家文書」の日記類撮影など史料基盤の形成と、日記解説および索引作成による門人・周縁の人々の検出を主軸に据える。また、本グループで作成されたデータをグループ全体で相互に活用し、各グループの専門領域に則した分析・考察を行う。また各グループは随時、人的ネットワーク形成や索引作成に関わる情報・成果を本グループへ還元する。

根岸 茂夫 國學院大學教授 統括 東羽倉家日記の総合的分析、春満往復書

簡的分析

白石 愛 東京大学総合研究博物館特任助教 東羽倉家日記の分析と索引の

作成指導

松本 久史 國學院大學准教授 神社関係史料から神職のネットワークの実態

を分析

古相 正美 中村学園大学教授 伏見以外のネットワークと地域文化への影響を

分析

早乙女 牧人 國學院大學特別推進研究非常勤研究員 東海大学非常勤講師

近世の和歌をめぐる文学的研究と人的ネットワークの分析

研究協力者 石岡 康子(國學院大學聴講生)・川村 由紀子(國學院大學大学院

特別研究生)・太田 和子・田中 丈敏・岡谷 成康・塚田 沙也加・杉

山 哲司・上島亮平(以上七名、國學院大學大学院生)・齋藤公太(東

京大学大学院生・國學院大學日本文化研究所研究補助員)

II 春満とその門流の学問の社会的影響

とくに律令学・歴史学の面からネットワーク形成および春満の学問を解明する。春満が使用した古事記・六国史の文献学的考察を行い、享保・延享期の文教政策・古典籍収集事業との関連性を追求する。

高塩 博 國學院大學教授 統括 律令学・法制史から幕府の律令研究と法制

度確立を考察

根岸 茂夫 國學院大學教授 歴史学・享保・延享期の政治・社会・文化との関

係を考察

白石 愛 東京大学総合研究博物館特任助教 春満死後の江戸における荷田

派の動向の分析

渡邊 卓 國學院大學助教 日本書紀・古事記・風土記の文学的・文献学的研

究

研究協力者 宮部 香織(亜細亜大学非常勤講師)・石岡 康子(國學院大學聴講

生)・田中 丈敏・杉山 哲司(以上二名、國學院大學大学院生)

III 神道史的考察および伏見地域との関連

「東羽倉家文書」の社家・神事関係史料の検討を主軸とする。稻荷社の社領統治や周辺村と京都町奉行・伏見奉行など地域との関係、全国の稻荷信仰との関係を考察。

松本 久史 國學院大學准教授統括稲荷の神仏関係、神祇伯関係の神道史・

神社史的考察

古相 正美 中村学園大学教授 九州の稻荷安鎮など地域信仰圏の広がり

分析

岩橋 清美 国文学研究資料館准教授 近世の伏見における地域性の考察

研究協力者 太田 和子・塚田 沙也加・上島亮平(以上三名、國學院大學大

学院生)

IV 上方の文人社会の発展と春満の学統

春満門人の学統をとくに文化・文学面から分析・考察することを主軸とする。近世後期の文人社会の形成過程への影響を考察。「東羽倉家文書」・「大西家文書」から、文芸関連の書籍・短冊・和歌懷紙・詩文章稿を撮影・解説・分析する。

一戸 渉 慶應大学斯道文庫准教授 統括 稲荷社および上方の文人社会の分析・考察

古相 正美 中村学園大学教授 近世前期国学・上方文芸史料の文芸史的分析

中村 正明 國學院大學准教授 文芸関連書籍・短冊・和歌懷紙・詩文章稿の分析・考察

早乙女 牧人 國學院大學特別推進研究非常勤研究員 東海大学講師 文芸

関連書籍・短冊・和歌懷紙の分析・考察

研究協力者 舟木 勇治 (國學院大學講師)

本書の構成

本書に掲載した論考・史料紹介は、今年度の研究成果の一部である。

松本久志「『創学校啓』の近現代研究史―偽造説をめぐって―」は、春満の『創学校啓』をめぐる近代の研究史や議論を整理するとともに、同書が成立した事情を享保期の学問の特徴の中で位置付けたものであり、今後春満の学問を研究する上で重要な問題点を提起している。

石岡康子「契沖『万葉代匠記』をめぐる懷徳堂中井整庵と春満」は、契沖の『万葉代匠記』を春満が入手するさいに、懷徳堂の創設者中井整庵が係っている事実を「東羽倉家文書」中の春満宛書状の中から見出し、さらに二人を結びつけたネットワークと学校設立について解明した論考

である。また同氏「荷田春満の古逸書採訪と延暦寺鶏頭院天忠」は、幕府の古典籍収集事業に参画した春満が、比叡山の鶏頭院の協力を得ていた事実を、春満宛の書状の中から克明に検証している。

白石愛「荷田在満の幕府御用について」は、春満の後継者となり幕府や御三卿田安家に仕えた荷田在満が、將軍吉宗やその子田安宗武の諮問を受け、幕府の儀礼や文教政策にかかわっていく様相を、従来の通説を訂正しながら明らかにしている。

岩橋清美「元文期における松茸の増産と稲荷山の管理・利用」は、近世に稲荷社が松茸を幕府に献上している事例を通して、山の環境問題や稲荷社と地域の百姓との対応を論じている。

太田和子「幕末維新期における朝廷の攘夷祈禱祝詞」は、稲荷社が上七社の一社として幕末に朝廷の攘夷祈禱にかかわった事例を紹介し、稲荷社における御殿預り東羽倉家の役割の一端とともに、幕末の政治情勢を物語る史料を紹介している。

上島亮平「近世後期における伏見稲荷社神主の「失錯一条」と非蔵人」は、稲荷社神職が起こした不慮の事件が、荷田家はじめ稲荷社の社家が補任されていた非蔵人の職務にも関係したことを紹介している。

本研究に際し、東羽倉家文書の調査を許され多大な御厚情を賜った東丸神社松村準二宮司御夫妻、絶えず御支援を賜る伏見稲荷大社中村陽宮司はじめ職員の方々、また特別推進研究に採択してくださった國學院大學赤井益久学長はじめ大学関係者、とくに研究推進事務に尽力くださった研究開発推進機構事務課の方々に、心から深謝の意を表す次第である。

『創学校啓』の近現代研究史―偽造説をめぐって―

松本久史

一、国学の始祖としての荷田春満と『創学校啓』

荷田春満の『創学校啓』は偽造の文書ではないかという疑惑は、近現代の国学研究史に突き刺さった「棘」である。その「棘」を取り去ることが本稿の目的である。

そもそも、『創学校啓』は、荷田春満が享保十三（一七二八）年、幕府に提出した国学校建設の上啓文であるとされ、近世国学の誕生を告げる金字塔的な著述としての位置付けがなされている。また、明治期までは現代用いられている意味での「国学」の初出とも見なされていた。しかし、同時にこの啓文は近代・現代にわたり議論を呼んでいるテキストでもある。

生前、著述が出版されることのなかった春満の歌集として、弟荷田信名の養子である伏見稻荷社御殿預の信郷によって『春葉集』が寛政十（一七九八）年に刊行され、その附録として『創造国学校啓』が、はじめて公にされたのである。それに先立つ寛政二年、伴蒿蹊は『近世畸人伝』において、啓文は幕府に上申され、許可を得て京都東山にその地も定まっていたが、春満の病没のため実現しなかったとする。

その啓文の地位を決定付けたのは、平田篤胤と没後の門人である。篤胤の『たまただすき』では、畸人伝の記事を祖述するかたちで春満の国学校建設の計画があったことが語られ、国学の祖として春満を位置付けた。さらに安政六（一八五九）年には明治の神社行政にも深く関わった福羽美静により『荷田大人創学校啓』が刊行され、慶応三（一八六七）年には平田鏝

胤が『荷田大人啓』の題で刊行しており、啓文本文は幕末維新期には知られるようになっていった。

明治維新後、中央の高等教育機関として「大学」が設置され、平田鏝胤をはじめとする国学者が参画し、国学はまさに「国家之学」としての地位を得た（阪本是丸『明治維新と国学者』大明堂 平成五年 参照）。その時期は短期間に終わったが、明治十五年の皇典講究所および神宮皇學館の設置、さらには「国学」の名を冠する國學院が明治二十三年に設立され、その伝統は近代的な高等教育機関に継承されていく。そもそも、近世においては国学を含め、当該学問を指す言葉は和学、皇朝学、皇学等様々に用いられていた。また四大人は「古学」を好んで用いており、「国学」が日本の古典を対象とした学問の総称として定着していくのは、まさに國學院設立前後の明治二十年以降であったのであるが、國學院の命名に当たり、『創造国学校啓』の影響は少なくはなかったものと推測される。このように、明治期に学問としての「国学」が認知されるとともに、啓文は確固たる地位を築いていったのである。

偽造説の提起と「草稿本」の発見

国文学者で東京帝国大学助教授であった藤岡作太郎の遺稿集『東圃遺稿』（明治四十四年）において、啓文は平田派の偽造ではないかという疑惑が初めて呈された。これは単純な誤解に基づくものであり、幕末の平田派を實際に知る井上頼因が、啓文は『春葉集』に既に掲載されており、篤胤や平田派の偽造とする非難は当たらないと反論している（大貫真浦『荷田東麿翁』明治四十四年）。

偽造説は一応落着いたが、啓文にはまた新たな問題が生じてくる。國學院大學教授、学長を歴任した国学研究者の河野省三は、大正五年三月、当

時の官幣大社稲荷神社（現、伏見稲荷大社）を訪問した際に、版本と異なる文を持つ啓文草稿本を閲覧することを得、『國學院雜誌』の大正五年四月号に「幸運なる旅の日記より」と題してその概要を発表した。そこで重要な問題が発見されたのであった。『春葉集』以降の版本に見える、「国学」の語が、草稿本においては一切用いられず、表題も「倭学校」であったことが判明したのである。「国学」の初出については、河野によって訂正され（河野省三『国学の研究』大岡山書店 昭和七年 参照）、『創学校啓』の名称が次第に定着していくのであるが、一方では「倭学」がいつ、誰によって「国学」に改変されたのかという新たな疑問が生じるようになったのである。

春満の顕彰運動と啓文

国学四大人は、明治十六年二月に正四位に贈位され、さらに大正八年十一月には従三位に昇叙、また、賀茂真淵、本居宣長、平田篤胤の全集が明治後期から大正にかけて、それぞれ刊行されるなど、その著述も含め、国民に広く知られるようになっていく。一方、その中で春満はほぼ啓文のみが知られ、取り残されているという状況が大正年間まで続いていた。

昭和三年から官幣大社稲荷神社の編纂により『荷田全集』の刊行が開始され、ようやく春満の学問内容についての実質的な研究が開始される。啓文に関しては『荷田全集』第一巻で草稿本が初めて翻刻されたが、表題が何故か「国学校」に改作されている。

昭和十一年は春満没後二百年にあたり、二百年祭をはじめ様々な記念事業が行われ、『國學院雜誌』でも春満の特集が組まれるなど、関係論文も多く発表され、戦前の研究のピークを迎えている。啓文に関しても、北村和二郎『荷田春満大人の一生』（昭和十一年、府社東丸神社社務所）において、

初めて草稿本の全文が写真版で公開された。また、春満の生家、東羽倉家の後裔である羽倉信真は、それまでの研究史を概観して偽作説を否定、版本と草稿本の相違を比較対照し、荷田信名の日記を紹介しつつ、享保十三年に荷田在満に啓文を託したのであらうと推定している（荷田春満創造学校啓に就て『國學院雜誌』昭和十一年三月）。他にも、当時の神宮皇學館大學学長、山田孝雄の編纂により、紀元二千六百年記念出版と銘し『荷田東麻呂創学校啓文』（宝文館 昭和十五年）が、近世刊行された啓文全てを写真版で掲載し、草稿本も全文が翻刻された。さらに、昭和十九年より官幣大社稲荷神社編纂による『荷田春満全集』（六合書院）の増補刊行が開始されるなど、四大人の初祖としての荷田春満の評価はますます高いものとなっている。

二、偽造説の提起と論争の行方

三宅清による偽造説の提起

三宅清は東京帝国大学国文学科を卒業後、国民精神文化研究所で助手を務め、久松潜一の指導の下、荷田春満の研究に取り組んだ。昭和八年に春満の研究を纏め、昭和十五年、春満の詳細な伝記・研究書である『荷田春満』が国民精神文化研究第四十四冊として上梓された。そこで三宅は啓文が幕府に上申されたという事実はなく、本文も春満が中風で倒れ身体が不自由になった享保十五年以降、門人の儒者である山名靈淵および春満の弟信名が作成したものであるとした。つまり、「事を国学校創設に託して時弊を嘆じ、一は自派の英才春満の徳を頌せんとした荷田派の作文」と断定し、啓文は春満のあづかり知らぬところで、勝手に創作されたのであるという説を主張したのである。

もし、この三宅の説が正しいとすれば「国学」の最初の主唱者としての春満の歴史的な位置付けは根本から崩れ去ってしまう。三宅はその考察を国学史全体にも及ぼし、国学は賀茂真淵から始まることも主張したのであった。

戦後、国学自体が忌避される傾向のなかで、春満に対する言及はほとんど見られなくなる。研究の停滞と並行して、多くを一次資料に依拠した三宅清の説は学界において定説の地位を占めるに至った。昭和四十五年には稲荷社西羽倉家の後裔の羽倉敬尚が、「東丸の国学校創立の啓文」『朱』第十号、昭和四十五年十月）において、啓文を偽造とまでは認定していないが、三宅清同様に幕府への上申はなかったのではという結論に達している。

ようやく、日本思想大系『近世神道論 前期国学』（岩波書店、昭和四十七年）に『春葉集』附録の版本と草稿本が翻刻掲載され、広く認知されるようになり、同書の阿部秋生（国民精神文化研究所で三宅清の同僚でもあった）による解説「契沖・春満・真淵」では、春満に対する幕府御用を「雑用に等しいもの」で春満の学問確立にはマイナスでしかなかったという評価などは三宅説に拠ったものだが、啓文の真偽自体については「春満の名においてこのような文章が遺っていることは、それが春満の文章ではないにしても、また何ら具体的な動きにまで進まなかったものであるにしても、春満が、生涯のどこか、おそらく晩年に、この種の何等かの計画をもったことがあることを意味するのではないだろうか」（『近世神道論 前期国学』五七八頁）と、三宅説を全面的に肯定せず、一定の留保を見せている。

昭和五十八年に『神道大系論説編 二十三 復古神道（一）荷田春満』が刊行され、再び版本・草稿本の啓文全てが写真版として公になった。その編者である菟田俊彦は、「羽倉斎荷田東麻呂の『創倭学校啓』をめぐる三宅清氏の疑惑と批難（偽造説）に就て」（『神道史研究』三十三・二、昭和六十

年四月）において、三宅清の偽造説に対し反論を加え、春満の自筆草本を門人の山名靈淵が書写したものが、現存する草稿本であると主張し、享保十三年に在満が江戸へ下向する際に幕府御小納戸の大島雲平に上申したものであると結論付けた。しかし、三宅清は二編の反論論文を『神道及び神道史』（四十四号・四十六号、昭和六十一年九月・六十二年一月）に掲載して従来の主張を繰り返した。論旨は戦前の『荷田春満』と変わることはないが、啓文は「偽造」であると決めつけるなど、戦前に比して批判はエスカレートしており、加えて反論者に対しては悪罵に近い言辞を以て批判している。啓文問題はいわば水掛け論的な膠着状態に陥っていったのである。

東羽倉家文書調査の開始

平成十四年、國學院大學の創立百二十周年事業として、『新編 荷田春満全集』の編纂事業が開始され、戦後途絶えていた春満の一次資料の研究が再開された。それにあたっては事業の責任者であった青木周平文学部教授（当時）と、資料所蔵者の東丸神社の協力が大きく与っている。最終巻である第十二巻（平成二十二年刊行）では、草稿本が初めてカラー写真版で掲載され、同巻の解題において、鈴木淳は荷田派の偽造と見る三宅説と、春満の原草稿が存在し幕府に提出されたとする菟田説のどちらも極端であり取らないとする立場を表明している。また、最近では、全集編纂にも関わった一戸渉が、本文の出版を丁寧に注釈して解釈の再考を促し、偽造論争に関わらず啓文は近世文芸史上の高い価値を持つと主張している（一戸渉『「創倭学校啓」——和漢という対 近世国学史の隘路』井上泰至・田中康二編『江戸文学を選び直す』笠間書院 平成二十六年所収）。

再確認された紙背書簡

春満には学校を作ろうという意志があったのか、啓文の内容が春満の学問への態度と矛盾しないとするのみでは、啓文への関与の根拠としては不十分である。何とかして春満の意志を知る方法はないであろうか。

全集編纂のための史料調査により、『伊勢物語童子問』などの春満自筆草稿の用紙に門人たちからの書簡の裏を用いていたことが再確認され、門人書簡の分析が進められた。國學院大學では根岸茂夫文学部教授を研究代表とした荷田春満研究会が現在まで継続して行われている。そこに解明のための大きなヒントが隠されていたのであり、分析の過程で新たな事実が明らかになったのである。

旗本の有力な門人である松平権之助信允は、江戸での春満の活動を援助した人物である。享保十年十月十三日と推定される同人書簡に

本所学問所之義、委細相知候ハ、図書方より可申進由、昨夕私宅へ参り候間□□(虫損)最初之沙汰程ニハ無之及承候と図書申候、大炊頭出府後来年ハ京へ可仕由御相談可有之旨尤御事候、とかく内証向御手当ニも無之而ハ調不申候事、返々本所学問所も内証向不調之さた二候と、「本所学問所」の動向を神田明神の下社家である木村図書から報告を受け、資金が切迫してうまくいっていない由であることを春満に知らせている記事が見出された。

この「本所学問所」とは何か。『徳川実紀』に、

処士菅野彦兵衛年頃学に志し。生徒をあつめ教授せるが。私に義学を興さん事をこひ出しかば。町奉行諏訪美濃守頼篤してただされしに。かれ等実によく。生徒をみちびくを褒せられ。金三十両下され。本所にてその地をたまふ。」(『徳川実紀』享保八年十一月十五日条、国史大系徳川実紀第八篇三二八頁)

という記事が見出される。菅野彦兵衛は兼山と称した崎門系の儒者である。

延宝八(一六八〇)年に武蔵国埼玉郡に生まれ、伊藤仁斎や三宅尚斎に学んだ。延享四(一七四七)年に没している。実紀の記事に見る「学問所」とは、「会輔堂」と称し幕府から敷地と下賜金を受けて江戸本所に建設された「学校」のことである。

この『徳川実紀』の記事と松平権之助書状を合わせて考察すると、幕府の援助によって作られた学校について、春満は松平権之助にその動向の調査を依頼していたと考えられる。さらにいえば、春満が学校を作ろうという構想がこの段階にあり、その下調べをしていたということが推測できるのではないだろうか。

また、他の松平権之助書簡からは、春満の「御本願」があることが見受けられる。権之助は翌十一年十二月十四日の書簡で、「春二も至候ハ、御出府被成候様仕度存候、其上ニてハ御本願之儀も相調安被存候」と、春満に翌春の江戸出府を促している。意としては、京にいるよりも江戸のほうが「御本願」の儀は叶いやすいであろうから、病氣養生も兼ねて出府したほうがよいとするものである。十二年正月三日付にも「御本願旁々、御下向可被思召立候」と、「御本願」のため再度春満の出府を催促している。

この春満の「願」は、学校建設を幕府に請願することであつたのではないだろうか。さらにそれを傍証する史料が、これも門人書簡の中から見出された(月例の荷田春満研究会における石岡康子の指摘による)。享保十二年七月十日、「中井忠蔵誠之」なる人物から書物等のやり取りについて春満に宛てた一通の書簡がある。実は中井忠蔵とは、大坂懷徳堂の設立者の一人である中井整庵、その人のことである。現存している整庵からの書簡はこの一通だけであるが、その他にも大坂在住の浪人で整庵の縁者と推定される、勝見奎之助宗春からの来簡に中井忠蔵の名前が見え、享保十一年六月二十七日付の勝見から春満への書簡では「忠蔵も今月十九日より、はりま

「二下り申よし」と、贅庵の動向を春満に伝えたり、書物の仲介を行ったりしており、春満と中井贅庵の親密な関係が窺われるのである。また、勝負は同年九月二十九日付の書簡で、贅庵が江戸に出府し、先ほど大坂に帰ったが、「江戸表首尾」についてはまだ報告を受けていない旨を伝えており、懷徳堂開設に当たった幕府と贅庵との折衝の過程が、春満に報じられていたとも考えられるのである。

三、新事実の発見と論争が意味するもの

繋がった「点と点」

享保八年の江戸本所における菅野兼山の会輔堂開設、十一年の大坂懷徳堂の官許、春満の『創字校啓』、それぞれ一見無関係であるかに見えたこれらの出来事が、春満への来簡から一連の関係を持っていることが明らかとなった。幕府の命により和書の真偽鑑定を行うため、春満が最後に江戸に滞在した享保七年から八年の間、菅野兼山が幕府に上申し、会輔堂が幕府の援助により開設されたことを春満は見聞したのであろう。そして京都に帰郷し、上京した門人神職の子弟たちに神書、歴史書、有職律令、和歌等を教授し、その場所を「学文所」と称した。その中で「学文所」をさらに拡大し、幕府の許可と援助を得て学校を建設したいという構想が、春満の胸中に萌えてきたのではないか。さらに享保九年頃から大坂において、三宅石庵と中井贅庵を中心として、懷徳堂官許に向けての活動が開始されていた。その情報も、贅庵と交流があった春満は当然把握していたと考えられる。実際に民間人の申請によって幕府が援助して学校が開設される、もしくはしようとしているというこれらの事実があり、春満の「倭学」の

学校開設を幕府に上申しようとする企図は決して荒唐無稽の空想ではなかったのである。

翻って考えれば、なぜ、あれほどの流麗な漢文体で、啓文が書かれなければならなかったか、という今までの啓文に関わる疑問の一つも氷解するのではないだろうか。享保期においては学問といえば儒教を中心とする漢学と考えるのが常識であつただろう。林家の弘文館の中に和学科が置かれたように、和学は儒者の兼修するものという意識が強くあつたに違いない。荻生徂徠にその才を推賞された博学の儒者、篠崎東海がその著書『和学弁』において儒学の出来ない和学者を批判し、儒者こそが和学を研究する資質を有しているのだと主張したことなども、当時の思潮を示しているであろう。なお、この篠崎東海も、享保十年から十一年にかけ京都に上り、春満の教を受けたこともあつた人物である（拙論『篠崎東海と荷田春満——和学をめぐる一考察』『國學院雑誌』一一四・四、平成二十五年四月参照）。春満も儒者たちの自負を十分理解していたであろう。会輔堂、懷徳堂ともに儒学の学校である。漢学の素養、つまりは学者としての資質が備わっていることを証明するために、啓文は敢えて漢文体で書かれなければならないのであつたのである。

啓文は誰が作成したのか

史料の上では山名靈淵筆の草稿本より古いものは見当たらず、決定的なことは現時点でもいうことができない。春満の意向が啓文にどこまであつたか、という観点から考察する外はない。しかし、前述した門人書簡からの分析によつて、享保十五年以降の春満の中風発症後に、本人の全くあづかり知らないところで、春満及び家名を上げるため荷田信名他の門人たちが勝手に創作したという三宅清の論は少なくとも成り立たなくなったので

はないか。享保十年から十二年の間、春満は幕府の援助を得て学校を作りたいと構想したことは確実であり、啓文にはその春満の意向が強く反映され、作成されたとみるのが妥当である。そもそも、三宅自身も「春満の壮年中年の交、彼に学校創立の志願のあつたであらう事を否定するものではない」(三宅『荷田春満』五一九頁)としている。しかし、既に昭和十一年の羽倉信真の論文において、前述の松平権之助書簡が引用され、啓文成立の傍証とされているのを、三宅は承知しているにもかかわらず、啓文作成が享保十五年以降であると主張しているため、決してそれらの史料を啓文の成立と結びつけようとはしなかった。三宅が成立を同年以降とした根拠は啓文の「口不能言……脚不能行……」の語句一箇所のみであるが、春満は胸痛を享保十一、二年にも盛んに書簡等で人々に吐露しており、病苦はどちらの年代にも当てはまり得るものであつて、推定の根拠とするには不十分である。また、草稿本の宛名が奥小納戸大島雲平に宛てられていることを不自然とし、信名の日記の記述を虚偽とまで断定しているが、該当の信名日記享保八年六月十六日条を実見すれば、春満曰くとして大島雲平に三度面談したことが確かに記されており、これを信名の偽証とまで主張するならば、反証の有力な根拠が示されなければならない。先述の中井寛庵の懷徳堂官許願いにつき、幕府への出願を斡旋したのは雲平の父、古心であつたといわれ、啓文が雲平を宛名としていることは、信憑性を高めることとはあつても、偽造説の根拠とはなり得ない。さらに、草稿を直接書いた山名靈淵自身も、春満に先立つ享保十九年六月十九日に没している。たとえば、春満が知らないところで書かれたと仮定しても、草稿本自体は東羽倉家にあり、享保十八年以降、春満は小康を得、和歌会を再開するなど活動を始めており、全く関知していなかったと考えるのは極めて不自然である。そこで、私案として、啓文は享保十一年から十二年の頃に作成されたと

推定したい。おそらくは春満の意を直接受け、文章自体を作成したのは山名靈淵であろう。享保十二年春頃の江戸下向は病氣により、松平権之助の招きも叶わず、また、学問用向の取次であつた下田師古も享保十三年に没したため、学校構想は断念された。在満の江戸出府は啓文上申のためという説もあるが、そうではなく在満が学問によって御家人に取り立てられるよう方針を変換したのであろう。実際の学校創設の為には周到な根回しや資金援助が必要であることは、会輔堂や懷徳堂の情報を逐次得ていた春満には十分承知され、気力の充実とともに健康でなければ成し遂げられない事業であることを一番理解していたのは春満自身であろう。

つまり、マニフェストたる啓文は春満の意向を盛り込んで作成されたが、実現化以前に構想は断念されたものではないだろうか。享保十三年の大島雲平を通じての幕府への上申、という事実は三宅清の指摘の通り、なかったと考えるのが現状では妥当であろう。

啓文論争とはなんだつたのか？

戦後、春満に関わる論文の中で三宅清は繰り返し、創学校啓が春満の作であり、幕府に上申されたと主張して春満を国学の祖とする者は「無智」でかつ「右翼」である、という学術論文としては逸脱した強い表現で反対者を批判し続けた。国学を「封建イデオロギー」と見て批判した思想史の論調とも相まって、国学研究全体、殊に荷田春満の研究は暗い影に覆われたものになった。これは研究史上の不幸な時期であつた。

しかし、三宅の一見矯激とも思える主張の背景を考えると、たとえ戦後における自身の待遇への不満に裏付けられているにせよ、満州事変以降、日本の人文が国体闡明へと向かった「時勢」、および三宅自身も関わった国民精神文化研究所をはじめとする官製の研究への嫌悪感(三宅の『荷田

春満の古典学』第二巻奥書に「戦争が激しくなつて、著者としては周囲に追隨する事が出来なくなり」、昭和十九年三月に同所を退職したと述べられている」が根底にはあつたとも考えられ、時代を強く反映した一種の「ルサンチマン」、ともいえるであろう。

啓文は近代から現代にかけ、毀誉褒貶の波に翻弄され続けた。その姿は、「国学」をめぐる評価の変遷とも重なり合っている。しかし、平成に入り、一次資料の再検討から改めて国学の歴史的な意義を問う研究が勃興している。これもまた一つの時代の移り変わりともいえよう。それに際会した研究者は誠実に資料に向き合うことによつて国学者たちの「声」を聴きとらなければなるまい。本稿はそのささやかな試みである。

※なお、本稿は『神社新報』平成二十六年十二月一日号、八日号、十五・二十二日号に三回にわたつて掲載された拙稿、『創学校啓』の近現代研究史―偽造説をめぐって―」其の壱・貳・参、の表記等を一部改め、再録したものである。

契沖『万葉代匠記』をめぐる懷徳堂中井整庵と春満

石岡康子

はじめに

平成十四年十二月國學院大學創立百二十周年記念『新編荷田春満全集』刊行のための調査で、春満宛ての書状が三一通発見され、平成十九年『近世国学の発展と荷田春満の史料的研究』で七十七通の書状を紹介した。今回は未発表の中井整庵の書状から整庵と春満の関係を、未発表の秋田民部博芳や真照院（しんせう院）の書状、既に発表済みの芝崎宮内少輔好安・勝見奎之介正景・松平権之助信富等の書状から明らかにするとともに、春満の官許の倭学校設立構想と、官許の倭学校設立構想への中井整庵の影響を、書状や先行論文から明らかにする事を目的とした。（史料名に続くNoは東丸神社所蔵東羽倉家文書目録番号と「文書番号」である。また史料の最後に年代推定の根拠を付記した。）

一、中井整庵の書状と契沖の作書

今回紹介する【史料一】享保十二年七月十日付けの書状差出人中井忠藏誠之は、中井整庵としてよく知られ、『国史大辞典』（吉川弘文館）には左記の様な記述がある。

播州竜野の人。名は誠之、字は叔貴、通称は四郎または忠藏。整庵と号した。元禄六年（一六九三）九月二十九日誕生。先祖は前

田・黒田両氏に仕え、曾祖父は致仕、広島に移り医を業とした。父恭貞（玄端）は大坂に開業、脇坂安政に仕えた。整庵はその四男である。一時他姓を冒したが旧姓に復した。大坂で三宅石庵に従い宋学を修め、享保九年（一七二四）懷徳堂創建に尽力し、二代目学主を務め醇儒と称せられた。妻植村氏との間に竹山・履軒の二子あり、その薫育を親友五井蘭洲に託した。宝暦八年（一七五八）六月十七日没。享年六十六。諡貽範先生。墓所は大阪市南区上本町西四丁目の誓願寺。

書状の眼目は、春満が契沖の作書である吐懷篇二冊・補翼八冊を中井整庵へ返却し、整庵はそれを受け取った事を春満へ知らせ、代匠も追っ付け返してくれるという事を承知したという事である。

この書状より前に春満へ差し出された【史料二】享保十一年六月二十七日勝見奎之介正景の書状には、「契沖作書之御挨拶御丁寧之御事、則いつそや忠藏へ申きかせ候、知人之内所持候仁候故、安キ御事之由申候」とあり、春満が契沖作書の所持人をさがしており、勝見奎之介が整庵に話したところ、整庵の知人の内に所持人があり、春満が借りる事はたやすいと伝えた事が書かれている。

【史料四】享保十一年九月二十九日勝見奎之介正景書状には、「余材抄御急ぎ不被成間吉田助左本復之節かり候而上せ可申旨畏入候、助左本復次第所望可仕候」とあり、春満は、『余材抄』は急がないので吉田助左が本復してから借りればよいと勝見へ伝えた事が書かれている。【史料五】享保十一年十二月二日喜多埜隠士（勝見奎之介正景）書状には「中井方へ代匠記之由一包被遣昨朔日朝為持遣候、余材抄候之事も申越候所、代匠記と一緒ニ上せへキ申由申来候、右一簡入貴覽三候」とあり、十二月朔日（吉田助左から）代匠記が整庵へ遣わされ、余材抄も一緒に上せた方がよいのでは

ないかと言ってきたと、贅庵から勝見本之介へ書状が遣わされたので、贅庵の書状を春満へお見せしたいと認めてある。

これらの記事により贅庵が契沖作書である代匠記と余材抄を借りたのが吉田助左或いは吉田助左衛門であった事が解る。吐懷篇二冊と補翼八冊を同人から借りた事についての記述はないが、吉田助左と見てよいだろう。

借用した書籍を書写するのに必要な期間を考慮して、贅庵の書状が書かれた時期は享保十二年七月十日であるとした。尚、吉田助左あるいは吉田助左衛門がどの様な人物であるかについては書状に記載が無く、他の文献史料からもまだ発見出来ていない。

書写した代匠記は、『史料二』享保十三年二月二十日芝崎宮内少輔好安の書状によれば、(毎年二月から三月にかけて將軍に拝謁するため江戸へ下向する)吉田神社の使いにより、使いの滞在先と成っている春満の門人である神田明神の神主芝崎宮内少輔好安へもたらされた。芝崎は代匠記を本多中務大輔忠良の家臣であり春満の門人である秋田民部博芳へ渡した。

享保十一年十月二十八日、秋田民部博芳の書状(A・二・二五五〔五五七〕)には「□沖代匠記いたまた御手二入不申候由、先頃大坂より□沖本之儀申来候処間違泉州へうれ申候由、別々〳〵残念成儀御座候、外共後日二御聞被成候はん方二度之草稿候て代匠記とハ少々相違有之由、何とそ〳〵御手二入候様奉願候、此方上野筋へかへ本之約束故不実之様二罷成気毒奉存候、余材抄もいまたかへ本之儀ニて埒明不申候由、是又□ニてはやく御手二入候へかしと奉願候」とある。秋田民部は上野筋からの依頼により代匠記と余材抄を求めている。

【史料七】秋田民部博芳の享保十二年四月二十七日書状には「余材抄旧冬之書ハ外之手へ渡り申し候由残念之至奉存候」とあり、春満は贅庵を通じて吉田助左から余材抄を借りたが、その他の人物からも手に入れようと

していた事がわかる。その事は秋田民部にも知らされていた。

春満の弟信名の『江戸在府中要門之日記一』(B・二・六九〔二五二九〕)享保二十年五月十一日の条には「秋田民部亭二見舞、先日不快之由故也、則面話、佳茗・菓子等饗応、暫談話一件之事等深切二被談也、書付等追見せ二遣答也、東丸公より之伝言吉水院之文台等之事令示談、且万葉集抄代匠記一卷ノ下上野凌雲院大僧正所持之本不足之由、在府中予方より才覚いたし遣答也」とある。秋田民部はかねてから交流のある上野凌雲院大僧正の所持している万葉集抄代匠記には欠本がある事を信名に話し、信名は万葉集抄代匠記一卷の下を才覚して遣わす約束をしている。

なお現在東丸神社所蔵東羽倉家文書には万葉代匠記の殆どがある(A・一六四〔二五〇〕〳〵A・一六三〇〔七八・一〇〕)。

以上から春満が中井贅庵の知人吉田助左から契沖作書である吐懷篇二冊・補翼八冊・代匠記・余材抄を借りたのは享保十一年から十二年にかけてであり、秋田民部博芳が同十一年十月二十八日の書状で代匠記の入手を願い、同十三年二月二十日の芝崎宮内少輔好安の書状により秋田民部へようやく同書が渡された事が確認出来ることから、春満は吉田助左から契沖作書である吐懷篇二冊・補翼八冊・代匠記・余材抄を借用する以前には、秋田民部が求めるような代匠記を所持してはおらず、春満自身も読んでいなかったと言えるのである。

二、中井贅庵と春満の関係

中井贅庵については脇田 修・岸田知子著『懷徳堂とその人びと』第二章中井贅庵(大阪大学出版会 一九九七年)が委しく、贅庵の生い立ちの一部を要約すると、「宝永五年十六歳の時、伊予の新谷藩(藩主加藤氏、一万石)の大坂蔵屋敷留守居をつとめる岸田源之進の養子となったが、三年

後の正徳元年に養父の岸田源之進は免職となり、藩主加藤氏に従い江戸にいた贅庵も連座して辞職した。同年源之進は病没した。岸田家の相続にからんで養母とその弟が画策しているのを知った贅庵は、養家を去り中井家に復帰、学問に志し、弟とともに三宅石庵の塾に入門した」という事である。

この記述に相応する記述のあるのが【史料八】しんせういん（真照院）の消息である。【史料八】には、真照院は源之進が息災のうち贅庵を養子にして元服させ御奉公に出していた。末は娘千代と夫婦にさせるつもりでいたが贅庵から親子の縁を切った。真照院は艱難の生活にある贅庵を戻し、千代と夫婦にさせようと、六・七年前真照院方へ戻る様に春満から贅庵へ話をしてもらった事があった。この度も贅庵の考えを聞くように春満へ依頼した事が記されている。

『懷徳堂とその人びと』の記述から真照院は岸田源之進の未亡人であると言えると共に、【史料三】に記述のある姉とは勝見奎之介正景の姉真照院であり、勝見奎之介は中井贅庵の元養母の弟であると言える。

勝見奎之介の身分について【史料六】には「四・五月ハ長屋ニ差番候事ニ付世話取込候無旨」「爰元阿部伊勢守殿御留守居江坂宗左へ頼置候間、何時^三も可被仰下候」とある事や、備後表取り寄せの手配をしている事から、享保十年七月十日当時勝見奎之介は備後福山藩阿部家に仕えていたと言える。また、「小子佐州方ニ勤申候節」とある事から、勝見奎之介は阿部家に奉公する以前に佐渡守を名乗る人物に仕えていた事がわかる。何れも長期間の奉公では無いようである。

勝見奎之介正景は勝見奎之介宗春・喜多埜隠士・曾根崎隠士と名乗ることもある。大坂在住で、春満の書籍搜索の手足となつて働くとともに、春満から仕官の世話を受けているが、学問や和歌の指導は受けてはいない。

また奎之介の姉真照院と春満とは元養子中井贅庵と娘の婚姻について相談する程の関係であるが、それ以外の関係については不明である。

三、中井贅庵の懷徳堂官許運動と春満

【史料四】享保十一年九月二十九日勝見奎之介正景の書状には贅庵が江戸に滞在したことが記されており、春満がこの頃、贅庵の江戸滞在に関心を持っていた事がわかる。

東喜望「町人饗舎懷徳堂と五井蘭洲」（『白梅学園短期大学紀要第18号』一九八二年）の記述中に掲載された、贅庵の子竹山が記した『学問所建立記録』（宝暦八年八月成る）によれば、享保十一年六月七日に官許の通達を得て、同年十月懷徳堂は官許の学問所として開講するが、学問所の敷地の問題が同十五年八月まで紛糾し、贅庵は解決のため江戸表へ下向する事になる。【史料四】享保十一年九月二十九日勝見奎之介の書状に記されている贅庵の江戸滞在中も、懷徳堂の官許獲得や校地問題に関係があると考えられる。勝見奎之介は贅庵が関係する懷徳堂の官許運動に関連する働きに関心を持っている春満へ、未だ江戸での首尾については、贅庵に会えず聞いていないと報告している。

松本久史は平成二十六年六月二十六日荷田春満研究会での発表で、【史料九】享保十年十月十三日松平権之助信富差出の書状には、春満が、享保の初め菅野兼山という儒者が幕府の援助をうけ江戸本所につくった学問所に関心があった事が記述されており、この時期春満には官許の学校をつくろうという構想があったと推測出来る。松平権之助の書状中に記述のある春満の願いとは官許を得た倭学の学校をつくる事ではないかと指摘した。

四、春満の本願と官許の倭学校設立構想

【史料四】享保十一年九月二十九日勝見奎之介の書状や【史料九】享保十年十月十三日松平権之助の書状により、春満が官許の学問所創立に関心をもっていた事は明らかである。松平権之助は、「本所学問所について委しい事が解つたら（神田明神下社社家で春満の門人）木村図書から報告させて欲しいという事だが、図書が申すには、本所学問所は最初の評判ほどにはないという事である。経済的な裏付けがなくては出来ない事である」と記している。

菅野兼山が目安箱に投書して金三十両と本所深川に用地を貸与され、官許を得た武士・庶民を対象とした儒学の学校として会輔堂を創建したのは享保八年八月^{（注）}である。

一方、懷徳堂が官許を受けた学問所となるための過程を、前掲の東喜望「町人覺舎懷徳堂と五井蘭洲」に転載された【史料十二】（中井竹山著『学問所建立記録』抜萃）とその解説文から要約引用すると、享保九年頃將軍徳川吉宗が、京・大坂にも会輔堂に匹敵する学問所を設立したいという意向を御小納戸役の大島以興（雲平）に伝えた事に始まる。大島以興は父大島古心に伝え、大島古心は心易い間柄である三輪執斎へ打診し、三輪執斎は学友の三宅石庵を推挙する一方中井整庵へ連絡を取った。整庵は懷徳堂創建に奔走した同志三星屋武右衛門・舟橋屋四郎右衛門らと相談し、同年冬、師石庵には内緒で江戸へ下り、執斎に直接相談した。同十年五月石庵の同意を得た上で、懷徳堂創建に奔走した同志道明寺屋吉左衛門・備前屋吉兵衛と出府し、大島古心へ委細の趣を申上げ、翌十一年春、御側御用取次の有馬兵庫頭と加納遠江守に官許を願ひ出ている。幕府は地元の奉行所に願書を提

出するよう指示を出したが、同十一年六月七日整庵が帰坂する前に大坂町奉行所では幕府の認可がおりた由を通過した。官許の学問所を設立することは幕府の方針として決まっていたことであつたが、奉行所へ出願する様に指示した理由は、出願の形式を守らせるためであつた。享保七年の春満の江戸出府の目的、前々からの本願が官許の倭学の学問所を創る事であるかを検討せざるを得ないが、拙稿「享保七年春満の江戸出府と門人たち」（『國學院雜誌第一〇七卷第十一号』三五九〜三八〇頁、二〇〇六年）で、春満の本願は幕府に召し抱えられ歌道伝授をする事であるとした。春満が、菅野兼山の会輔堂創建、中井整庵の懷徳堂創建やその官許運動に影響を受け、官許の倭学の学校を創建しようとしたのなら、享保七年春満の江戸下向の目的は官許の倭学校創建とは言えない。

【史料十】享保七年正月十四日松平権之助の書状では、春満へ高家中条対馬守の有職故実の相談役や幕府の逸書搜索に関わるための出府を促し、出府は「御一分の御身上計無之、御先祖御兄弟社の為にも可然存事候」とあり、春満本人や家のために出府した方がよいと勧めているが、倭学校創建を目的としていたという証明にはならない。またこの書状にある春満の願とは、幕府の逸書搜索に係る書籍を羽倉家で所持していたなら幕府へ上げた方がよい。羽倉家で所持していたのなら春満が幕府へ御願いすればしかるべき様に幕府がしてくれるという意味である。

享保八年五月二十一日春満の門人で芝神明宮神主である西東中務少輔直定は、春満が江戸での御用を首尾能く終わらせ帰京するに際して、「此度は何角と御本望成御事^二而御同意二目出度不浅大悦不過之奉存候、御首尾好御仕舞被遊近々御出足被遊候段御満足と奉察候、（中

略)先達^二之一義之義調兼これのミ気の毒と奉存候、併何事も御苦勞
ニ思召被遊間敷候、段々御仕合の御事御坐可被成と奉存候」(A・一
二・一五八〔五五八〕)と書状に書いたが、調いかねた一義とは倭学
校創建ではない。

春満の江戸下向の目的、春満の初願あるいは本願が官許の倭学校設
立であるなら【史料十二】享保十年四月二十九日松平権之助信富の書
状にある「願之義急ニハ調かたき御事候、何とそ時節到来相待計候」
とは認識しないはずである。徳川吉宗の意向を受けた大島雲平が、
京・大坂で江戸の会輔堂と同様官許の学問所を創建したいという希望
を持っている者を探しているのであれば、一日も早く倭学校設立の体
勢を調える事を勧めるのではないだろうか。春満が江戸へ下向した目
的は、徳川幕府に召し抱えられ歌道伝授をする事である。

【史料九】享保十年十月十三日の書状で、松平権之助から春満へ
本所の学問所について返答があった。これ以前に春満は本所の学問
所について委しい情報を持つてはいなかったのである。

(注)『徳川実紀』享保八年十一月十五日の条

处士菅野彦兵衛年頃学に志し。生徒をあつめ教授せるが。私に
義学を興さん事をこひ出しかば。町奉行諏訪美濃守頼篤してた
だされしに。かれ等実によく。生徒をみちびくを褒せられ。金
三十両下され。本所にてその地をたまふ。(日記、家譜)

『享保撰要類集』第八十三冊二十六ノ下

菅野彦兵衛事

1 菅野彦兵衛学問所普請出来講釈勤之儀申上候事(享保八年八
月)

2 菅野彦兵衛書方講釈之様子申上候事(享保八年十一月)

五、創倭学校啓と中井鷲庵

東丸神社所蔵東羽倉家文書には草稿である「創倭学校啓」と、同じ
く「創造国学校啓」を合綴した文書(E・四・二・二八四〔三五四六〕)
が所蔵されている。

「創造国学校啓」は寛政十年春満の顕彰の一環として、伏見稻荷大
社御殿預の羽倉信郷が、同族羽倉信美と上田秋成とともに編纂刊行し
た春満の遺詠集『春葉集』の附録である。春葉集の後序には「大人嘗
有創立国学校之志乃上書啓執事未報而歿矣其志雖不遂其言可伝焉」と
記した。表題を「謹請蒙 鴻慈創造国学校啓 荷田東麻呂」とし、
内容は徳川幕府の治世を言祝ぐ文章に続き、儒教や仏教は盛んになっ
ているが、我が国古来の律令・歌学・神道は衰退している。この時期
に復古の学問を再興するための学校創建を願うというもので、文末は
「臣東麻呂誠惶誠頓首頓首謹言」で終わっている。

「創倭学校啓」は明治維新後に、「創造国学校啓」に関心のあった
神祇官権判事福羽美静が春満の遺書の調査を羽倉可亭に命じ、羽倉可
亭が、当時の家宰の竹直哉(後の養子羽倉良豊)に取調させ発見した
(注1)。

表題は「謹□□□□□□□□□□創倭学校啓」、文章の末尾には

「 奉 上

大島雲平 (抹消) (訂正字)
【閣下】 (大兄閣下)

社弟荷田宿称春満頓首再拝」

とある。

内容は、最初に春満が東都で幕府から校書之命を受けた恩を述べ、六十歳に満たない身で恥を顧みず、大樹の庇蔭を借りて素願を達すべくこの義に及ぶものであるとした上で、仏教・儒教が盛んになり、「皇倭之学」である「柿本之教」（歌学）と「尽敬王之道」（歴史学・格律学）といった日本古来の学問が次第に顧みられなくなった。「万葉集」「古今集」「六国史」「三代格」を学ぶ事は重要であり、それは「官家化民之小補」となり「国祚悠久之大益」となる。そのため京都周辺に幕府から土地を賜り、自分の蒐集した古記実録を納めた倭学校を設立したいという春満の素願を、幕府御小納戸役の大島雲平に宛て上啓する内容の草稿であり、柱に靈淵堂とある八行の野紙六丁に認められている。

「創倭学校啓」の執筆時期や執筆者、さらにこの啓文が幕府に上啓されたのかどうかという事に関する史料は、國學院大學創立百二十周年記念『新編荷田春満全集』刊行のための調査や、現在も継続中の調査では発見出来ていないが、明治五年一月の良豊が提出した答申書控には次の記述がある。

一 国学校創造の啓文草稿ハ、春満門人武内靈淵と申者之手ニ御座候、尤執事名当も有之候ニ付、春満門人ヲシテ為書候と相考候、然トモ愚考ニハ、倭学并倭杯之字不審也、矢張国学皇学ノ学、正方と被存候、春葉集附録上梓之時、被直候者ニ候哉、難

決候（注2）

『津市文教史要』第二節山名政胤（津市教育会 一九三八年）と『津市史第三卷』一〇五・一〇六頁（津市役所 一九六一年）には梅原三千の説が掲載されており、山名靈淵について、字仙龍、通称武内、後

改主計、号靈淵、別号養蘭齋、又蘭齋、生年不詳。享保十九年六月十九日歿。靈淵は民間学者で伊予町稻荷神社の別当として少しの官米を受けていたが藩士ではなかった。京都に遊学して朱子学を奉じ、神道にも通じ、和歌・詩文・書をよくし、伊藤東涯とも文通し、京阪地方では相当に認められたが、津（安濃津）藩内ではあまり顕著ではなかった。荷田東満との関係は親善で、各その長所を交換し互いに教え合う関係であつたため、国学校設立建白書を起草したと紹介した。靈淵が国学校設立建白書を起草したとする根拠は、山名靈淵所用の野紙は創倭学校啓の書かれた野紙と同一であり、啓文の筆跡はかつて山名家に存在した、国学校創立を幕府に建議するための草稿の断片の筆跡と同一で、靈淵のものであるとし、写真も掲載されている。

羽倉良豊は「創倭学校啓」には国学皇学とすべき所を倭学と書かれていた事を不審としていた。大正五年にはこの「創倭学校啓」を閲覧した河野省三が「国学」という文字が使用されていない事を國學院雑誌に発表した。倭学がいつ国学に変わったのかという疑問が生じたのであるが、昭和七年河野は、春満が活躍した時代の「国学」は多くの場合神道を意味するとの見解を示した。鈴木淳は『創倭学校啓』の「倭学」は単に「和学」というよりは、日本という意味を強調しているようなどころがあるが、それも「唐」に対する「倭」という意味合い、つまり日本か中国かという対比が基本で、春満もその意味合いで用いていると考えられるとした（注3）。

三宅清は「啓文奉上は事実ではなく、春満の見解や著述に精通した荷田派の人物、信名か靈淵が、事を国学校創設に託して時弊を歎じ、一は自派の英才春満の徳を頌せんとした作文である」と偽造説を提起した。「創倭学校啓」が奥小納戸役の大島雲平に宛てられたことにつ

いては「この啓文全体は雲平に宛てたもので、その啓文の要旨を將軍の左右に達せられんことを請ふのであれば、それは雲平に対しての私的文書であり、何故此の如き上啓文の形式によつたか不可解ではないか。少くとも末尾の「執事年高云々」以下大島雲平宛の名宛は不審であり、一方には啓文奏上を如実に示さんが為の虚構ではないかとの疑がある」(注4)とした。また鈴木淳が「なにゆえ春満と交際のあつた御書物奉行下田幸大夫を差し置いて、雲平が仲介役を果たすことになつたのかは不明である。ただし、雲平は、右に見た通り、幕府の古書籍について、春満が鑑定した結果の取次役にあつたので『創倭学校啓』を呈上する相手として相応しい立場にあつたことは確かといえよう」(注5)としたが、これらに対する回答は春満と中井翫庵の関係から導き出される。

本稿の四、春満の本願と官許の倭学校設立構想で述べたとおり、春満は懷徳堂が官許を受けるに至つた過程を中井翫庵から聞いていたと考えられ、大島雲平を、將軍徳川吉宗の意向を受け、京・大坂で会輔堂に匹敵するような官許の学問所の設立を希望する者が上啓すべき相手であると認識するのは当然である。

菅野兼山や中井翫庵の官許の学問所創立に影響を受けた春満が、享保十一年から十二年の間に、官許の倭学校創立の意義や希望を山名靈淵に伝え、出来た草稿が「創倭学校啓」である。

(注1) 羽倉敬尚「東丸の国学校創立の啓文」(『近世学芸論考―羽倉敬尚論文集』鈴木淳編 明治書院 一九九二年)

(注2・3・5) 鈴木淳『新編荷田春満全集第二十卷』創倭学校啓解題(新編荷田春満全集編集委員会 二〇一〇年)

(注4) 三宅清『荷田春満』第四篇第一章創造国学校啓文の研究(畝傍書房 一九四二年)

六、官許の倭学校創設が出来なかつた理由

春満には享保十一年から十二年の間に官許の倭学校設立構想は有つたが、春満が書物奉行下田幸大夫と交わした書状には、この時期承つていた幕府の御用が滞っている理由として、春満の体調不良が書かれている(注1)。

享保十一年七月八日……胸痛初而指発

享保十一年十二月二十一日……胸痛于今全快不仕

享保十二年正月二十八日……去春已来私病身之上重病相加里、臥床之程には無之候へとも、于今全快不仕

享保十二年十月二十日……九月九日之貴翰当月朔日落手忝拝見、私儀近来は病氣快方に罷在候

享保十二年正月十二日芝崎宮内少輔好安書状(A・一・二・一五二(五四九))には「貴様当地へ御下向之義権之助殿殊之外被懸心底候而、拙者方へもひたと被申越候、御病身故御下向被成間敷旨御書面之趣権之助殿へ可申達候」とあり、熱心に江戸への下向を勧める松平権之助へ、春満は病身を理由に断るよう芝崎へ書状で伝えている。

このほか眼氣も不調であり、門人からも様子を窺う書状が寄せられている。また、春満が承つた御用を手伝わしていた養子の在満も病中であり、伏見稻荷社御殿預かりである東羽倉家を継いだ弟の河内守信名は、享保十年十二月末に発病し同十二年十月朔日に回復したが、稻荷社司と愛染寺の争いにより享保二十年四月に江戸の寺社奉行へ出訴した。春満は享保十五年正月に中風を発症し、その後回復したが、

信名の在府中である元文元年七月に没した。

春満には官許の倭学校設立の構想はあったが、健康状態に不安がある上、懷徳堂や会輔堂に比べ経済的に万全とは言い難かった。また懷徳堂が官許を承け、以後継続的に安定した学問所となるまでに、幕府とは様々な交渉が必要である事を知っていた春満には、構想を実行に移す事は出来なかつたと推測出来るのである。それ故啓文を幕府へ上げることは無く、享保十三年に養子在満へ啓文を持たせ出府させたという羽倉信真の推定^(注2)は成立しないと考えるのである。

(注1) 「羽倉斎往復記」(『宝永四年日次記並書翰集』佐伯有義編 荷

田春満大人二百年記念会 一九三七年)

(注2) 羽倉信真「荷田春満創造学校啓に就て」(『國學院雜誌』一九三六年三月)

終わりに

中井整庵の春満宛て書状は一通しか現存しないが、春満の門人や親しい人物からの書状や先行論文により、春満と中井整庵が旧知の間柄にあり、中井整庵を通じて、春満が吐懷篇二冊・補翼八冊・代匠記・余材抄という契沖の作書を手にした事が分かり、その時期は享保十一年から十二年にかけてである事が明らかになった。

同時に中井整庵と旧知である人物や春満の門人の書状から、春満が、徳川吉宗の意志のもとに官許の学問所となった江戸の会輔堂や大坂の懷徳堂の官許運動に関心を持っていた事が明らかになった。さらに中井整庵の官許運動やその情報が「創倭学校啓」に反映されている事から、春満には倭学校設立構想があったといえると共に、「創倭学校啓」は後世の偽造文書で

はないといえる。山名靈淵が起草にどの程度拘わったかについての史料は未発見ではあるが、今の段階では、春満が山名靈淵に官許の倭学校創立の意義を伝え執筆させたと考えられるのである。

【史料一】

享保十二年七月十日 中井整庵の書状

紙背「伊勢物語童子問」 折紙 A・二・二五五〔五五七〕

尚々、別幅申上候儀、実ハ／手前より御尋申候儀今更ケ様ニ／申上候儀如何と可被思召候へ共、／只今ハ御返書之上を以承候へハ、／不熟と相聞へ申候故、一家共へも左様ニ／申聞相済被居申候、一家共不同心之段／此方より不申上候事間違／相成候と存候、此段御免可被下候、以上

九日之貴札拝見、残暑／之節御堅固珍重存候、／私儀無恙、故郷病人有之／切々往来、此節ハ大坂ニ／罷在候、病人も順快ニ／仕候へは全牀大切ニ御／坐候故、此後如何と存候

一吐懷篇二冊・補／翼八冊御返受取申候、／外之著述も又々承／合可成儀ニ候ハ、御用ニ／相達候様ニ可仕候、代匠／も追付御返し可被成候由／得貴意奉存候

一勝見氏へ一封早々相／届可申候、且又御別／書之趣承知、愚意／別書へ申上候、少々間違之／儀も有之、今更氣之毒／奉存候へ共、愚弟病／廢、且一家共存念等／旁以差つかへ候事、此段／御推恕可被下候、急用／可然御申遣し可被下候、此方ニも／油断ハ不仕候間、来月中／以書中此意可申上候、／恐惶謹言

中井忠藏

七月十日 誠之(花押)

羽倉斎様

中井忠藏(贅庵)書状の差出時期は【史料五】享保十一年十二月二日喜多埜隠士(勝見李之介正景)の書状より後に出された書状で、春満が借用した書籍を書写した後に贅庵へ返却したと考え享保十二年七月十日とした。

【史料二】

享保十三年二月二十日 芝崎宮内少輔好安の書状

紙背「伊勢物語童子問」 折紙 A・一二・二五八(五六二)

尚々如斯書状認候処ニ／去ル十三日之貴翰到来／致落手致拝見候、貴様御事風邪之／御痛御座候而御不快之由千万無御心許／奉存候、併御胸痛之氣味ハかるく／御座候旨先は致安堵候、当地ニても／風邪流行一通りつゝハ皆引風を／いたし、先以会詠懸御目候処御勝／不被成候砌歌敷御添削被下別而／忝奉存候、殊口端千尋などの義御尋／申候所逐一被仰聞忝奉存候、被遣候御状共／皆々相達可申候、愚息義も此間／風邪ニ中り申候由、流行之風ニ而／追付快氣可仕候、／何かと御心添共忝奉存候、如仰／伝治下り事厥ニハ可有御座候へ共／修行のため左様成不自由も／いたし候能候と奉存候、御世話のうへなから／弥御心被添可被下候、奉頼候、且又被仰聞候／富士大宮司帰国にて杉浦修理亮殿へハ／いまた出府無御座候、森民部にて／在府ニ御座

候、杉浦氏もやかて出府／可被申哉之由森氏被申候、已上

幸便之条一筆致啓上候、／弥御家内無御別条貴様／御痛も御快然之由承珍重／不少奉存候、此表無恙罷／在候、先日は吉田使二代／匠記二冊秋田氏方江被遣候／紙包之書物御状一通、并／木村隼人方へ被遣候紙包／書物主税かたより差下申候間／致落手、何も相達申候、／且又主税方之伝治差下／申候ニ付何角と御心添御餞別も／被成被下候由申聞忝奉存候、／愚息主税義長逗留仕候ニハ／人数御座候へ而ハいたしかたく候故／伝治呼下申候、弥愚息方／人すくなニ罷成候間御心被添／可被下候、奉頼候、将又白絹／一端・浅草のり一包任幸便／致進上候、御見舞之印迄／御座候、何も期後音之時候、／恐惶謹言

芝崎宮内少輔

二月廿日 好(花押)

羽倉斎様

享保十三年正月二十一日芝崎宮内少輔好安書状(A・一二・二五八)五六二(二)によると、春満の元へ留字中の嫡男主税を帰府させようと考えていた芝崎宮内少輔好安は、浜松諏訪社大祝杉浦国頭の嫡男式部が春満の元で学文の修業をするため上京するため、さらに一兩年伏見に留まるよう説得された。享保十二年十月十一日 杉浦修理亮国頭の書状(A・一二・二五六(八九三))によれば、式部は修行のため無儀であった。主税も無儀で修行するよう伝治を神田明神へかえした。式部の着京は享保十二年正月二十一日杉浦修理亮国頭の書状(A・一二・二五八(五六二))によれば社殿の修復願いが一段落した後を考えている事から、享保十二年七月修覆金五百両下渡された後の享保十二年十月二十五日である。そのためこの書状は享保十三年とした。

【史料三】

享保十一年六月二十七日 勝見奎之介正景の書状

紙背「万葉集童子問」 青色切紙 A・一・二・五六（八九三）

尚々、信富公御安否久不被察／聞由、私方へも年頭之尊報今二／不被下西条主馬鉄炮書付等／指上候、尊報も不被為下候、煙草／御好被遊段被仰下忝承達仕候、／全鉢茄子出来候由、私方ニハ鶏たへ／候て一本もたへ不申候、サンゴジュ／十膾ニも用酢漬ニ仕給申候、乍／御せわ青山大膳亮殿伯父御青山／秀岡殿と申候隠者五条ニ御居住／被成候、是江御報入候、小かミ包ニて長野殿へ／二包御序次第御届させ可被下候、／貴公様へも不珍萩箸一包懸御目ニ／申候

忠藏も今月十九日ニ／はりまへ下り申よし、／廿日ニ尼崎一右衛門七右衛門見候而咄承申候、／契沖作書之御挨拶御丁寧之御事、／則いつそや忠藏へ申きかせ候、／知人之内所持候仁候故、

安キ御事／之由申候、以上

去ル三日御書翌晚忠藏より届／忝拝見仕候、御手前様御腹痛／弥御快復被成候由大慶仕候、土用ニ／増々残暑ニ而廿五日已来凌兼申候、／益御肥達御家門御安泰御座被成／候哉承度奉存候、私未全快不仕／□□氏御報さへ難□記延引背／本慮申候、家内ハ無異別暮申候一真照院より次女之義御断申上、長／女事申上候得共再三御すゝめ／難被成候由御尤千万奉存候、二女／義真照院了簡相改得心ニ候ハ、／向方心底御聞糺も可被下候旨、／御病苦之中御口憐不淺忝／奉存候、漸真照院合点頃日至候而／自参り申由ニ而、次女事相談／可申旨

以文申上候由申候、其／節私事就中不快故不呈小簡候、／真照院文ハ同日也より先達而／御入手可被下と奉存候、右之通ニ／御座候間御思案被加可然御執／計奉頼候

一忠藏副書私迄被遣故披覽候段／沙汰仕間敷由奉得其意候、姉へ／卒度見せ申迄而外見も不仕御／返進仕候得キ

一今朝急ニ幸便久松寺より夜前為／知ニ付、灯下ニ而家内打より枝今度／秋小菊別書之通、并千日紅大振成／花咲申候ニ付其内ニ而小ヲ一株／進し申候、損枯不申届候得かしと／奉存候、恐惶謹言

勝見奎之介

六月廿七日期 正景（花押）

羽斎様

貴酬

書状の差出時期は契沖作書の借用に関する記事から見ると【史料四】より以前である事から享保十一年六月二十七日とした。

【史料四】

享保十一年九月二十九日 勝見奎之介正景の書状

紙背「万葉集童子問」 青色切紙 A・一・二・五六（八九三）

尚々御氣分析角御／保養可被遊候、大学殿へ文一通／いつニ而も御序ニ御届させ奉頼候、／以上

為貴酬去ル十五日夜之御細／書翌十六日ノ玉束同十七日ニ／松下姓より入手、逸々拝見忝／奉存候、御自分様御胸痛未／潔無御座別而御執筆御六ヶ／鋪、当年深尾・横井御両所へも／御直文返不被成候由、

畢竟御元氣之／御勞或御鬱滞^{ニ而}も御座候哉、／此節時分宜候間御慰
旁有馬御湯治思召被立間鋪候や、御／入湯如何ニ思召候ハ、五七日之
／御逗留^{ニ而}御出坂奉待候、近所／供奉仕備御覽度奉存候、河州公／
弥御快復被成候得共于今／御手足御不自由ニ付、御學問所^{ニ而}被成
御養生、因茲御本家之／御用向ヲ御聞被遊候付一入御開／敷御座候由
御尤、河州公ニも御／長煩嘸御退屈と奉存候、大學殿／むつかしき御
病氣之所／近比御藥御相応之由、いか様ノ／御容躰^{ニ而}候哉無心元奉
存候、／先御快方^{ニ而}悦申候、其外／御家門御安全之由珍重奉存候、
／然ハ松下久米右衛門御無心之事／御領掌被下、早速中津／岡右へ御
相見宜御取繕／御挨拶被下候付首尾弥／宜、十八日ニ親類書指出し／
久米右無余義頼故私も／左源太と從弟と書付被申候、／廿日ニ左源太
用意料金／七両中津より松下へ被渡急キ／支度仕候様ニとの事故、不
取／敢当月廿六日昼時 御城入／則刻目見慰斗拝領／夕料理給り候、
段々勤馴／用人手島庄太と申仁へ左源太／介抱被仰付由申来候、私も
／久米右并岡右も出会候様ニと／被頼赴候付不及是非、松下／宅遠方
へ度々罷赴参会仕候、／前後首尾能候て大慶仕候、／久米右衛門家内
悦喜不大方／御自分様御余光ノ御礼ニ／早速以書帖被申上度由候へ
共、／久米右妻女昨夜平産ニ付／取込候由ニ付延引被申候、／且又余
材抄御急キ不被成間／吉田助左本復之節かり候而／上せ可申旨畏入
候、助左本復／次第所望可仕候、扱根本氏／いまた全快無之由苦々／
敷奉存候、左源次殿より私江／御返詞之御紙面以写御見せ／候ハ、
実々之御事辱奉存候、／乍憚御序之砌宜御挨拶／抄奉頼候、扱中井忠藏
事／江戸^{ニ而}時氣感冒、依之暫／脇坂豊之助殿御家士村尾三右衛門／
方ニ滞留候段、外より承候付案／申候処無間も本復、今月廿五／日晚
帰宅新宅^江引移候由、／廿七日手紙指越申候、幸昨／日近所迄参候付

立出候へ共／他行^{ニ而}逢不申候故、江／戸表首尾ハ未承候、発足／前
兩度入来候得共無音／申候ニ付一昨日見廻申候、／扱落華生実出来候
や、／若ミのり不申候ハ、私方ニハ／出来候間進上可仕候、紅寒／菊
も荅花出申候、其元様／^{ニ而}嘸と推量仕候、根ノ四／方植候儘^{ニ而}二
寸程置切廻シ／少いたため候へは花遅ク／開キ葉も紅葉仕候、事済候／
義は省略不能御再酬候、／恐惶不備

勝見奎之介

九月廿九日 正景（花押）

羽倉斎様

羽倉家の『家記』によれば河内守信名は享保十年十二月に発病し、
同十二年十月朔日復活した。河内守信名が、快復してきてはいるが
まだ手足が不自由である事や、【史料五】により「代匠記」や「余
材抄」の入手は、松平浅五郎の早世や榊原式部大輔の遠行した年で
ある事から、享保十一年九月二十九日の書状とした。

【史料五】

享保十一年十二月二日 喜多埜隠士（勝見奎之介正景）の書状

紙背「伊勢物語童子問」 折紙 A・二・二五八（五六二）

尚々、松平浅五郎殿御早世／御家断絶、新規ニ伯父御松平／兵庫
殿トヤラニ五万石被下置候／儀、津山城地御預之由、姫路榊原／
式部太輔殿ニも御遠行ヤニ候、／御嫡遠江守殿と申有之間／所か
へハ有之ましくと申候、／扱又先月八日深尾多仲殿より／被懸御
心頭候由態否被下悦申候、／其元様御余光と忝奉存候、／乍憚御

序ニよく御心得被仰／進可被下候、御報も□より進候／諸司与力
弥アキ有之や、／はやく御聞合被遊可被下候、／今日同□□得有
心□□／一入筆も廻りかね申候、／御了察可被下候、以上

去ル廿八日ノ花簡翌夕／天満屋太兵衛より届忝拜見／仕候、御自分様
御痰氣御胸疼／二三日御快復、御家門御安全／被仰聞珍重奉存候、爰
元／変事無之候、先月十五日／進候愚冊御披見之由致／承達候、中井
方へ代匠記之由／^{二而}一包被遣昨朔日朝為持／遣候、余材抄候之事も
申越候／所、代匠記と一緒ニ上セヘキ申由／申来候、右一簡入貴覽ニ
候、／勿論不可及御本□、／芥川古書いまた高槻より／兎角之事不申
越候、先日小島／出坂候砌、御主君近々鹿狩／御出可被遊趣沙汰^{二而}
候、左候ハ、／自分も供奉ニ罷出可申様ニ／申候、左様之事ニ取込候
や、／返詞延引仕候、紅寒菊又／一枝可指為登候由畏入候、覆／不仕
候故霜ニ痛漸小枝ニ／見能花葉候故今度進上／仕候、有馬禪総寺什物
其外／書込候一冊春ニ至御返し可被下由／奉得其意候、武家盛衰／記
欠本御聞合可被下由／忝御序ニ奉頼候、且又戸田／大隅守殿与力万年
源左衛門と／申仁跡月廿五日乱心、妻ヲ／切殺申候、大方潰レ可申と
／風聞ニ付、御鉄炮奉行石野六左衛門殿／又々御心懸被下、大隅守殿
御縁者御代官平岡彦平へ殿へ／昨日御参会之砌、当夏アキ／申候菅沼
清三郎跡は江戸より／隠岐万太郎被遣候、今度ノ万年ノ跡弥潰候ハ、
私事大隅守殿へ／又々願込可給之内談被成候へは、／京諸司代御組与
力一人明キ／有之間、取組中人京^{二而}被／召抱筈ト御申之由御手簡被
下、／又御面談ニも被仰聞候、右御手紙／写今度懸御目ニ申不及御返
二候、／尚秋中御諸司与力一人明キ／候へ共、町与力木村何某弟被召
／抱候由伝承仕候、其外ニ候や／但其後又アキ申候や、何とそ／其元
様御手筋も候ハ、御尋可被下候、／奉頼度候、御蔵奉行簡井主税殿／

より手より候間弥アキ有之候ハ、／御申込可被下由被申候、勿論□／
其元様御手より□候ハ、先被仰込／可被下候奉頼候、大方ハ当秋中／
明キ申事^{二而}候半と奉存候、／恐惶謹言

十二月二日 喜多埜隠士（黒印）

上封印

東丸先生

書状の書かれた時期は美作津山藩主松平家二代目松平浅五郎が早世
し、姫路榊原式部太輔が遠行した享保十一年である。

【史料六】

享保十年七月十日 勝見奎之介正景の書状

紙背「伊勢物語童子問」 折紙 A・一・二・一五七（五五九）

尚々、おしまとのへも／御心得頼上候、根本殿ニも御堅固ノ／御
深宜有之、浜松^{二而}も御無事ニ／御入候や承度奉存候、猶別紙御
覽／可被下候、将亦喜多坊駿河より紅／寒菊今ニ越不申不苦ニ哉
／にて思召も迷惑仕候、以上

一毫啓上仕候、日外比ハ無晴間も／霖雨湿深厥后照続今以難／堪強残
暑御坐候、如何貴公様弥／御堅剛御凌所々、御家門中御／安泰被成御
座候や承度、片心ニ差／還ニ・三月中被蒙仰候紅寒菊／南京より参次
第東都へ直ニ御下し／被成候様ニ、土付仮植いたさせ進／申砌、可呈
愚簡と見合及／遅滞、四・五月ハ長屋ニ差番候／事ニ付世話取込候^{二而}
無音、先／月よりハ暑ニ痛候故か例之／痞^{二而}物六ヶ敷、別^{二而}筆廻り／
不申意外之御疎遠御懷敷／奉存候、遅き事^{二而}ハ無之候得共姪／長病

申段段ニ快復、家内ノ息災暮申候、乍貴報正廿八日ノ御書翌日進藤より届拝見ノ仕候、備後表河州公ニも御望ニ候ノ間、大宮司殿より被仰遣候砌御一緒ニノ取りよせ可進候由、□キ御事爰ノ元阿部伊勢守殿御留守居ノ江坂宗左ヘ頼置候間、何時ニも可被仰下候、家老職被勤候真杉采女ノよりも用事候ハ、申遣候ヘと折々ノ申来候、此仁小子佐州方ニ勤申候ノ節之同役之甥^三而心安通路ノ仕候、此等之内ヘ頼可申候、無御心ノ置可被仰下候、筆末成申候、管城ノ三対被恵下不洩忝祝納用ノ達仕候、旧冬ハ小林洞庵老預尋ニノ呉候、御噂仕候関口左金鷲よりノ宜相心得申上候ヘと、春中文ニノ被申越候、姉ヘ御伝簡申聞候、ノ忝奉存候、宜御札申上候得とノ申候、且又長野大学殿より六月十ノ八日・四月九日別章、特ニ五明扇一箱ノ被懸御意御心入忝奉存候、□□ノ被仰演可被下候、猶期後音之時候、ノ恐惶不宜

勝見奎之介

七月十日

宗春(花押)

羽倉斎様

参人々御中

享保十年八月八日勝見奎之介の書状(A・二・二五二「五四八」)には享保十年七月二十八日にあった水野隼人正忠恒の事件が書かれ、同時に「雑賀や七兵衛調合仕候ニ付、被存心安御坐候故所望申、姪江給させ候全快仕候」とある。享保十年八月八日書状では、姪は全快したという事から、七月十日の長病の姪が段々に快復したというのは享保十年八月八日より以前であるから、享保十年七月十日の書状とした。

【史料七】

享保十二年四月二十七日 秋田民部博芳の書状

紙背「万葉集童子問」 切継紙 A・二・二五六(八九三)

再伸御齒痛御快方候段ノ被仰聞承悦安氣仕候、此節はノ暑湿ニも罷成候ま、尚又御保養ノ可被成奉存候、御当地も此節霖雨病人も多ノ御さ候、其上縷屋作事又難儀仕候段ノ御察可被下候

一返壁仕候書目録御落手被下候旨不審書ノ誤字ハ愚案通ニ御さ候旨、欠文誤字未分明ノ儀共御座さ候、数本御取出し御校合之上ノ追^而亦調可被仰下旨、相知候節奉頼候

一源氏河海抄之儀被仰下候差当ノ所持候もの存付不申候、追^而承合相知申候ノハ、木村隼人ヘ可申渡候、上野学頭ニも所持無之候、併強^而才覚ニは及不申候由ノ承知仕候

一余材抄旧冬之書ハ外之手ヘ渡り申し候由ノ残念之至奉存候、

尚^而重^而亦事可得ノ貴意候、以上

先月十三日之貴札致拝見候、詠題ノ暑氣候、先以貴公御齒痛久々之ノ御事御さ候处、頃日ハ御快御座候旨此方ニてノ如致遠察候、余寒ノミニにても無御座候、ノ元来御氣虚之症にて御座候旨本康ノ玄智老と申齒医衆被申、益氣湯ノ加減之調劑御括用念ニ付、菜食薬ノ被成候^而被得御快驗候由、御見たて宜御服薬ノ的中候て幸甚之御事承悦仕候、左様候ノハ、私以御保養專要之御儀奉存候間、ノ無御油断御愛護可被成候、手前安否もノ御尋被下辱奉存候、家

族無事罷有候、／少々繕普請なから于今片付不申、其上／無抛子細なと有之当会ハ心外闕座、／残念之至難申尽奉存候、家作之儀ハ吉事と／神ミ被思召被下候由辱奉存候、併中々相始候／わけにて無御座不及是非取懸り申事御さ候

一 毎度題詠并拙者当座御加筆被下／未御病後御氣六ヶ布も可被思召候処別而／辱奉存候、当月兼題愚詠のほせ不申候／段能々之儀と思召被下由、当月兼題／漸会初詠出かり会紙ニて差出し申候、／則懸御目候、再来月兼題当座共詠／進仕候、乍御勞煩御直し可被下候、奉頼候、／且又別紙之詠も両通とも無難／被思召候由、其節も申上候通未決候儀共／左ニ書付申候、急申事ニても無御座候まゝ／とくと御氣色も勝申候節賢慮之程／御添削御教示被下候様奉願候

一 野子雅会当座五十首之和歌示明候／ハ、御加筆可被下旨辱奉存候、少不殘ニ御座候／ても作事閑敷、取集不申候まゝ集候上／一入貴意之まゝ其節奉頼候、并貴境／勸進之御詠歌とも未集不申候由、貴詠も／後便被遣可被下旨辱仕合奉存候、併急／申事ニても無御さ候間御心ニむき申候節／奉頼候、御所勞ニ付御月次も両会御延引／被成候由、とかく御氣色之御保養專一ニ奉存候

一 杜丹之儀藏書之趣承知仕候、上野筋／上々花上花之名目承合書付懸御目候／上、御懇望之品才足可申旨承知仕候、／此節ハ久々上野手筋へも不參候、其内承合／相知候ハ、可申進候、学頭ハ左様之事も頓知／無御座候、其外上野法中へ懇意出入之／仁承出候、其仁ヲ口口申ニ付又通伝／故存様ニ果敢取不申、不情成様而氣之／毒奉存候へ共其段ハ御了簡可被下候、猶／期後音之時候、恐惶謹言

秋田民部

四月廿七日

博（花押）

羽倉斎様

拝復

春満の体調不良が伺える事から享保十二年四月二十七日とした。

【史料八】

享保十一年三月二十八日 しんせういんの消息

紙背「伊勢物語童子問草稿」 折紙A・一・二・一五八〔五六二〕

一

なを／＼春中御くたり／あそハされ候はんかと待候へ共／御くたりも御座なく候、奎之介ニも／御うわさのミ申され待被申候、／此はるはとりわけ／よかんつよく御さ候へ共／もはや此ほどは／あたゝかに成まいらせ候／まゝ、ちと／＼思召御立／御慰なから御くたり／待奉候

久松寺さま御のほり／被成候ニ付よき便／と一筆申あげ／まいらせ候、まつ／＼奎之介／かたへ仰下され承／候へば、御てまへさまニも／御口中御いたミ御／なんぎあそハされ／候へ共此程は御心よく／御座候よし、めて／たくうれしく奉存候、／さては御くろうの／義申上かね候へ共むすめ／ども事今ニおも／ハしき御事も御座／なく、としたけし／ものをかゝへおき、わたくし／心づろう大かたならす／めいわく致まいらせ候、／それニ付そうりやう／千代事源之進そく／さいのうち忠そうヲ／やうしニ致大かたならす／せわげんぶくいたさせ／御奉公ニ出シ申候、すへ／＼ハ／千代とめやわせ申はつニ／御座候所、忠そうわか／けにてたちのき申／され候故、わたくし／おやこ

のゑんもことわり／申、其後四五年も／すき候ていが一もん／どもよりよぎなく／申越、奎之介むすめニ／致、むめがはら頼母／かたへ遣し候へ共病／身ゆへ、此かたより／

二

ことわり申とり／もとし、今ほとは／すいぶんそく災にて／手前ニさしおき／申候、それニ付今程／心ていもおとなしく／おい立被申、手前へも／被参候間もはや／身上もおちつき／被申候事ニ候へば、身おもになられ／候てもくるしかる／ましくとそんし候、／もとより源之進・私／もぞんじより申／ことニ候へば、心もあら／たまり申さるゝと／うけ給候ニ付、六／七年以前御内意ヲ／申しんし、てまへへ／立帰被申岸田ノ／めうじんもそうそく／致被申候わん哉と、／御きゝ被下候様ニ御頼／申しんし候ニ付、おゝいの守さま／御くたりのセつも何／かと其御元様御心そへ／被下候、此度は其セつ／とちがい忠ぞう身も／おちつき申さるゝ事ニ／御さ候間、まへかたの義利／そんし出され、留主居／よび被申候てもくるし／からす候ハ、千代遣し／可申候、てまへへ心安被参候／衆中之内忠そう方へ／参候かたも多ク候へ共、／一たん忠藏かんなん^{ニ而}／暮被申候セつ立帰候／こと御せわ被下候故、／また此度も申上候、／

三

そこ御もと様御心付／のやうニ仰られ、心／てい御きゝあそハされ／被下候、頼上まいらせ候、／来月上じゆんの時分／忠ぞう上京御見廻／申上候由ニ付申上候、／御事多中御めん／とうの儀ニ候へ共御さし／つかへも御座なく／候ハ、ひとへニ頼上候、内／セうのほとはぞんじ／不申候へ共、取つきにて／物事ふちうニ候とも／其だんはいかやうニも／かんなんいたさせ可／申候、同心ニて候ハ、於私／よろこば

しく存／まいらせ候、なが／ちつ／きよ、ことに類火ニ／あい申、したくと申も／ゑ致申ましく候へ共、／たがいニすじめを／ぞんじ候ての事ニ／候間、さしてあのほうニ／も左様のとんじやく／は御座あるましく／とそんしまいらせ候、／来月上り候様ニ被申候ニ／付御頼申上候、もし登り／申されす候ハ、御状^{ニ而}／仰下され候事ハかならず／御無用ニあそハし／くたさるへく候、御／くろうの儀ながら／頼上まいらせ候、めて度かしく

三月廿八日 しんせう院

羽倉いつき様

【史料三】には、春満は真照院の頼みである長女と中井整庵との縁談を再三持ちかける事は出来ないとい勝見奎之介へ伝えた事が記述されており、【史料八】真照院の消息は【史料三】の前に書かれたと判断出来るため、消息の書かれた時期は、享保十一年三月二十八日とした。

【史料九】

享保十年十月十三日 松平權之助信富（信允）の書状

紙背「伊勢物語童子問」 折紙A・二・二五七（二五五九）

尚々、西瓜音之義被仰聞／被入御念御事候、最早届き可申候芋之義／被仰聞致承知候、成程年功有之物ニ候

一地黄丸も今以御用可成存候、／押付序候之間調査出来次第／可指上候、三里灸ハ如何眼氣ニも／可然候、二三度灸治

被成候へハ左程／苦勞ニも無之物ニ候、本所學問所／之義
委細相知候ハ、圖書方より／可申進由、昨夕私宅へ参候間
／「」最初之沙汰程ニハ無之及承候と／圖書申候、大炊
頭出府後來年ハ／上京可仕由御相談可有之旨／尤之事候、
とかく内証向御手当ニも／無之候^而ハ調不申御事、返々／
本所學問所も内証向不調之さたニ候

一月次便有之候へ共数通故扣／「」御同苗河州へ之／再
注文ハ貴様へ大和守方より「」／返事不指遣候、此度紀
伊守／京都之留主居方より相届ケ／申様此状遣候、勿論河
州方へも／宜御心得可被下候

一圖書度々参心入共も宜御心得／可被下候、円やうも参候へ
共是又／はかとり不申候、大坂ニて安左衛門も／無事之由
及御聞と被仰聞も、／此方へハ書状も不参候間先頃／家来
方^江状遣候、于今／返事不参候、已上

当月五日之御自簡／乍貴答拝見、時分柄／寒冷候得共弥御無事／
御眼氣も御快候之由／珍重奉存候、然は下田氏より／段々御用之
義被成、／先頃肥前国風土記／真紀御求出下田氏迄／被指越候付
^而、別書一通／被越文言御写被遣遂／拝見候、誠重疊御仕合ニて
／大和守へハ可致物語候、其外／御伝筆近々逢次第／可申達候、
右別書外へハ／無沙汰可仕之旨相心得申候

一詠艸御加筆忝存候、いつも／同様成御事ニて何とそ今少／合点仕
度御事候、兼題郷の／落字之事扣何といたし候哉、／落字有之候、
郷書加入／懷紙出し可申候、来月之／兼題詠草月次之便／可指上
候

一伏見奉行所^江之通達之義、／至只今^而ハ貴様御為ニハ／御勝手之

宜候由委細致／承知候、大和守へも可申聞候、／猶期後便候、恐
惶／謹言

松平権之助

十月十三日 信富

羽倉斎様

御再報

書状の書かれた時期は「先頃肥前国風土記真紀御求出下田氏迄被指
越候付」とあり、『大日本近世史料幕府書物方日記五』（東京大学
史料編纂所一九六九、一九四頁）享保十一年五月五日の条に、「肥
前国風土記」一冊が「諸向より上り御用ニ達候部之御長持^江納置之
候」とある事から享保十年十月十三日とした。

【史料十】

享保七年正月十四日 松平権之助信允の書状

紙背「伊勢物語童子問」 折紙三紙 A・一・二・二五七〔五五九〕

猶々、誠ニ／久々御左右／不承之御遠々敷存候、／何とそ春
中ハ御下向の／思召立杯も有之様存候、／乍然御暮しの儀／御
心当杯無之^而ハ罷成間敷／存候、其儀ニ付^而ハいか様共／御相談
も及心力候程ハ／可仕候、定^而牧野／駿河守殿より于今／御通
路も可在之存候、／今程ハ隠居ニて子息／駿河守改被申候、猶
重^而、以上

新春之御慶／重疊申納候、弥／御息才御重年／可被成珍重存候、手
前／無異儀致加年候、／旧冬京都ニ罷在候／同姓紀伊守家来方迄／

相届ケ候様書状／遣候、其前共兩度／指越候得共、御状于今／不来久々御左右も／不承候、若御眼病／御不出来ニ候哉無心元、／当春横井源八方迄／承合候処、今程御眼病／御快御無事候段／承候珍重存候／

一 今度京都^江／年始之為御使中条／对馬守罷登候处ニ、／御内用被仰付候、对馬守ハ／拙老悴舅ニて／御座候、夫故御内用／之わけも承候ヘハ、装束／之儀杯堂上方ヘ／承合候様ニ被仰付候、／尤堂上方ニ^而も相済／可申候ヘ共、故実之わけニ／

二

候得ハ若品ニより知／不申儀も可在之哉、何とそ／御用も様子よく勤／候様ニ仕度存候、就夫／貴様御噂申達、若／堂上方ニて滞儀にて／キ様ヘ懸御目承候様ニ／申談候、不計／ 上使屋敷ヘ御出候様ニ、／对馬守方より申進儀／可在之哉、左候ハ、／御出可被遣候、私用／之儀ニ無之候間故実／相尋候て御通伝、／何様於拙者仕度存候、／御用之品ハ咄不申／装束杯之儀と計申候、／其中鎧ひたゝれを／見候哉と相尋候、此儀も／御尋候ケ条の内と／察申候、前々御尋も／御座候^而達／ 上聞候儀も有之候ヘ共、／得と不相聞候間、此度／对馬守承合、／ 上ヘも御心得在之様／可仕候旨申候、旁々／首尾好御用済／候様ニ仕度儀御座候一 貴様御下向思召立／

三

如何可被成候哉、先年／御在府申候、此節は／上ニも 故実御尋／近比ハ日本之書籍／御尋之御書付杯出申候、／此時節何とそ御参府／御在合候様願申候、左候ハ、／御一分の御身上計／無之、御先祖御兄弟／社の為ニも可然存事ニ候、／令集解杯も／御尋候間前方調

置候／書物此度指上ケ候、／尤心かけ仕候、御同姓／主膳正方ヘも御尋、／書物之儀触可相廻／候之間御承知可被成／存候、御尋之内之／書物御所持候ハ、御上ケ／被成候様存候、断絶之儀／氣之毒思召候ハ、其段／御願被成候て、残り御所持／候様ヘも可罷成候、只今迄も／御内々^ニハ御尋在之／候ヘ共、此度ハ表立／急度相触候歟、以上、／恐惶謹言

正月十四日 信允

羽倉斎様

人々御中

享保七年正月十四日、徳川吉宗が諸国に『新国史』『本朝世紀』『寛平御記』『延喜御記』『律集解』『令抄』『弘仁式』『貞觀式』『法曹類林』『為政録』『風土記』『本朝月令』『律令集解』『類聚三代格』『類聚国史』等古逸書を採訪させる命令を下した（『徳川実紀』）事から、【史料十】は享保七年正月十四日の書状とした。

【史料十一】

享保十年四月二十九日 松平権之助信富（信允）の書状

「松平権之助書状」折紙二枚 A三三十八八九

尚々、御秘藏之古今／伝来之書写本被成遣／御心入忝存候、尤秘藏／仕可申候、猶御所見之／歌道伝受願^{＊5}候御事候

追^而、頃日下田幸太ヘ見廻暫申談／御噂申候、不絶御用有之珍重存候、／乍去御心遣共察申候、学文之／咄杯も出申候、木村事も尋被申候^而／宜挨拶仕置候、根本願^{＊6}之義も／貴様思召之通具申

達吞込被申候、／先ハ根本一方之願ニハ聞ヘ申候間、／少ハ相ま
しハリ候様ニモ氣味相／有之候^而ハ如何候間、其段大炊ヘモ／当
春具申聞置候、大炊モ／兎角氣色会快トハ不相聞候、／頃日モ為
養生出府トハ及成候、／此方杯ヘハ無沙汰候、願之義／急ニハ調
かたき御事候、何とそ／時節到来相待計候、以上

追^而、此御報も同氏方より御届ケ可申候、／何時も京都家来方迄
御状被遣可／相届候間右様御心得可被成候、以上

先月朔日貴札拝見／弥御無事之由珍重存候、／乍然御眼氣未然と無之
由／不及申候得共、無御油断／御保養肝要御事候、御氣色も／御快候
之由、左候ヘハ追^而御眼氣／可被得御快氣候、下拙事も／無異義相勤
何も息災／候之間可易御心候、然ニ内々／致御約束候古今和歌集／伝
受書写本相調合二十／三冊被提下御心入忝存候、／東野州伝御先祖伝
来／御秘藏之事被成来候之間、／妄ニ他人^江相伝申間敷由／得其意存
候、芝崎宮内少ヘモ／今度被遣之候、書写筆も／混雜もいかゝ之故一
単は／御調させ候付^而、何かと故障／御延引之由入御念候趣致／承知
候、此伝東野州末流ニ候、／今ハ残り不申様に御承知／被成候、猶承
合可申由誠珍書／写本被成下忝奉存候、秘藏／可仕候、御別紙被遣被
仰下／候之通承知いたし候、木村方ヘ／追^而可申談候右様思召／可被
成候、右古今伝受／（中欠）

密本之義候得共「」／歌道之義御物語承之、／百人一首伝受杯も
／承之上ハ人々尊仰／仕候様ニハ致一覽候^而も不及候、／習合附会之
事共相見ヘ申候、／非存候ハ、御所見之歌道／伝所希候、定^而御仕立
被成置／候半と存候、木村杯ハ「」／古今伝「」／
承之「」／古今「」／思召（中欠）
上覽有之様「」／是非ハ書面相見可申候、少存寄度候之間心か

け可申候、猶／期後音之時候、恐惶謹言

松平権之助

四月廿九日

信富（花押）

羽倉斎様

御報

四月二十二日神田明神下社社家木村図書書状（A・一七・一五七〔五
五九〕）や、同日神田明神神主芝崎宮内少輔の書状（A・一七・一
五七〔五五九〕）により、松平権之助と芝崎宮内少輔ヘ「古今伝授
書」が送られた事がわかり、同時に若君様御元服で松平権之助が忙
しい事が記されている事から、徳川家重の元服があつた享保十年四
月二十九日の書状であるとした。

【史料十二】

中井竹山著『学問所建立記録』抜萃（東 喜望「町人覺舎懷徳堂と
五井蘭洲」『白梅学園短期大学紀要18号』一九八二 七・八
頁に掲載を、文中の括弧と句読点はそのまま、振り仮名は省略し
て転載した。）

然所、老先生学友三輪善藏江戸表に寓居にて、大島古心様ヘ心易御座
候。其比は有徳院様御時代にて、右文之治行はれ、菅彦兵衛於江戸学
問所被相願、御免許被為遊、仍^而右彦兵衛事御噂被遊、京大阪杯之地
も学問所様之所拵置、忠孝之筋、説聞せ候様に有之度もの。左様之事
願出候者は有間敷哉之旨、古心様^江其子息近江守様を以、上意被遊、
古心様より善藏殿ヘ右御内意被仰聞、其元心当り之者は無之哉之旨、

御尋有之候付、善藏殿答に大阪に三宅石庵と申者、徳義衆人之服し候人柄に御座候得共、左様之義相願可申哉無心元候得は、先其門人共迄申遣し、承合可申由にて、自善藏殿右之趣忠藏方へ委細被申越、願出候は、無相違可被仰付趣に相聞へ、則武右衛門殿四郎右衛門(殿杯)杯殿と忠藏、内に致相談、右懷徳堂講会之場所、上より学問所に被仰付候は、慥に無退転相続仕り、上之思召にも相背申間敷、且は老師之遺跡も久遠に伝はり可申。旁以、本望之義と内談一決致し候得共、老先生へ申上、若御差留被成候は、一向、難相成義と態と沙汰不仕。同年（享保九年）冬、忠藏潜に江戸表へ罷下り、善藏殿へ直談に及び罷歸り、其節老先生へも申上候處、左程之勢に相成候上はとて、共々内証世話も有之候。同十年乙巳五月、吉左衛門殿、吉兵衛殿、忠藏同道に而、又江戸下向。忠藏は同十月迄逗留致し、大島翁にも寛々対談を得、委細之趣申上、愈可被仰付勢に内々承繕ひ帰阪。同十一年丙午春、忠藏重而態下り、年寄を以、御願申上候處、御側有馬兵庫頭様、加納遠江守様にも御逢被下、達御聴、奇特之義には被為思召候へ共、上より御威光を以、被仰付候事、多くは末々にて相背き候へば、表立大阪にて可願出候。於大阪御吟味之上、愈相続可仕筋に候は、其節可仰付との儀伝承仕り、忠藏江戸発足致し、いまた帰阪不致内、江戸表より御当地へ御奉書到来。石庵門人に忠藏、武右衛門、吉左衛門、四郎右衛門、吉兵衛、又四郎と申者は、大阪にて慥成者か、此度学問所之事相願候間、内々にて吟味可致旨被仰出候由。同四月忠藏罷歸り、早速當御番所に願出候趣は尼崎一丁目道明寺屋吉左衛門屋敷地、是迄講舎建置候場所に、西隣助松屋借屋敷、東隣尼崎屋焼地敷、之内一方差加へ学問所に取立度旨に而、其節吉兵衛殿は、忠藏、伏見堀居宅之家主に

て、町年寄被相務候事故、忠藏召連被罷出候。其時、東御奉行は鈴木飛騨守様、西御奉行は松平日向守様にて、日向守様は御召に付、御参府有之、仍而、飛騨守様へ願書差出し候處、忠藏御縁側へ被召出、此願は其方師匠石庵可罷出所、其方罷出候は如何との御尋に付、忠藏答に、石庵義は隱遯自修、中々箇様之様願出候者には無御座候。同門共打寄存立、其中より私罷出候由申上、右願書御取上有之、此組惣年寄川崎屋五兵衛、南組野里屋四郎左衛門、天満組中村左近右衛門宅に於て、武右衛門以下五人之衆中、内証御吟味有之、右願書江戸表へ被遣候趣にて、同六月七日、飛騨守様、日向守様御前江忠藏被召出、願之通於江戸被為聞召候に付、右之場所、諸役御免所地に被仰付候間、学問所に取立、末々無退転様に可相勤。且又、右二軒之屋敷、重而御代地被下置候迄は、屋敷主江相對可仕旨、並に両隣之内何れの屋敷なり共、忠藏相對致し申出候上にて、屋敷主へ可被仰渡旨、御書付を以、被仰出候。以下略

荷田春満の古逸書探訪と延暦寺鶏頭院天忠

石岡康子

鶏頭院天忠の書状中の人物

平成十四年十二月國學院大學創立百二十周年記念『新編荷田春満全集』刊行のための調査が行われ、荷田春満宛の書状が二三一通発見された。その中に旧記和書の真偽判定や古逸書探訪や校合に関係する書状が発見された。その差出人の一人が鶏頭院である。鶏頭院の書状は四通ある。書状の差出名は「鶏頭院天忠（花押）」「鶏頭院天（花押）」「鶏頭院」である。

鶏頭院は比叡山延暦寺の横川兜率溪にあり、元龜二年の織田信長による比叡山焼き討ち、再興後、僧叡覚を中心として写本が行われていた。

滋賀県蒲生郡安土町にある観音正寺の一坊である教林坊の住職辻井徳順は仏教書を中心に、その他社寺縁起類、説話集、諸記録等の主として写本・版本を収集した。この中に横川の鶏頭院・鶏足院が旧蔵した写本類が相当数みられ^{〔注〕}、現在早稲田大学図書館教林文庫に収蔵されている。その研究成果「早稲田大学図書館蔵教林文庫目録稿」によれば、鶏頭院で古典籍を書写した僧の名前で「天」の字が付くのは「天忠」だけである。

鶏頭院天忠と春満の書籍の貸借を仲立ちしたのが園城寺南院にある花王院の僧である。

花王院の僧は、【史料二】三月二十一日の書状によると、稻荷社へ帰り春満から鶏頭院へ返すべき書籍を託されて延暦寺へ行っており、稻荷社、特に春満に近い間柄であると推測出来る。また春満の実弟で、伏見稻荷社御殿預かりである東羽倉家当主信名が、江戸の寺社奉行へ出訴のために在府した期間の日記『江戸在府中要門之日記（三）』享保二十年十二月十四日の条に「信舎・花王院義順此節之辛苦本家へ之忠□銘心肝…」とある事から名前は義順といい、伏見稻荷社目代西羽倉家の信舎と共に東羽倉家を本家とする家の出身と言える。さらに『江戸在府之日記（五）』同二十一年三月十九日の条では、信名の継嗣信章が死去した際に、浜松諏訪神社大祝である杉浦国頭の養子に決まっていた西羽倉家の民部（左門・延武とも称し、信名の甥にあたる）を西羽倉家へ戻し、東羽倉家の後継者とする様に国頭を説得するため浜松へ下向している事などから、羽倉家の出身であると考えられる。

鶏頭院天忠の書状差出時期と書籍の貸借

【史料一】享保九年極月五日差出の書状には「御用筋御取込共候付御辛苦ニ奉存候得共、御本望之御事ニ御座候、且又風土記大学公へ被仰付御校合候御書に御加へ被下、別而忝奉存候」とある事から書状の差出時期は、春満が江戸で幕府の御用を首尾能く終え、京都で幕府の御用を承るようになった同八年六月以降である。なお、この風土記は豊後風土記である。春満の風土記研究は幕府の命を受けて始まった。その成果は同八年六月十一日から十五日の間には「和

書真偽考」^(注2)、同八年冬から九年春にかけては「出雲風土記考」となって現れたが、その後も研究は続けられ、古書の搜索・書写は進められた。鶏頭院から借用した豊後風土記を転写した物か、又は校合に使ったのかは不明であるが、豊後風土記は後に幕府の書物奉行下田幸大夫師古へ「出雲風土記考附／豊後風土記」として贈られ、師古の死後その父泉翁により在満へ返された^(注3)。

國學院大學図書館蔵書武田祐吉旧蔵本『出雲風土記附豊後国山城国殘編 全』は、出雲風土記・豊後風土記・山城風土記を校正し、合綴した物を書写した状態であり、筆跡は同一である。蔵書印は二箇所を押印され、一つは國學院大學の蔵書印であり、もう一つは「觀徳楼／蔵書印」と読むことができるが、印主名は不明である。

出雲風土記の末尾には、

「右一冊以松下見林翁本令書写之訖勿法孫紛失之

貞享五年戊辰季春穀日

山門鶏足院

法印大僧都覺深藏

伝領 大僧正嚴覺□^(注4)

享保十年春三月以善本校正

鶏頭院天忠

豊後風土記の末尾には、

「豊後風土記 終

永仁五年二月十四日書写畢同十九日一校了」

山城国殘編の末尾には、

「永禄元年十二月三日

熊野山僧良快○^(注5)」

という記述がある。

春満が天忠から借りた豊後風土記は、松下見林が所持した物を転写した物である可能性もある。

享保十年正月二十八日、下田宛て春満の書状では、「前度被仰下候日本紀略新写之本十三冊旧冬進候处、御受取被遊、雲平殿へ御渡成候处、写被仰付候筈御座候由恐悦仕候」とある^(注4)。また同十年四月十五日下午宛て春満の書状には「先達^(注5)蒙仰候南朝紀伝合卷三冊、今度懸御目候、異本も有之一本致校合之处大同小異にて候」とあり^(注5)、日本紀略と南朝紀は享保九年には春満が手にしていなくては下田へ上げる事は不可能である。また春満は享保八年六月には帰京していることから、鶏頭院から春満へ書状が遣わされたのは享保九年極月五日とした。

【史料二】 三月二十一日の書状差出時期は、春満が幕府の御用を承っていた時期である。鶏頭院から『小右記』が貸し出され、春満からは『公卿補任』が貸し出された事がわかる。

【史料三】 正月二十八日の書状の差出推定時期は、春満が幕府の御用を承っていた時期の正月二十八日であり、長野大学（荷田在満）が出府する享保十三年九月までの間の正月二十八日である。『補任』貸し出しと返却の情報を見ると、鶏頭院の書状差出順序は、三月二十一日↓正月二十八日↓十二月二十五日となる。

【史料四】 十二月二十五日の書状には、『類聚雜要』四卷・『儀式』十卷合五・『明月記』八冊・『補任』六冊を鶏頭院から春満へ返却した記事がある。『類聚雜要』は享保十年正月二十八日・同年三月四日の春満から下田へ宛てた書状には、春満が元々所蔵していた古写の『類聚雜要抄』と外より借り書写した物を下田へ送った記事があり^(注6)、同十一年十二月二十一日春満の書状には下田から返却された記事があることから、春満が鶏頭院へ『類聚雜要抄』を貸し出せるのは享保十一年十二月二十一日以降である。春満と鶏頭院の書物の貸借を下田へ貸す以前とすれば、鶏頭院での書写や校合をする期間を考えると享保八年以前の十二月二十五日となるが、『補任』と他の書籍貸借の状況から三月二十一日と正月二十八日と同様、春満が幕府の御用を承っていた時期と考えて享保十二年以降とした。早稲田大学図書館教林文庫蔵書には類聚雜要抄巻第一―四がある。巻三は覚英が書写し、その他は元禄五年―十一年の間に覚深が書写し、巻一の識は徹覚が書いている。

教林文庫目録No. 509

タイトル 類聚雜要抄巻一―四

出版事項 覚深(写) 元禄五―一(一六九二―一六九八)

形態 四冊・30 cm

注記 教林文庫

小口書・類聚雜要

巻三の書写・覚英 巻第一の識・徹覚

一部朱書 切取あり 虫損あり 仮綴

印記 天台山兜率溪鶏頭院 徳順 教林蔵章

観音正寺教林坊(滋賀県安土町)旧蔵

鶏頭院では既に類聚雜要抄一―四を書写し所持していたが、更に春満の所持していた古写の類聚雜要抄四巻を書写した事が解る。

下田幸大夫は享保九年五月二十九日に和学御用により九条家の『儀式』を預けられ、内閣文庫には、彼の自筆校訂本が残存している。春満は下田が預かった『儀式』を『貞観儀式』であるとした^(注7)。春満は享保十二年九月二十三日の書状で、『貞観儀式』を板行すれば学者にとつて至極の重宝に成ると書いている^(注8)。春満は所持していた『貞観儀式』と下田が預けられた『儀式』とを校合したのであろうか。

『明月記』は建仁二年分略紀・天福元年分略紀・嘉禄三年正月の三冊と、『名月記』嘉禎元年四月から六月分が東丸神社に現存する。

早稲田大学所蔵教林文庫の肥前国風土記

早稲田大学蔵教林文庫目録No. 351には「肥前国風土記」がある。

タイトル 肥前国風土記(書写史料)

出版事項 貞晟(写) 享保二(一七二七)

形態 一冊 28 cm

注記 教林文庫

書名は表紙による

奥書 徹覚

實観元禄十三年写の写本

虫損あり

和装

印記…天台山兜率鶏頭院 徳順 教林蔵章

観音正寺教林坊旧蔵

というものである。

享保十年五月五日、春満が探し出した『肥前国風土記』一冊が諸向より幕府へ上り御用に達し候長持へ納められた^(注9)。この『肥前国風土記』は鶏頭院から借用し書写した可能性もある。

この外東丸神社所蔵文書「吉統記 除目部類」(E・三・二・五四(一六七一))には、三行割り正方形で「天台山／兜率溪／鶏頭院」の朱の押印と「青楓館印」「荷田氏珍藏」の押印があり、春満と鶏頭院に關係が有ったことを示している。

(注1) 早稲田大学図書館報No.22 (一九九〇年一月一日) 一八頁より

(注2) 谷川 愛「荷田春満 和書真偽考」(『平成二十一年古稀学院大学文学部共同研究「近世における前期国学の史的研究」成果報告書」二〇一〇年 五―七頁)

(注3) 青木周平「『出雲風土記』 春満考(自筆稿本)と出雲風土記考(成稿本)」(『新編荷田春満全集 第三巻』二〇〇五年 五〇二―五〇七頁 解題)

植垣節也「豊後風土記の伝写について」(『親和国学』第六号 一九七三年一月)

(注4) 「羽倉斎往復記」(『宝永四年日次記並書翰集』荷田春満大人二百年

記念会 一九三七 一二頁 享保十年正月二十八日日本紀略謄写其他に關する書翰)

(注5) 「羽倉斎往復記」一五頁 享保十年四月十五日南朝紀伝其他に關する書翰

(注6) 「羽倉斎往復記」一三頁 享保十年正月二十八日日本紀略謄写其他に關する書翰、「羽倉斎往復記」四三頁 享保十一年十二月二十一日政事要略以下領収其他に關する書翰

(注7) 秋元信英「近世の『儀式』写本と荷田在満」(『続日本古典全集』現代思潮社 一九八〇年 八二三頁)

(注8) 「荷田春満大人書翰集」(『宝永四年日次記並書翰集』荷田春満大人二百年記念会 一九三七年 六四頁) 享保十二年九月二十三日貞觀儀式西宮記板行意見其他に關する書翰

(注9) 「大日本近世史料幕府書物方日記五」(東京大学史料編纂所一九六九年 一九四頁)

【史料一】享保九年極月五日書状

紙背「伊勢物語童子問」 折紙 A・一・二・一五七(五五九)

本書ニ御礼申上候筈之処□□／御見来ニ付干飯酒壺樽御贈／惠被下寄思召忝奉存候、時分柄／之珍酒別賞味可仕候、医／□□も□為「」／近日之便返弁可仕候、以上
花王院主御方迄脚人／被遣候ニ付貴翰忝拝／読、先以嚴寒之時分御／堅勝ニ御入被遊欣喜／無量ニ奉存候、拙も六月ニ相／却申候、

先比花王院御方／より南朝紀進置申候、今／度□□^而参可申と奉存候、其／砌粗書面ニ申上候通／「[」] 奉存候

一 日本記略・風土記^{豊後}／御返弁被成下相達申候、□□□／緩々御校合可被仰付候

一 確成儀コト被仰下私も／昨日里へ下山仕候、本山坊之内候間此便ニハ進シ／不申、尤年内にとふそ／以人申上度奉存候故其／砌ニ為得度申候、源介方／段々不埒明ニ奉存候、此事も／先御報ニ申上候

一 先日書付懸御目候一翰／被成禁止之語□候間／私了簡も書□□候まゝ／如何敷ニ罷成可申候哉、御添／削奉願候、任御心易不被傾／□□如此申上候、□□御用筋／御取込共追付、御辛苦ニ／奉存候得共、御本望之御事ニ／奉存候、且又風土記大／学公へ被仰付御校合候御／書に御加へ被下、別^而忝奉存候、／六ヶ敷御事到て々々／洩落不少候依り／進まゝ乍毎度早々及／御報候、恐惶謹言

鶏頭院

極月五日 天(花押)

羽倉斎先生様

【史料二】享保九年から同十三年の間の三月二十一日書状

紙背「伊勢物語童子問」 折紙 A・一・二・一五七(五五九)

愈以使札致啓／上候、愈御清安ニ御渡／被成候哉承度奉存候、／

半僧無事ニ相勤申候、／先月花王院御帰／被成候節預られ候／書物御返納、受取申候、／小右記緩々御写可被成候

一 公卿補任校合見候処／書写畢候分都テ八／十一卷有之候(割注)

「但此ノ分無書写」、／残テ【^(抹消)二十二卷】(十九卷)有之故／御かし／「[」]申候、此度已上二十一／冊返璧仕候、卷付無／之分且書写畢候分／年代書付進上仕候、此／外之分拾九卷可申候、／奉頼候

一 玉詠御求被成候由大／悦ニ奉存候、其内敬借／仕度候、余来月十日／過罷出候間以参可申／上候

一 先月南都龍刹／被贈下御心入候段忝／奉存候、恐惶不備

鶏頭院

三月廿一日 天忠(花押)

羽倉斎様

人々御中

【史料三】享保九年から同十三年の間の正月二十八日書状

紙背「伊勢物語童子問」 折紙 A・一・二・一五七(五五九)

尚々永野大学公へも／御序ニ宜御心得被成下候、以上

開曆之嘉瑞目／出度申納候、弥御清福／可被成御加年と珍重ニ／奉存候、野生無事ニ相勤申候、／旧冬預御示忝存候、御／酬可申上と存居候へとも／冬中ニ御見廻可申覺／語ニ御坐候故無音儀背／本意奉存候、世用繁／多其上家来忝人乍／存知失礼仕候、当春

／緩々参上御咄も可承と／兼々存居候處、別当代／江戸下向ニ付
跡役相／勤、当六日より罷下り三月／十日頃迄里ニ居申候、／此
間ハ何方へ罷出候事も／難成奉存候、先以便申上候、／若花王院
などへ御見廻被／成候ハ、御尋可被下候哉／奉待候、以上

一補任大形仕廻申候、大分／之物故取紛重写なども／出来仕、去年
被下候本ハ前／方写返本ニ御坐候、依之／写候分相改残り候ヲ可
申／上と存居候へとも、是も取込／于今出来不仕候、写取申候／
本返并可仕候へ共山坊ニ有之、／里ニて書状相認候故重／之事ニ
可仕候、尚得重／便之時候、恐惶謹言

鶏頭院

正月廿八日

羽倉齋様

【史料四】享保十二年以降の十二月二十五日書状

紙背「伊勢物語童子問」 折紙 A・一・二・一五七（五五九）

尚々、先日之歩用ニ相立／可申候哉、世間申伝候禁止／之語ニ
御座候様ニ覺申候へ共、何事も／申出さぬ前へ差急知申間布と
／奉存候間申上候

先比之御使翰忝拝見、／余寒強ク御座候得共益／御清福ニ御渡被成
候哉承度／奉存候、小子無事ニ相勤候、乍然／一兩日ハ殊外寒強ク
山／上難義仕候、不珍候へ共近／比為無少書中之印迄ニ／進上仕候、
於御筆類は忝／奉存候、毎度と申なから当／暮殊之外一山用事差つ

とひ／昼夜無寸隙候間早々申／度候、御免可被下候、尚来陽後ニ／
又申上候、恐惶謹言

鶏頭院

十二月廿五日 天（花押）

羽倉齋様

人々御中

覚

一類聚雜要 四卷

右此度致返上候

一儀式 十卷 合五

一明月記 八冊

一補任 六冊

是ハ前方返済仕候と合全部借用／分相済

右之通此度返弁仕候、尤／毎度々々写とり候様ニと／被仰下忝奉
存候、只今ハ殊之外／公用ニとふも無寸隙候まゝ／急々ニハ得取
かゝり申間布候、／尚源介方よりも書物参候へ共／無当用物とも
ニ御座候、乍少／巻巻ほとつゝハ写得取度候間／先此方ヲセリに
て申度奉存候、／此間参申候書物目六懸御／目候

荷田在満の幕府御用について

白石 愛

はじめに

荷田在満の幕府御用については、元文三年（一七三八）桜町天皇の大嘗会調査の命を受けて上京し、『大嘗会儀式具釈』九巻を撰進し、また『大嘗会便蒙』を刊行したことにより閉門になったことが良く知られている。『大嘗会便蒙』筆禍一件に関しては、在満著の『大嘗会便蒙御咎顛末』にその詳細な経緯が記されている^①。羽倉敬尚氏は在満の田安家出仕の年次を享保十七年と推定され、在満の江戸に居を構えた時期から、大嘗会調査の経緯、『大嘗会便蒙』の性格等について詳述され、在満への処罰は朝廷に対する善後処置であったと結論づけている^②。古相正美氏は『大嘗会便蒙御咎顛末』を詳細に分析され、住吉内記が正式な派遣だったのに対し、在満は内密の調査であったこと、当初問題を軽く見ていたが、朝廷側からの反発以前に敏速に絶版・閉門の措置を講じたとしている^③。下村徹氏も『大嘗会便蒙御咎顛末』の内容を分析し、「事件が与えた影響力は、彼の本質を侵す事なく、有職研究家としての社会的信用を一層強固にした」としている^④。以上のように、荷田在満の幕府御用については『大嘗会便蒙』を出版し、処罰された一件を通して注目されてきた。しかしながら、大嘗会調査以外の在満が行った幕府御用については、殆ど知られていないといっても過言ではなからう。

本稿では、荷田在満の幕府御用の内容を具体的に明らかにすることを目

的とする。第一に、荷田信名『在府日記』^⑤より幕府御用に関する記事を抽出し、その実態を見ていく。第二に、荷田在満著『奉対案』^⑥により、『在府日記』以降を補う。それにより、あまり知られていない在満の幕府御用について明らかにしていく。

一、荷田信名『在府日記』にみる幕府御用

『在府日記』の筆者である荷田信名は、荷田在満の叔父にあたり、享保二十年四月から元文五年三月まで訴訟のため江戸に滞在していた。そのうち、一時期は在満の家に同居していたこともあり、日記から在満の行動も窺うことができる。本章では『在府日記』により、在満が幕府から御用を受けた記事を列挙し、その実態を明らかにしていく。

『在府日記』二十冊のうち、在満の幕府御用の初出は、享保二十年八月二十八日（二）条である。

一 今日在満依御召御本丸^江登城、大嶋近江守殿出會、上意之趣共拝承、此砌中条大和守殿・井出半兵衛・武田叔安より伝言等有之、大和守殿よりハ兎角面謁可有之間定而訪訊之節可申込旨深切之伝言也、井出半兵衛ニは甚疎略之挨拶、藤之進も被見忘候体之由難心得也

ここでは、御用の具体的な内容は不明であるが、小納戸頭取大嶋以興と会い、將軍徳川吉宗からの上意を承っている。在満の養父荷田春満も大嶋と三度会い、故実や書籍についての問答を行ったといい、それが契機となり幕府の和書御用を仰せつけられるようになったという^⑦。

享保二十年十月十四日（三）、登城し、大嶋以興より祇園會の際に朝廷より遣わされる「馬長」^{うまおさ}について尋ねられた。在満は『枕草子』や『公事根源』に所見がある旨言上した。追って考証し言上するようにとの上意であ

った。

十四日、陰天、時々小雨降、今日在満御用二付登城、以大嶋氏祇園会二朝廷被遣候上古馬長といふものゝ義御尋之由也、清少納言枕草紙二有之也、尤公事根元二も所見之旨在満言上、追而相考言上可仕旨之 上意也云云

享保二十一年正月四日(四)、在満は御召により登城した。具体的内容は不明であるが、翌日に関連するものと推察される。

一四日己亥、(中略) 在満依御召登城也、(後略)

翌正月五日(四)、水戸藩が朝廷と幕府へ献上した有職故実書『礼儀類典』のうち五十八巻が下げられて来た。中御門天皇の女御であり、享保五年に逝去した新中和門院の忌月に当たるとのこと、正月節会が行われないう京都より沙汰があつた。不審に思つた吉宗より古例を調べるようにとのことであつた。在満は、恐らく大嶋の取次違いで、天皇の出御がないことについてであり、節会が行われないことは古例にはないと言っている。

一今日御城ヨリ在満方へ礼儀類典之内五拾八巻考之義二付御下ケ也、御紋付之御挟箱二入書箱一箱紙二包下ル、初而官庫之御本拝見、不思議之義難在仕合也、水戸古黄門公より御献上之本二而図絵之結構絶言語計也、右考之義は新中和門院御忌月故 当今御一代正月節会不被行之由、京都より御沙汰有之ニ付 御不審古例等可相考旨之上意也、在満云、此義決而大嶋近江守殿取次違口(虫損)無 出御もの事也、節会不行事古今無例事也云云

『礼儀類典』の御下げについては、関連すると思われる記事が『幕府書物方日記』同日条にも見える(8)。

一縫殿頭殿より被仰下左之御書物差上之、御同人御請取被成候、

礼儀類典

五百十五冊^{七百} 繪共

正月廿九日下ル 浅黄表紙、書外題 糸白 箱拭漆 棒ハ返ル

右御書物持人不足ニ付、定式之外六人黒鍬断出ス、

側衆の巨勢縫殿頭至信の命で、書物方より同人に渡されている。五百十五冊に及ぶ大部であり、人足を普通より六人増員して運んだとのことである。正月二十九日に返却されている。

更に、同年正月八日(四)、忌月の節会に出御がない古例の考証について登城したところ、そのことは済んだとのことであつた。加えて九月と十一月の宴会等に出御がない例を調べるようにとのことで、『礼儀類典』六十六巻が下げられた。

一今日在満此間被 仰付候御忌月節会出 御無之古例之義考証献

上 登 城之処、節会之義は相済、又九月・霜月御宴会等之節

御忌月無出 御例可相考旨被 仰出礼儀類典六十六巻入一箱從

御 城下ル也

右記の例により、在満の考証に際し、必要に応じて書物が江戸城より届けられていることがわかる。後述の例からも、書物方へ書物の貸借を行うのは、側衆の役割であつた。

享保二十一年三月八日(五)、在満は田安家へ当番であつたが、留守中へ大嶋以興より考証の依頼があつた。現在の三重県志摩市磯部町に鎮座する「伊雑宮」を「遙宮」と称す理由を尋ねられた。

一今日在満田安当番留主之内へ從 御本丸考之義被 仰出、大嶋

近江守殿より申来ル、伊雑宮ヲ遙宮と申訳相考可申上旨被 仰出

也、(後略)

同年三月十二日(五)、前日大嶋よりの呼び出しを受けて登城した。元服以前の申爵は何時頃から始まったのかとの質問であつた。翌日も回答のためか登城している。

一今日在満登 城、元服已然申爵事何比ヨリ始候哉之旨御尋

元文元年五月晦日(五)、堂上の装飾眉や齒を染めることは何時代から始まったのか、また老人が眉を截つことは古代からあるのかとの質問であった。いわゆる置眉やお齒黒を指している。在満は実記等には所見がなく、雑書やかな書にのみあること、不確かではあるが、後鳥羽院の頃からではないかと思うこと、上代に老人が眉を截つて装飾をすることはなかったと言上した。また、高倉家がこの度禁宮を許されたにかどうか問い合わせるよう命じられた。退出しようとしたところ、今吉宗が『海人藻芥』を覧になったところ、眉墨・齒黒のことは後鳥羽院の頃よりあったと伝えられた。実書に所見があれば言上するようにとのことであった。

一今未ノ刻在満依 御召登 城、令 上意御尋、今堂上莊飾眉令染

齒事何時代ヨリ始歟、老年之人截古代者有之歟否令問給、在満言上

正説実記未及所見、雑書・かな物之内不計見及候事、彷彿後鳥羽院之比よりか睨と覚悟不仕旨、且上代老人截如是莊飾決有之間敷不見及之旨言上之処、猶見及次第可言上旨 上意高倉家此節被聴

禁宮候哉否近便可承合旨以大嶋氏被 仰出也、退出之砌再被 召返

只今海人藻芥 御覽之処、まゆすみ・はくらの事鳥羽帝之時分

より有之旨 上意、猶又実書所見之節言上可仕旨也

本条から、將軍吉宗の上意を小納戸頭取大嶋以興が伝えているが、在満の回答は即座に吉宗に伝えられていることがわかる。また、吉宗は回答を受け、即座に自分なりに関連文献を見ているということがわかる。吉宗自身の興味の深さを示すものであろう。

同年八月二十五日(六)にもお召により登城している。用向きの内容は不明である。

一廿五日丙戌、陰天、今日在満依御召登 城、六ツ半時出宅也、

同月二十八日(六)、朔旦冬至(十一月一日が冬至にあたること)の後に閏月があること、中根元圭著『皇和通曆』に七月・八月を閏月とする古法があるとするのは何故かとの質問であった。在満は『皇和通曆』は『中右記』の文を引用しているので、先ず『中右記』を調べるため、同書を御下げいただいたと言上したところ、御文庫には当該の部分がないとのこと、中根氏の子孫へ尋ねることになった。

一今日在満登 城、御用之義は朔旦冬至之後有閏月事、七月八月為閏

月例古法之旨中根丈右衛門記皇和通曆置事何故之古法歟、所見考案

等有之哉否御尋之由也、通曆之文引中右記之条先中右記可相考之間、

御本御下ケ可被成旨言上之処、右之記無御文庫由也、大治四年之記

二有之由、其年記無之由故、京都中根氏名跡之者へ可尋遣大嶋氏殿

被申渡候由也

同年九月二十日(六)、『三代実録』の「内考」を命じられた。

一今日在満御召二付四ツ半時登 城之処、御用之義は三代実録之内考

之義被為 仰出也、(後略)

それを受けてか翌二十一日、在満方へ御本十六冊が下った。

一今日從 御本丸在満方へ御本十六冊下ル、大嶋近江守殿手紙相添御

文匣二入、日本記略十三冊・扶桑略記三冊、但合冊歟、因日本紀略

一冊拝見之処、不思議二稲荷之神位之義所見(後略)

『幕府書物方日記』同日条には、前日側衆の小笠原石見守政登より命令があり、『扶桑略記』三冊と『日本紀類』十九冊を同じく側衆の戸田肥前守政峯へ渡したとある(9)。

一昨日石見守殿より被 仰下、左之通持参之、肥前守殿差出之

和ノ五 十月十日新兵衛請取

扶桑略記

三冊

九月廿四日下ル、右同断

ここでも『礼儀類典』の場合と同様、書物の御下げに關しては、書物方へ側衆から命じ、書物方から側衆へ受け渡していることがわかる。『信名日記』に『日本記略』十三冊とあるのは、信名の記録違いであろうか。

同月二十六日(六)、在満は『三代実録』を急ぎ校合した。信名や松平信綿家中である松井豊太も協力している。

一 今日本忍池端多田二閑方へ参、(中略)申ノ刻計帰宿、在満三代実録急々校合、文字脱字等被改二付、予も令助筆、夜寅ノ刻計二終也、松井豊太も立合助筆【也】(止)宿也、子ノ刻計雨降也

同年十月二十一日(七)、『三代実録』の「内考」を終えた在満は登城し提出したところ、「甚だ上意に應じた」ということで、『三代実録』の「本校合」を命じられた。

一 (前略) 今日本在満登城、考之義書上之处、甚だ上意候趣、難在之義也、三代実録御本校合之義被為仰出也

在満にとって、和書の校合の御用は『在府日記』中ではこの時が初例であり、任せるべきかどうか判断するため事前に「内考」を提出させ、吉宗が一覧したうえで、本校合を行わせたことがわかる。在満の和書校合の力量を吉宗が認めたと言えよう。

その後、『三代実録』の校合に關連して、元文三年二月四日(十二)には東羽倉家より借用した『三代実録』二冊を返却している。同月二十七日および三月五日(何れも十二)に杉浦国満とともに校合を行った記事がある。杉浦国満は杉浦国頭の養子で、荷田春満の最後の弟子でもある。

元文二年八月二十五日(十)、前日の召状により登城した。装束に關する

問いで、即答申し上げて退出した。この日の取次は小姓小堀政方であった。大嶋以興は父左門の看病のため不在であった。大嶋左門はこの直後に死去したとみられる。

一 二十五日辛巳、雨終日陰天、今五ツ時過在満登城之处、御用之義は装束方之御尋也、即答申上、申刻許退出也、大嶋近江守殿親父左門翁病氣大切二付、為看病引込二付小堀氏殿御取次之由也

元文二年九月二十四日(十)、一条兼良著『女官飭抄』中の不審点についての質問であった。この日も取次は小堀政方であった。

一 廿四日己酉、雨降、今已刻前在満登城、御用之義は女官飭抄之内御不審之義也、(後略)

同月二十六日(十一)、『礼儀類典』校合の御用で登城した。

一 廿六日辛亥、晴、今朝五ツ時過在満登城、礼儀類典考合之御用也、

目錄考出シ御本御下也

『幕府書物方日記』の記載に『礼儀類典』の目錄および十九冊を貸出した記録がある(10)。

一 左之御書物差出之、御目錄者肥前守^江差出之、

右者、昨廿五日縫殿頭新兵衛殿江被仰渡候御来書、次郎右衛門請取、

礼儀類典目錄 一冊

十二月二日下ル、 浅黄表紙、糸紫、白シ書外題

右御目錄者、肥前守殿御請取被成候、

同断 礼儀類典之内 十九冊

浅黄表紙、糸紫、白シ書外題

右者、二百九ヨリ二百十五マテ

三百四十二ヨリ三百五十一マテ

四百六十七ヨリ四百六十八マテ

右十九冊者、石見守殿^江差出之、

この時も貸出を行ったのは、何れも側衆の戸田政峯・巨勢至信および小笠原政登である。十二月二日まで貸し出されたことがわかる。

同年十月十三日(十二)、殿中において鶴岡八幡宮が奉納した女官装束の雛形絵図を私宅にて一覽し、明日返上するようにとの上意であった。

一今日在満御用二付登 城之處、昨日 竹千代君御本丸^江初^而御入二付今日為怡悦惣出仕之由、(後略)

一今日於殿中相州鶴岡八幡奉納之女官装束之雛形図絵等在満可致一覽旨被為 仰出、於私宅可致拜見、明日可致返上との 上意^二而從 御本丸右雛形絵図下ル也、且明日紀州熊野権現宝物御上覽二付在満も大方拜見可被 仰付趣小堀土州殿御噂之由也

翌日、前日に小堀より話があった通り、熊野社が奉納した宝物の絵図等を拜見した。夥しき古物の絵図があったが、暗くて見難かったとの感想が記されている。昨日の絵図も含め、古く且つあまり知られていない装束図の雛形について存じ寄りのことがないかとの御尋ねがあった。

一今日在満登 城、熊野社奉納之宝物之図絵等拜見、夥敷古物之絵図等有之由、中々暗難覺之旨也、古旧記且當時難知装束之図雛形二品有之二付存寄等無之哉否御尋之處如何存寄難考合物之由也、諸器物之類種々様々之武器雜具之類迄有之由也

同年十一月五日(十二)、和書について数か条の御尋ねがあった。前日の召状は大嶋以興からであり、この時より取次が大嶋に戻っている。

一今日在満依御召登 城、和書之義数ヶ条御尋有之也

同年閏十一月三日(十二)、『貞観儀式』についてのことで登城した。『荷田全集』に『貞観儀式鼓吹司試生等儀解』が収載されており(口)、「荷田在満奉教撰」とあることから、この時かどうかは不明ながら、同書は吉宗の

ために執筆した可能性がある。

一今日在満貞観儀式之義二付登 城、大嶋近江守殿寛話之上、去々年噂之堂上之筆物・色紙之事物語之由也

同年十二月十一日(十二)、大嶋より書状があり、早速参上したところ、先日願ひ挙げた解熱剤「烏犀円」を拝領した。翌日京都へ飛札を出している。閏十一月十二日条(十一)に、在満の実父多賀道員が当月二日中風を再発し、至極大切の様子とある。そのための拝領と考えられる。

一今夕大嶋近江守殿より在満方へ手束来、早速被参候處、先日願上候烏犀圓一器無滞在満拜領被為 仰付也、因明日京都へ飛札出答也元文三年三月二十八日(十二)、大嶋より堂上方の昇進について数十か条質問された。梅溪家は家治実母お幸の方の実家である。

一今日在満大嶋近江守殿へ被参、終日御談話^二而御内々之御聞合之義有之、堂上方昇進之次第數十ヶ条之御尋之趣也、実兄梅溪家昇進格御改御取立之御内意有之故、右之次第も御尋御内々^二而被聞合候趣之由也、(後略)

同年五月十九日(十三)、東宮宣下および立太子宣下のことにつき御尋ねがあった。後述の『奉対案』に問答の詳細が収載されている。

一今日在満依御召登 城也、東宮宣下・立太子宣下之義二付御尋之義有之由也

同年八月二日(十四)、本丸に召され、今度京都で大嘗会が行われることについて質問があった。かつ、在満も拝見のため上京を命ぜられる可能性を示唆された。しかしながら、悲運にも実父多賀道員が同年七月十四日に死去した知らせを、同日の飛札で受けており、信名は「残念至極是非無き次第」と記している。

一今日在満被召御本丸今度於京都大嘗会被行二付御尋之義共有之、且

在満為拝見万一可令上京儀被為 仰付も可有之哉之趣ニ大嶋近江守殿内噂有之由之處、道員殿不幸残念至極無是非次第也

ところが、同年九月七日(十四)、大嶋から呼ばれ、忌中であつても上京出来ないかとの内々の御尋ねがあつた。

一今日大嶋近江守殿より在満忌中ニ^而も奪情可罷出被申談度義有之由 昨夕申来ニ付、在満参上之處、今度大嘗会ニ付雖服中在満出京之義罷成間敷哉之旨御内々御尋之由也、在満存寄等申上、尚追^而愚慮之趣可申上旨申置退出之由也

翌八日、大嘗会の件に關し今村覺右衛門と相談した。大嶋の内談では大嘗会の道具などは京都所司代の屋敷で拝見し、庭上の儀式図などは今村が拝見して在満へ伝え、図画の心得のある者が同伴すれば御用をほぼ遂行することが出来るのではないかとのことであつた。

一(前略) 夫より到于在満方、昨日大嶋氏殿ニ^而之示談之義演説也、先刻今村覺左衛門来入ニ^而、兎角大望之由ニ^而彼は相談有之旨、因十一日比返答之節、今村氏同伴之義可申上との事也、大嶋氏殿深切ニ御取持之趣ニ^而御道具等之事は於所司代屋敷別居ニ^而拝見、庭上之儀式図等は今村氏ニ為致拝見在満へ伝達、画図大概覺悟之者同伴有之は御用向可相達哉之旨御相談之由故、今村氏可然存旨可相答旨也、右之事等示談^而入夜帰新道也

九月十一日(十二日条)、大嶋宅にて大嘗会に際し、紀州家より一条家へ小忌衣を進納したところ、山藍のことについて吟味があつた。在満へ考証を命ぜられた。

一(前略) 昨日在満御召之事は、今度大嘗会ニ付小忌衣紀州より一条家へ御進納之處、山藍之儀ニ付御吟味之事有之、考之義在満へ被仰付、明日御本丸へ除服ニ^而可令登 城旨、今日支配平賀甚右衛門殿

より申来之由也

同月十三日、除服として登城したところ、山藍のことは在満の考証の通りに吉宗の上意として認められ、奥書に在満記として差上げた。考証の内容は『奉対案』に収載されている。

一十三日、晴、巳ノ下刻計在満来入、今日登 城之由、山藍之義在満考之通ニ被添 公方様御上意考書相認、在満記之旨奥書被仰付差上之由也、今日之御用之由在満退出之砌、京都所司代土岐丹後守殿登 城之由也、定^而京都へ考書被遣之故歟(後略)

そして、同年十月二十日(十五)、大嘗会の御用のため、来月十日頃までに京都へ着くように命ぜられた。

一未刻過在満来入、今度大嘗会御用ニ付来月十日比迄ニ京着之積ヲ以^{上京之義可被仰付旨}大嶋近江守殿昨十九日御内意火急之事故支度之心得可有之と先内意被為相知之旨也、大慶至極欣躍、因茲留主中之義等彼は相談有之也、表向之御暇之義願計也、奥向之御暇ニは 御朱印御伝馬等不被下由也、未相知趣也

さらに、翌二十一日、上京の際に上方寺社における古物・記録等で御用に立つものを見聞すること、寺社領で織田信長時代以前に石高知行所有の有無、黄檗にある唐の錦の古物の法量などの調査を命ぜられた。

一廿一日、晴、今日在満依御召登 城、今度上京之序上方寺社方古物[記録等御用ニ可立物見聞出候様ニとの義、且寺社方社領・寺領信長公時代より已前石高知行之所有之候哉可承合、黄檗二唐之錦古物有之、其寸尺遂吟味可申、其外御用ニ可立筋序二見分仕候^而宜存付之義可有之哉、存寄有之分相考可申上旨大嶋近江守殿ヲ以被為仰出之由也、在満言上、寺社方古物古録承出し候^而も内々ニ^而は一覽等相成間敷旨申上之處、定^而 上意之御趣其段は町奉行所^而可被 仰遣間、

町奉行所へ申合、一覽等可仕との御事也、罷登御用筋之義は未被仰出内外之御暇之事も未相知之由也、兎角今月中発足之支度有之也、申ノ刻計在満来入、右之義共演説、上方何方^ニ而珍敷義予存当之義共令示談也、右之外高野村二小野毛人之金牌有之由、此義遂吟味可申旨、上意有之由也

同月二十六日、奥向きの暇を下された。表向きの暇を願っていたが、忌中であるため奥向きとなり、旅用金五拾両・音物金拾両を下された。その際、幕府御用絵師の住吉内記広守を既に京都へ遣わしており、図式等不審な点がないように申し合わせるよう命じられた。

一夜二入在満帰宅、今日於御本丸奥向御暇被下、以加納遠江守殿・小笠原石見守殿被仰渡御趣、今度大賞会之式為拜見先達^而住吉内記出京、図式拜見之場所等帰府之節上覽之上御不審無之様於京都内記二可申合、其外神社仏閣等之事二付被仰付、御用之筋云云之義有之、扱表向^ニ而御朱印伝馬等被下可被仰付之處、於京都大札之御潔斎之義重服之者被差上義如何二被為思召二付無之義候、仍旅用金五拾両・音物金拾両被下置との難在上意之旨也、次二加納殿仰云、御人多中二雖為重服、其元上京被為仰付之事大慶至極之義、於京都諸事被相慎遊樂等之義無之様二可相勤旨御深切之御挨拶共有之由、外慶美義難在次第、在満秀才之面目不可過之、親族等^而惠悦欣躍仕也、弥明後廿八日發、逗留之義は極月中二帰府可仕之由、若又御用相加候ハ、可致越年歟、先極月中帰府可仕との被為仰渡也、支度等之義大方出来、予も明晩より引越可申旨示等談^而帰新道也、同月二十八日寅刻過ぎ、在満は若党一人・仲間一人・道具持一人を連れ、江戸を出發した。

一廿八日、晴、今曉寅刻過在満發足也、若党一人・仲間一人・道具持

一人、主従四人、本馬宅疋、尤伝馬町へ被申渡先触有之、駄賃伝馬也、松井豊太・山路甚平等見送也、平藏・吉平筋違見附迄送帰也、同年十一月十日、無事京都稻荷山へ到着した。京都におけるその後の詳細な動向は記されていない。十二月二十日過ぎに京都を發足し、元文四年正月五日未刻過ぎに江戸へ帰着している。

元文四年正月十四日(十六)、江戸へ帰着後初めて登城した。御用について目録を差し上げた。

一十四日、雨晴不決、申刻より晴、今日在満帰府初^而登城、御用之品共以目録被差上也、其条々数多之義首尾能具、上覽相済之由大慶之至極也(後略)

同年二月十二日(十六)、狩衣の計丁および懸丁について質問があった。在満は追つて考証のうえ回答する旨申し上げた。

一十二日、晴、今日依御召在満登城、小堀土佐守殿取次也、狩衣之名目二計丁・懸丁之狩衣と称有之哉、所見仕候哉、如何様之狩衣歟之旨御尋之由也、礼儀類典且東鏡等二相見へ出于御上覽候二付御尋之由也、在満睨と無覺悟無所見之旨也、追^而考可申上旨申上退出也

同月十四日(十六)、指貫についての質問、かつ地下官人および堂上の名目について御尋ねがあった。明日田安へ出勤を断つて考証すべき旨命じられている。在満は田安家へ出仕していたが、幕府の御用が田安家への出仕を優先させることがあったことがわかる。

一今日在満依御召御本丸^江登城之處、指貫之義二付御尋之義有之、且地下堂上之名目之義二付御尋之御用之由也、明日田安出勤相断相考可申旨被仰出之由也

同年九月二十八日(十八)、『公卿補任』の文禄五月十九日「源家康任内

大臣関白叙從二位」とある点が不審であるとの質問があった。在満は「関白」の二字は「同日」の誤りではないかと思見を述べたところ、直ぐに上聞に達し、その通りであらうとのことであった。現在の国史大系本『公卿補任』でも「内大臣 從二位 源家康^平 五月八日任。同日正二位。」となつてゐる⁽¹²⁾。

一廿八日、晴、今朝在満依 御召五ツ半過登 城之処、今度從 禁裏公卿補任被為進候二付御不審之義有之、大嶋近江守殿ヲ以被為 仰出候、其御趣ハ

文祿五年五月十九日源家康任内大臣関白叙從二位下有之義珍敷御義上方ニ^而も御当三家御先祖関白之例有之候義兼^而承及候所、其義も有之哉との御尋也、在満言上終ニ不承及義上方ニ^も其沙汰曾^而不奉承知、尤所見も無御座候旨申上之処、外之公卿補任合可申旨 上意ニ付外ニは補任所持之所存当無御座候、上野宮ニ可有御座申出し、見合可申哉乍恐在満右之義存寄申上候も恐入奉存候へ共愚案之義御座候如何言上可仕哉と申上候処、存寄之義如何様共可申上との近江守殿御申故、在満申上、右関白之二字は同日之二字之誤りと奉存候、前後之例格相考見候処、日日任何と御座候、同日如此本書ニ有之を書写候人関白と書誤候義と奉存旨申上候処、早速被達 上聞候へハ、尤至極之義前後之例的中、其義ニ相極り候 外之書相考ニ不及旨蒙御感致退出之由、帰宅之上物語当意召妙之癸明既ニ 上聞ニも相応之段、大慶至極令欣躍計、中々容易ニ言上難成事少之義ニ^而大事之義尋常之人如何共難申上義也

それに関連して、元文五年正月十五日(二十)、禁裏から遣わされた『公卿補任』へ「関白の字は同日の誤字」と書物奉行深見新兵衛有隣へ書入れさせたという。

一(前略) 在満今日登城之事、去年御尋之関白誤字之義也、御書物奉行深見新兵衛御例ニ被召、右公卿補任之事依 禁裏被遣候書物御龜末ニ難被成間書入可仕旨被 仰出之由、在満癸明之通関白之字は同日之誤字と急度被書入答ニ^而則深見氏方ニ^而被致書記之由在満演説、(後略)

同年三月六日(二十)、禁中并公家諸法度に関する質問があった。

一今日在満登 城、御尋之義は慶長年中 禁中之御掟之義ニ^一条関白アキ(昭)実公 家康公御連判ニ^而も書記候内之義共之由也、(後略)

以上、荷田信名『在府日記』に記載された幕府御用を列挙した。ここで、荷田在満の幕府御用の内容について小括しておく。

御用の頻度を年代別にみると、享保二十年二件、元文元年九件、元文二年七件、元文三年八件、元文四年四件、元文五年一件の計三〇件である。荷田信名の『在府日記』が享保二十年四月から元文五年三月までの期間であるため、両年の御用の記事は少なく、実際には記載されないながらも御用のため登城した可能性もある。元文元年から三年にかけては、頻度としては特別に御用の多少を指摘することは出来ない。在満の有職研究について再評価した下村徹氏は、在満の有職研究が「加速度的に為政者の信頼を得るようになって行つたのは、元文三年の大賞会視察を契機としてのことであつた」と指摘している⁽¹³⁾が、実際の御用の回数を見れば、元文元年頃から増えていることは明白である。元文三年の大賞会調査を契機としたのではなく、寧ろそれまでに將軍徳川吉宗の信頼を得ていたからこそ、忌中であつても派遣されたと考えるべきである。

内容別にみると、有職故実二三件(装束六、寺社五、官職五、朝廷祭祀四、公家風俗一、法令一、閏月二)、和書六件(儀式書三、歴史書一、官職

一、不明二、不明三件である。有職故実が最も多く、大嘗会があったこともあり、朝廷に関する装束・祭祀などが多い。有職に関する識者として認識され、幕府御用を行っていたことが改めて明示されたと言えよう。

その一方で、『三代実録』の例では、在満の和書校合を試みに行わせ、吉宗が評価したうえで校合を任された。その後、『女官飭抄』、『礼儀類典』、『貞観儀式』およびその他和書に関する質問にも答えるようになっていった。それらの経緯が『在府日記』から伺える。和書校合には信名や杉浦国満といった荷田春満の弟子も助力していたことがわかる。

二、荷田在満『奉対案』にみる幕府御用

荷田在満の幕府御用の内容がわかる書として、東丸神社東羽倉家文書には荷田在満著『奉対案』の近代原稿が存在する。朱書で訂正や割付が施されているが、在満の著作を主に載せる官幣大社稲荷神社編『荷田全集』第七巻および同編『荷田春満全集』第十巻ともに収載はされていない⁽¹⁴⁾。他の近代原稿と並び全集に収載しようと脱稿されたものの、未掲載のままに終わったものと考えられる。残念ながら、在満筆を含め、近世の写本は東丸神社に所蔵されていない。

『奉対案』は管見の限り、版本にはなっていない。写本として現存を確認したのは、宮内庁書陵部図書寮文庫松岡本の荷田在満『奉対案』一卷（江戸末期写）および東洋文庫所蔵の岩崎文庫本である⁽¹⁵⁾。松岡本すなわち江戸時代後期の有職故実家松岡辰方（一七六四—一八四〇）の旧蔵書である。松岡は塙保己一・伊勢貞春の門に入り屋代弘賢らとともに武家の故実を修め、和学講談所会頭となっている。公家の故実は、高倉永雅に学び、桜田組会頭となり江戸に高倉流を広めた。塙保己一の学問、伊勢貞春の武

家故実、高倉永雅の公家故実を継承して、みずから松岡流と称した⁽¹⁶⁾。

図書寮文庫の松岡本には、その他在満著作の『本朝度制略考』（天明八年、松岡辰方写）、『令三弁』一卷（江戸末期写）、『大嘗会便蒙』二巻（元文四年版）、『元文度大嘗会儀式具釈』九巻（江戸末期写）、『名目抄注釈』一卷（江戸末期写）、『装束色彙』異本二巻（江戸末期写）がある⁽¹⁷⁾。松岡辰方が主なる在満の著作を蔵書していたと言えよう。

一方、岩崎文庫本『奉対案』は、服飾部類五十冊のうち一冊で、「吉田守祀蔵」および「子孫永保 雲煙家蔵書記」の蔵書印を持つ⁽¹⁸⁾。

三冊の奥書と比較すると、東羽倉家文書は、「這奉対案一帖引墨若于張在満師得穂免於燈下令書写畢聊勿免外見矣元文庚申臘下浣 青衫白光庸」、「此書散落在于他家借之於村田春海氏謹写一本以充吾家之青氈云寛政己未初夏望閣筆 塊浦生惟導識」とある。岩崎文庫本は傍線部がそれぞれ「若干」、「備」となっている。図書寮文庫本の前者は「若干」とも「若干」とも見えるが、後者は「借」である。従って、東羽倉家文書の近代原稿は松岡本が底本となっている可能性が高い。全集刊行準備の途上で、図書寮文庫本から起稿したと推察できる。

さて、『奉対案』は序文によれば、元文庚申（五年）十一月十九日荷田在満書であり、享保己酉（十四年）十一月以来將軍徳川吉宗の命を受けて答弁をしてきたとある。奉進の後、僻見が改まったものもあるが、奉進の部分は取えず、頭注にて加えたとしている。

『奉対案』本文は、元文三年五月十九日奉答に始まり、同五年閏七月十二日奉答に終わる。具体的な内容の検討は今後の課題とし、本稿では『奉対案』の目次および冒頭部のみ紹介する。

戊午（元文三年）五月十九日奉答（以小堀土佐守奉答）

無立太子儀之皇帝事／有儲君宣下^而無東宮宣下之皇帝事

戊午九月十三日奉答（以大嶋近江守上進）

山藍考

己未（元文四年）三月進答（以土肥源四郎進答田安）

狩袴考

己未之歳奉答（以小堀土佐守奉答）

雖公卿不妄昇殿之事

己未六月十日進答（以土肥源四郎進答田安）

巾子必屬冠之考／古袍袖尺寸考／女房袴加衣上或加衣下之考／下襲之初附下襲固長之考／不用領巾之世事

己未九月廿三日進答（以三田采女進答田安之中、翌廿四日更下疑問、

翌廿五日再進答）

袍与衫之差別／雖後世用真日蔭草鬘之事／礼服之日可因裁縫之事／孝徳御宇所制之服不直可称礼服之事／孝徳所制之服与大宝所制之礼服不可同之事／孝徳所制之服与後世斎服不同之事／青摺衣出於上世之事／上世之服祭祀尋常可兼用之事／榛摺以花摺之事／仮字装束抄小忌加束帶上之事／帛袍長短可因君臣之事／衣服令大嘗服之文不必行乎之事／四位宰相服色事

庚申（元文五年）閏七月十二日奉答（以小堀土佐守奉答）

遙授兼任国司処分公廨之事／国司処分公廨之分法

このうち、元文三年五月十九日、九月十三日の三件については、前述の通り信名『在府日記』にもみられる。

目次および冒頭部の用語に注目すると、「奉答」の場合と、「進答」の場合がある。「奉答」は小姓の小堀政方および小納戸頭取大嶋以興をもって答

えたものであり、「進答」は何れも土肥源四郎をもって田安へ「進答」とある。すなわち、幕府への奉答と、田安家への進答に分けられることがわかる。従って、序文には吉宗からの命を受けて答えたものとなるが、実際には『奉対案』には田安家への進答も含まれていることがわかる。

幕府への奉答は四回で、全て有職故実であるが、内容から官職三件、法令二件、装束一件の計六件に分けられる。田安家への進答は三回で、何れも装束に関する一九件であった。田安家での在満の出仕内容を『奉対案』のみで判断することは出来ないが、本書でみる限り、幕府からの御用はより幅広い内容であった可能性がある。

おわりに

荷田在満は、荷田信名『在府日記』より三三件、荷田在満『奉対案』より六件の幕府御用を務めていたことが確認された。両者には明確な重なりが三件あるため、合計三五件であった。内容別にみると、有職故実が最も多く二六件であり、内訳は装束六件、官職六件、寺社五件、朝廷祭祀四件、法令三件、公家風俗一件、閏月一件となる。和書に関するものは六件、不明三件である。

有職故実のうち、装束としては、女官装束、大嘗会の小忌衣の染料に用いられる山藍、狩衣、指貫等についての質疑であった。一部は大嘗会に繋がる内容であった。官職としては、東宮宣下・立太子宣下、地下・堂上の名目などについて奉答している。大嘗会拝見のための上京の際、寺社方の古物記録調査、寺社領の石高知行所有の有無調査などを命じられた。朝廷祭祀としては、大嘗会の他、祇園会、正月節会に関するものがあつた。法令としては、禁中并公家諸法度および田令に関するものである。その他、

堂上の装飾・染歯などの風俗、閏月についての質問であった。

また、和書の校合も行っていた。具体的に分かっているのは『三代実録』および『礼儀類典』の二点である。『三代実録』の場合、内考を命じ内容を確認したうえで、改めて本校合を命じている。徐々に吉宗の信頼を得ている様子がわかる。『女官飭抄』、『貞観儀式』、『公卿補任』その他和書についての質問も受けていた。

多くの例において、徳川吉宗自身が不審に思った点を識者である在満に聞くという形であった。御用を受ける際、基本的に小納戸頭取大嶋以興を通じて上意を伝えられていた。書物の貸借は側衆が担当しており、何れも吉宗側近が直々に対応していた。大嶋が不在の場合、小姓小堀政方が対応した。田安家への出勤を取りやめさせ、登城させることもあり、本来の出仕を幕府の権力が上回ることがあった。

『奉対案』によると、享保十四年頃から幕府御用をしていたということがわかる。現時点では享保十四年から十九年までの具体的な活動は不明である。『在府日記』での御用の頻度に加え、『奉対案』を纏めて執筆したことからも、元文期が幕府御用の主な時期であったと考えられるのではなからうか。特に、元文元年の『三代実録』校合の経緯からは、有職故実の識者としての在満に加え、和書に関する知識についても吉宗から認められた重要な契機であった。

本稿では在満の幕府御用について具体的に示したが、その詳細な内容の検討については今後の課題としたい。『荷田春満全集』収載の『田舎俗解』にも「奉答」とあり、幕府御用であったと推察される。『貞観儀式鼓吹司試生等儀解』も「奉教撰」とあることから幕府御用との関係が示唆されるなど、本稿で取り挙げた以外の在満著書の検討もしていく必要がある。同時に『奉対案』や『大嘗会儀式具釈』など現存史料から御用の内容を精査し、

有職故実の識者としての在満を位置付けていきたい。

註

- (1) 『大嘗会儀式具釈』・『大嘗会便蒙』・『大嘗会便蒙御答願末』は、官幣大社稲荷神社編『荷田全集』第七卷（吉川弘文館、一九三二年）・同編『荷田春満全集』第十卷（六合書院、一九四四年）等に収載されている。
- (2) 羽倉敬尚『荷田在満の著 発禁本『大嘗会便蒙』に因る奇禍』、『朱』第十六号、伏見稲荷大社、一九七四年、一一九—一二四頁。
- (3) 古相正美『荷田在満『大嘗会便蒙』御答め一件』、『神道宗教』第一四〇・一四一号、神道宗教学会、一九九〇年、一九八—二二五頁。
- (4) 下村徹『荷田在満論—その有職故実研究と歌論とを貫流する思想基盤について—』、『芸林』第四十五巻第二号、芸林会、一九九五年、四六—六八頁。
- (5) 何れも東丸神社所蔵東羽倉家文書、筆者は荷田信名。以下に列記する二十冊を総称して本稿では荷田信名『在府日記』とする。なお、本文中各年代の下に冊次を小括弧にて付す。『江戸在府中要門之日記（巻）』B—一六九（二五一九）、『江戸在府中要門之日記（貳）』B—一七〇（二五二〇）、『江戸在府中要門之日記（参）』B—一七一（二五二一）、『江戸在府日記（四）』B—一七五（二五二二）、『江戸在府之日記（五）』B—一七六（二五二三）、『江戸在府之日記（六）』B—一七七（二五二四）、『江戸在府之日記（七）』B—

- (二七九)『五三二五』、『江戸在府之日記(八)』B—一八一(二五二六)、『江府要門之日記(九)』B—一八三(二五二七)、『江府要門之日記(拾)』B—一八四(二五二八)、『江府要門之日記(十一)』B—一八五(二五二九)、『江府要門之日記(十二)』B—一八七(二五三〇)、『江府要門之日記(十三)』B—一八八(二五三一)、『江府要門之日記(十四)』B—一八九(二五三九)、『江府要門之日録(十五)』B—一九〇(二五三二)、『江府要門之日録(十六)』B—一九二(二五三三)、『江府要門之日録(十七)』B—一九三(二五三四)、『江府要門之日録(十八)』B—一九四(二五三五)、『江府要門之日録(十九)』B—一九五(二五三六)、『江府要門之日録(二十)』B—一九七(二五四〇)。一般の閲覧に供されていない史料のため、可能な限り本文に翻刻文を掲載した。読点および傍線および小括弧は筆者が適宜施した。
 - (6) 宮内庁書陵部図書寮文庫、二〇八・八三六および東丸神社所蔵東羽倉家文書、E—四—一二三〇七(三三九四)。
 - (7) 『羽倉信名日記』享保八年六月十六日条、東丸神社所蔵東羽倉家文書、B—一五二(九三八)。翻刻文は平成二十一年度國學院大學文学部共同研究「近世における前期国学の史的研究」成果報告書(根岸茂夫研究代表、國學院大學文学部、二〇一〇年)に掲載(二八頁)。拙稿「和書真偽考解題」(同上書、五一頁)・「荷田春満『和書真偽考』の再検討」(『國學院雑誌』第二二卷第一号、國學院大學、二〇一一年、五〇―六七頁)参照。
 - (8) 東京大学史料編纂所編『幕府書物方日記』十二、大日本近世史料、東京大学出版会、一九七七年、三頁。
 - (9) 上掲註(8)、二〇七頁。
- (10) 東京大学史料編纂所編『幕府書物方日記』十三、大日本近世史料、東京大学出版会、一九七八年、二九―三〇頁。
 - (11) 『荷田春満全集』第十巻(註(1)参照)、二三―三四頁。
 - (12) 経済雑誌社編『公卿補任』中編、国史大系第十巻、経済雑誌社、一九九九年、六九三頁。
 - (13) 上掲註(4)参照。
 - (14) 上掲註(1)参照。
 - (15) 宮内庁書陵部図書寮文庫、二〇八・八三六。東洋文庫所蔵岩崎文庫三―Ha—ほ―一三、服飾部類の内。なお、早稲田大学図書館蔵『松屋藏書目録』の一冊目に「奉対案 一」とある。『松屋藏書目録』とは弘化三(一八四六)年、小山田与清が水戸徳川斉昭に自らの蔵書を献納した際に作成されたと思われる目録である。経緯から勘案して現在彰考館文庫所蔵と思われるが、その謄写版が東京大学史料編纂所に保存されている。その『奉対案』は寛延二年二月の賀茂真淵の著作であり、一丁目に二月依仰記之、同四月中旬於仙洞先帝御遠忌料」とある。
 - (16) 鈴木真弓「松岡辰方」(『国史大辞典』)より抄出。
 - (17) 何れも宮内庁書陵部図書寮文庫、『本朝度制略考』二〇八・四〇九、『令三弁』二〇八・四八二、『大賞會便蒙』二〇八・八二三、『元文度大賞會儀式具釈』二〇八・一四二四、『名目抄注釈』二〇八・一四三二、『装束色彙』二〇九・四三三および二〇九・四四。
 - (18) 吉田守祀は元治二年没、二本松藩勘定奉行で弓術家であり、読書・習字に親しみ書写を得意としたという(『二本松市史』第九巻、二本松市、一九八九年)。本文の注記に「本ノマ、」とあることから、岩崎文庫本の成立は図書寮文庫本より後と思われる。

元文期における松茸の増産と稲荷山の管理・利用

岩橋清美

はじめに

元文五年（一七四〇）五月、京都所司代は、松茸増産のため、稲荷山内に新たな松茸山（松茸出生地）を指定し百姓の立ち入りを禁止した。本稿は、「山内御尋一件諸書附」（東羽倉家文書C3-4-30）をもとに、この過程の一端を明らかにし、松茸増産が社家および稲荷村の百姓に与えた影響を考えるものである。

稲荷山は古来より信仰の対象であると同時に、百姓にとっては肥料や燃料等を確保する場であった。また、立木は稲荷社の神事や堂社修復をはじめ周辺の橋普請等にも利用されていた。

管見の限りでは、稲荷山の管理・利用には、寛文期・元文期・明和期・安永期の四つの画期があると考えられる。寛文期は、山絵図の作成や境界の確定等を通じて「公儀山」としての管理が確立した時期であり、寛文十年（一六七〇）から松茸御用が始まった^①。元文期には、松茸増産のため、松茸山を、それまでの一五か所から五〇か所に増やし、以前に比して厳密な利用制限が定められた。明和期には松茸山以外の場所を「社中切」とすることが確認されるも、安永期に入り不法伐採等が問題化し、山内管理が強化されるにいたった。このような山内管理・利用の厳密化の背景には松茸収穫量の減少がある。元文期における松茸山の新規指定については、既に『朱』編集部の成果があり、そこでは、京都

所司代の松茸増産への強い意向が新たな指定につながったと論じられている^②。この見解は間違っていないが、東羽倉家文書中の関連文書によれば、社家や百姓が京都所司代の要求を一方的に受け入れるのではなく、両者の交渉によって新たな利用規定が決められたことが看取できる。さらには山林利用をめぐる京都所司代と社家・百姓の見解の相違も窺われる。そこで、本稿では「山内御尋一件諸書附」の史料紹介をかねて、この問題について述べてみたい。

一 「山内御尋一件諸書附」の史料的特質

ここでは、まず、「山内御尋一件諸書附」の内容とその特質について述べておきたい。本史料は、安永八年（一七七九）、杣・下草刈人足が山内の松木を無断伐採し山を荒らしたという風聞が京都所司代の上聞に達し、吟味を受けたことを契機に作成されたものである。吟味では、百姓等が心得違いから松茸山で伐採を行ったことが明らかに、社家側が、以後、「縄張内」（松茸山として立入が禁止された場所）に百姓を立ち入らせない旨の請書を提出して落着した。この一件で作成した文書の写しをまとめたのが本史料である。作成時期はこの一件が決着した安永八年（一七七九）七月頃で作成者は羽倉信邦と推測される。内容は以下の通りである。本史料では、各文書の冒頭に作成者によるタイトルが付されているので、ここでは、それを使用した。（一）内は筆者の補註である。

① 亥（安永八年）三月十日東御役所^江差出候御答書

② 安永六年^酉四月廿日土井大炊頭様御公用人稲葉鉄次郎殿御渡被成候御書附之写

③ 酉（安永六年）四月廿二日差上、則御公用南條与八郎殿御請取被成候

御請書

- ④ 亥（安永八年）五月晦日差上候御請書
- ⑤ （安永八年六月）御見分之節差上候御尋口上書
- ⑥ （安永八年六月）御見分之節差上候御尋口上書
- ⑦ （安永八年）御見分後六月十九日差上候口上書
- ⑧ 亥（安永八年）六月十日差上候口上書
- ⑨ 享保十二年_未九月廿五日牧野河内守様_江差上候口上書
- ⑩ 享保十二年_未九月廿五日西御役所_江差上候御届書
- ⑪ 元文四年_未九月廿七日西御役所_江差上候御請書
- ⑫ 元文四年_未十一月四日稻荷村百姓_江社中_江相願候口上書
- ⑬ 元文四年_未十一月西御役所_江差上候御窺書
- ⑭ 元文四年_未十二月西御役所_江奉差上候御尋
- ⑮ 元文五年_申四月十一日松茸御用掛_江差上候書附
- ⑯ 元文五年_申五月西御役所_并松茸御用掛_江差上候御請書
- ⑰ 元文五年_申五月西御役所_并松茸御用掛_江百姓共_江差上候御請書
- ⑱ 明和三年_戌十二月十三日阿部飛騨守様_江差上候御尋書
- ⑲ 明和四年_亥四月阿部飛騨守様被仰渡候御書附
- ⑳ 明和八年_卯八月同年十月東御役所_江差上候御尋書
- ㉑ 明和八年_卯十月廿八日東御役所_二而被仰渡
- ㉒ 安永四年_未十二月土井大炊守様_江差上候御願書
- ㉓ 安永六年_酉四月十八日土井大炊守様被仰渡候御書附
- ㉔ 安永六年_酉四月土井大炊頭様_江差上候御請書
- ㉕ 安永六年_酉六月二日松茸御用懸り_江差出候口上書
- ㉖ 元禄七年_申十月小出淡路守様_江差上候御請書
- ㉗ 亥（安永八年）七月十九日落着被仰付候節東御役所_江差上候御請書

本史料に写し取られた二七点の文書の内訳をみると、元禄期一点、享保期二点、元文期七点、明和期四点、安永期十三点となる。つまり、本史料は安永八年（一七七九）の事件を契機に、将来の参考とするため、それまでの松茸御用および稲荷山の利用規定に関する文書をまとめたものであると言える。ここで興味深いのは、史料作成者が享保十二年（一七二七）からの文書をまとめており、稲荷山の歴史の変遷を考えた場合、重要となる寛文期の史料が含まれていないことである。

おそらく、史料作成者が元文五年（一七四〇）を稲荷山管理の面期と認識し、その前段階にあたる享保十二年（一七二七）から収録したと考えられる。しかし、本史料は、稲荷山管理の変化を考える上で十分基本史料となりえるものであり、とくに元文期の松茸山指定の経緯を伝える史料が「家記」以外にはないことから、本史料に収められた文書は貴重である。そこで、以下では、この七点をもとに元文期における稲荷山の管理について述べる。

なお、㉖は元禄七年（一六九四）の稲荷社の修復と遷宮に関する文書で、他の文書とは性格が異なる。この文書には、「永々為証抛御公儀様_江御留メ被遊候」とあることから、稲荷社の重要文書が幕府側で保存されることを重視し、写し取ったと推測される。この点からも、本史料が社家の文書認識の高まりを反映していると言える。

二 松茸山指定をめぐる社家・百姓の動向

（一）松茸の不作と御留山の決定

元文四年（一七三九）九月、社家から京都町奉行に次のような文書が提出された。

奉差上候御請書

一当山年々松茸山之分^者向後下刈・落葉・こけ等其儘ニ差置、一切かき取申間敷候、勿論松茸出生之山々^江猥^者二人入込セ不申候様ニ可仕旨被仰渡奉畏候、依之御請書奉差上候処、如件

稻荷社

元文四年^未九月廿七日

六人連印

御奉行所

これは元文二年（一七三八）から松茸の不作が続いたため、松茸山内における下刈・落葉掻等の禁止が命じられたことをうけて社中が提出した請書である。史料中の「稻荷社六人」とは、下社神主大西近江守親友・中社神主安田備後守親冬・上社神主毛利三河守公広・御殿預羽倉撰津守信名・目代羽倉出羽守信舎・愛染寺である。この内容は、すぐに百姓にも伝えられた。百姓等は同年十一月、月番の社家に対し以下の願書を提出した。

以口上書奉願候

一古来方山内吟味仕候様ニ被為 仰付候処奉畏、昼夜百姓中吟味仕来候処、又々此度急度吟味仕候様為 仰付候ニ付奉畏、毎日山内相廻り吟味仕候

一往古落葉是迄掻取来り候得共、此度一切留山ニ被為 仰付候処、迷惑至極ニ奉存候、何卒古来之通落葉掻取候様ニ御願被成下候ハ、忝奉存候、以上

元文四年^未十一月四日

惣百姓連印

御月番様

百姓は稻荷山が「御留山」になつては難儀であるとして、山内の見回りを怠りなく行っていることを主張し、これまで通り落葉掻きを許可してくれるようお願いしたのである。

（2） 社家の対応

社家側では、同月、百姓の要求を受けて、山内での落葉掻きの許可を求める文書を作成した。

口上書を以御窺奉申上候

一当山松茸不出生ニ付、先達^而御請書奉差上置候通、松茸出生之山々下刈・落葉掻取不申、社家中・愛染寺・百姓共迄日々山内相廻り、御制禁之儀急度相守罷在候事

一元来稻荷村百姓共之儀、山札杓枚宛相与置、山内之落葉掻取セ申候、依之御立松・松茸等之御公役相勤来候、然ル処年中ひとしと留山ニ仕候^而一社中百姓共迄甚難儀仕候、然^者松茸出生之害ニ不相成候様ニ相考、御許容被成下候上^者霜月下旬方来ル三月迄落葉掻セ申度奉存候、尤年々霜月下旬方来ル三月迄落葉掻取候^而も松茸出生之構^二者^一曾^而相成申間敷哉と奉存候、此度百姓共一社中^江口上書を以相敷候ニ付、御伺奉申上候、御免成被下候ハ、難有奉存候、以上

稻荷社

元文四年^未十一月

六人連印

御奉行所

ここで注目されるのは、社家が落葉掻きを正当な権利であることを認めさせるため、松茸・立松（門松）御用の反対給付であると主張している点である。管見の限りでは、こうした主張がなされるのは元文期からであるので、新たな利用制限に対して百姓の要求を貫徹するために創り出された論理であろう。さらに、十一月から三月という時期を区切つての落葉掻きであれば松茸の成育に影響がないと述べている。

その後、京都町奉行から山内の利用や松茸の成育に関する御尋ねがあり、社中家側は同年十二月に以下のような返答書を作成した。

就御尋口上書

一 稻荷村百姓共^江山札一枚宛遺置、山内之落葉等掻取セ候儀様子御尋被成候

此儀、稻荷村惣高五百六拾石之内百六石余御神領、残り四百五十石余入込之所^ニ御座候得共、右落葉掻取候山札一枚宛差遣シ、庄屋・年寄共始百姓五拾二人稻荷村百姓と相立、年中山方御公用歩人足相勤候、御社用方人歩相遣候節^者正官五人方式合宛^者人前^者升宛之歩食指遣^シ人歩等差遣^シ候事

一 御立松・松茸等之御公役相勤来候訳・様子御尋被成候事

此儀^者二條 御城御立松例年十二月廿一日方廿三日迄百姓共御立松御用ニ付、山内^江山入為致御立松はやし立申候事、松茸芽切御注進申上候前日方兩度御献上相濟候迄一社中^并百姓共毎日六人ツ、御献上相濟候迄昼夜山内^ニ番仕、山内相廻り候、尤御所司様より御下文被下候迄番相勤候事、松茸兩度御献上^之節、御所司様より御奉行を被下候砌、札持百姓共山内^江入込松茸取立させ、将又御屋敷迄差上候人足相勤候事

一只今迄年中山^江入込下刈・落葉等掻取、松茸出生之砌計山入差留候哉と御尋被成候事

此儀前々^者例年八月上旬方霜月迄山入差留、落葉掻山札当役月番^江取上置山留仕候、松茸御用相濟、霜月下旬比方山内口開仕、右山札相渡、来年山留仕候迄落葉掻取セ候事

下刈之儀^者百姓共^者不仕候、尤刃物類山内^江持参之儀、堅停止仕置候事

一 松茸出生之為^ニ落葉・埃等かき取不申候方宜筋ニ候处、松茸出生之害^ニ不成候様ニ相考、霜月方翌三月迄落葉掻取、松茸出生之構^ニ不罷成段申上候ニ付、其訳御尋被成候事

此儀落葉掻取不申候方宜筋ニ被為 仰出候段、乍恐御尤^ニ奉存候、然处当村百姓共御公用相勤候助成として、是迄年中落葉掻取候处、此度一切留山ニ仕候^者及難儀候ニ付、一社中^江相歎候故、霜月下旬方来三月迄落葉掻取候儀御許容被成下候様ニ御伺申上候、困窮之百姓共之儀ニ御座候得共、自然御公用之手支^ニも相成可申哉と奉存候ニ付、右之段申上候儀ニ御座候、尤松茸出生之儀^者留山以後^者落葉相積り、其上夏中雨湿を以出生仕候様ニ^茂奉存候故、右之通御伺申上候儀ニ御座候、乍此上日数御締め被成下候^而成共御許容之儀奉願候、以上

稻荷社

元文四年^未十二月

六人連印

御奉行所

質問事項は①山内の落葉掻きの様子、②立松・松茸等御用の勤め方、③松茸出生時に御留山にすることの可否、④落葉掻きと松茸出生との関係である。大きく分ければ、松茸・立松御用の内容、山内利用と松茸生育との関係の二点である。

まず、立松御用であるが、稻荷村では毎年十二月二日から二三日にかけて松を伐りだし二条城に献上していた。松茸御用においては、「芽切」を京都所司代に注進する前日から二度の松茸採取が終わるまで、社中と百姓が六名ずつ交代で山番を行っていた。松茸採取は山札を与えられていた「札持百姓」が行い、屋敷まで運んだ。

次に山内の利用と松茸の生育の関係であるが、稻荷村では村高五六〇

石のうち社領一〇六石を除く四五〇石を入会地として利用していたという。毎年、松茸の採取時期である八月から十一月までを御留山とし、月番の社家が百姓の山札を没収し入山させないようにしていた。御用を終えた十一月下旬に再度、山札を下付し、翌年の御留山まで落葉掻きを許可していた。百姓に許されていたのは落葉掻きのみで、下蒔り等の刃物を使用する行為は禁じられていた。これは寛文十一年（一六七二）の取り決めにによるものである。

社家は落葉掻きの時期を特定し、松茸御用と百姓の利用との均衡を保とうとしていた。しかし、松茸の増産を進める京都所司代は、松茸の生育のためには山内利用を全面的に禁止した方が良くのではないかと考えたのである。松茸の生育に欠かせない条件は、高湿度の状態を保つことであった。社家側は御留山の時期を八月から十一月に限定にしても十分に落葉を堆積させ湿度を上げられると述べている。さらに、年間を通しての御留山は百姓の難儀のみならず、「御公用之手支」にもなると主張した。こうした社家・百姓側の主張にも拘わらず、元文五年（一七四〇）、京都所司代は松茸掛与力を派遣して山内を調査し、新規の松茸山を指定した。

（３）松茸山五〇か所の決定と社家の対応

与力の見分を経て、松茸山は一五か所から五〇か所に増え、山全体の三割を占めることになった。元文五年（一七四〇）四月、京都所司代から松茸を増産する方法についての御尋ねがあり、社家は次のように返答している。

依御尋口上之覚

一松茸不出生二付、従今年歟多出生可致様ニ相考可申上事

此儀者下草不刈取、落葉・こけ等取不申候様ニ仕候方可然奉存候、或者松木生立之年数ニ随ひ茸出生有之様ニ被存候、其儀者若木老木共ニ不宜、生立中年之松木ニ候ハ、おのつから出生可有之様ニ奉存候、近年山ひね申候故出生不仕候様ニ被存候事
一山内不荒様ニ可仕候事

此儀者下草等刈取不申候方宜奉存候、然共三四年目程ニ刈申候分者、害ニも成申間敷哉と存候、依之近年右之通ニ相考政道仕候処、去冬於、御役所政道之儀被為、仰付、尚又社中百姓共まつて急度相守、日々山内相廻り出情仕候事

一百姓之痛ニ不相成候様ニ可相考事

此儀者御見分之ヶ所相除き候而成とも、其外之落葉掻セ候様ニ仕候ハ、一同御救ニも可罷成と奉存候事

一御見分之ヶ所落葉掻取不申様ニ可仕事

此儀者目、御公儀繩張被、仰付候ハ、御權威を以相守、弥政道も仕安く可有御座と奉存候事

申四月十一日

稻荷社

六人連印

安井権太夫殿

竹内猪之助殿

社家は、松茸増産のためには、京都所司代が主張するように、落葉掻きをせず、松木の根元に落葉を堆積させることが必要であることを認めたと上で興味深い指摘をしている。社中によれば、松茸の生育は松木の年数によることろが大きく、松茸が多く出るのは老木でも若木でもない、「中年之松木」が適当であるという。しかも、近年の産出量の減少は「山ひね申候」ためであるとし、暗に毎年の大量採取が山を枯渇させている

と述べている。さらに、下草等の刈り取りにもコツがあり、加減を守つていけば松茸には影響がないとしている。その上で、百姓一同の「御救」のために落葉掻きを許可してくれるようお願い出ている。

この社家の主張から明らかなことは、社家・百姓は経験によつて松茸の産出と山の利用の均衡を保つ方法を知っていたのだが、公儀は増産を計るために松茸を大量採取し、逆に山の環境を崩してしまったということである。そして、それは、百姓の生活全体を脅かすことになったため、社中は「立松・松茸御用」を果たしている反対給付という論理をつくり出し、これまでの権益を守ろうとしたのである。さらに言えば、社家においても寛文期とは異なり、百姓の意向を無視しえない状況があつたと考えられる。

同年五月、新たな松茸山の増加にあたり、社家と稲荷村百姓は以下のような請書を京都所司代と京都町奉行に提出した。

御請書

当所松茸山年々落葉掻取・下刈等仕付候故、松茸出生無數候二付、山内下刈落葉掻候儀仕事間敷旨去_未九月被_{仰付}奉畏候、然ル処前々々当社百姓共_江札相渡シ年中落葉掻取セ候_而、御門松御用人足・松茸献上御用人足等相勤させ候_而、御留山ニ成候_而難儀仕候二付、段々御願申上候、依之此度山内為御見分_{御所司様御組与力中被遣}、私共御案内仕、松茸出生可仕、ヶ所御見立被成候上_{御奉行所_方}為御立合御組与力中被遣、都合五拾ヶ所御縄張被_{仰付}候、然ル上_者右縄張之内社中_者不及申上、他郷之者共当村百姓共一切立入らせ申間敷候、御憐愍を以右縄張之外_江年中勝手次第立入有来通札を以落葉掻取らせ下刈等可仕旨被_{仰渡}難有奉存候、右様縄張ニ_而惣山内凡七步通程縄外ニ相成候得_者、何之差支無御座、当村百姓共之御救

二罷成一党ニ難有存候、依之御請書奉差上候、以上

稲荷社

元文五年_申五月

六人連印

土岐丹後守様御組

安井権太夫殿

竹内猪之助殿

嶋長門守様御組

渡辺熊右衛門殿

馬場讃岐守様御組

芦谷祐四郎殿

一札

当所松茸山年々落葉掻・下刈等仕候故、松茸出生無數候二付、山内松茸出生可仕場所、此度御縄張被_{仰付}候、右御縄内_江一切立入申間敷候、御縄外ニ_而落葉掻候儀_{御免被成候様被仰渡候間}、其段相心得可申旨社家・愛染寺_方私共_江被申渡奉承知難有奉存候、去年月_方御留メ山ニ罷成、私共落葉掻候儀相留リ難儀仕候二付、社家・愛染寺_方段々御願被申上候、依之御憐愍を以右御縄外之儀_者落葉掻候様ニ御免被成下候段、社家・愛染寺_江被_{仰付}、私とも御救ニ罷成、一統難有奉存候、社家・愛染寺_方御請書被差上候通私共_江被申渡候趣違背不仕、御縄内_江少も立入不申急度相守可申候、尤山内之儀ニ付相願候筋毛頭無御座候、為後日奉差上一札如件

稲荷村

元文五年_申五月

庄屋

年寄

百姓代

連印

土岐丹波守様御組

安井権大夫殿

竹内猪之助殿

嶋長門守様御組

渡辺熊右衛門殿

馬場讃岐守様御組

芦谷祐四郎殿

この二つの請書が示すように、松茸山には「御縄張」が命じられ百姓の立ち入りは禁止された。しかし、当初、言われていた全山御留山はなくなり、「札持百姓」は「御縄張外」で自由に落葉掻きを行うことが認められ、同場所における下草刈りも許可された。「御縄張外」は稲荷山全体の七割にあたる。こうして松茸増産は、百姓の権利をある程度守りつつ実現されることになったのである。

おわりに

以上、雑駁ではあるが、「山内御尋一件諸書附」もとに元文五年（一七四〇）の松茸増産をめぐる京都所司代・社家・百姓の動向を紹介した。享保十六年（一七三一）頃から減少し始めた松茸の産出量を増やすため、元文四年（一七三九）、京都所司代は稲荷山全山の御留山を決定しようとした。これは稲荷村の百姓の生活を脅かす決定であり、社家側も百姓の意向を尊重し、従来の利用が認められるように京都所司代に働きかけた。社家は、これまでの山利用について説明すると同

時に、落葉掻きが立松・松茸御用の反対給付であるという論理を導き出した。このことは、社家側が、山内の維持・管理にあたり百姓を無視できない状況にあったことを示している。つまり、こうした社家と百姓の社会関係の変化によって、社家は「百姓成立」を保証しなければならなかったのである。

松茸の増産という京都所司代の要求は、一面では、稲荷山の従来の利用形態を否定し、環境を悪化させるものであった。松茸は計画的に生産できるものではなく、あくまでも自然に生育したものを採取するため、毎年の天候等に大きく影響された。その上、社家の口上書にあるように、毎年の松茸の大量採取は山を枯渇させ、松茸の産出量を減少させていたのである。社家や百姓は松木の経年と収穫量の関係を考慮し、落葉掻きを十一月から八月に限定することで、十分に御用との両立が可能であると考えていた。当該期は、「高外地」の強力な幕領化に見られるように幕府が山野河海の領有を強めた時期でもある⁽³⁾。

松茸増産の遠因にはこうした状況の影響も考えられるが、均衡を欠いた自然利用を追求する公儀に対して、自然と人間とのバランスを基本とする社家・百姓との自然観の対立を明確にした事柄とも言える。

本稿作成にあたり、元文四年（一七三九）・同五年（一七四〇）の「家記」の検討を十分に行うことができなかった。家記の記述を精査することで、事態の詳細な経過、京都所司代・社家・百姓間の関係分析を深化できたと思うが、この点については今後の課題としたい。

註

(1) 拙稿「寛文期稲荷山における山林利用と松茸採取について」(『平成二二年度く平成二五年度科学研究費補助金基盤研究(B)(一般)研究成果報告』二〇一四年)

- (2) 『朱』編集部「稲荷山の松茸と幕府役人の増産への執心」(『朱』第三七号、一九九四年)
- (3) 大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、一九九六年) 一二頁。

史料紹介 幕末維新期における朝廷の攘夷祈禱祝詞

太田和子

はじめに

本稿では、「東羽倉家文書」（京都市伏見区東丸神社所蔵）のうち、幕末維新期に朝廷の命により稲荷社（現伏見稲荷大社）において行われた攘夷などに係わる祈禱の際に作成された祝詞を紹介する。

東羽倉家は、国学者荷田春満の生家で、近世には稲荷社の正官五家のうち「御殿預」という財政・実務を預かる役職についていた社家である。

稲荷社は、古代以来朝廷と強いつながりのある「二十二社」という社格を有する神社の一つであり、さらにその二十二社を上・中・下に分けた「上七社」①のうちである。

この「上七社」を松本久史氏は「国家の重大事に際して朝廷は七社七寺に対して祈禱命令を下すことが、少なくとも寛文期以降は通例であったといえるだろう。」②と、「上七社」が近世に入り、寛文期（一六六一〜一七二二）以降朝廷から限定して種々の祈禱の命を受けていることを明らかにした。

今回紹介する祝詞は、嘉永六年（一八五三）十二月三日から安政五年（一八五八）九月三日までの一二編で、文字訂正などがあることから草稿または写しと思われる。

近世の朝廷の祈禱について、間瀬久美子氏は「幕府は江戸中期以降災害などの祈禱から疎遠となる一方、朝廷では一貫して祈禱を行っていた」③と述べている。松本久史氏は「幕末期の孝明天皇の攘夷祈禱も突出した事例ではなく、これらの祈禱慣例の延長線上にあると理解できよう。」④と、

幕末になって急浮上した行為ではないと述べている。

幕末維新期の祈禱について、藤田覚氏は「特に異国船渡来に係わる祈禱は、政治の転換期に天皇の行った行為の一つ」⑤としている。金孝宣氏は「幕府は危機意識から朝廷の外患祈禱を容認し、朝廷の政治的位置が変化した」⑥と評価している。

管見の限り幕末維新期の国難祈禱の祝詞が紹介された例はなく、本稿では、国難祈禱という通常の行為に幕末維新期の政治状況や社会状況がどのように影響を与えたのかを考察する手懸として祝詞を紹介する。

朝廷の攘夷祈禱

表1は、幕末維新期の社会情勢に係わる朝廷からの祈禱命令をまとめたもので、嘉永三年（1850）四月から慶応四年（1868）七月まで合計52件ある。稲荷社が行った祈禱については『伏見稲荷大社年表』⑦から、伊勢神宮については『神宮史年表』⑧から、その他は石清水八幡宮の『石清水八幡宮史』⑨、そして『孝明天皇紀』⑩、『明治天皇紀第一』⑪から抜粋し作成した。

稲荷社の【史料1】から【史料12】は今回紹介する「東羽倉家文書」の祝詞である。

祈禱命令及び奉幣が稲荷社で記録されているのは38件、伊勢神宮は46件、石清水八幡宮は33件、孝明天皇紀は26件、明治天皇紀は1件である。

三社共にあるのは、記録にはないが廿二社や七社へ祈禱、奉幣の命が出されたものも含めて29件、稲荷社のみ記録があるのは1件、伊勢神宮のみは10件、石清水八幡宮のみは2件、組み合わせはまちまちだが二社

表1 幕末維新期の社会情勢に係わる祈祷

番号	年 代	稲荷社(『伏見稲荷大社年表』)	年 代	伊勢神宮(『神宮史年表』)	その他
1	嘉永3.4.8	天変及び異国船出沒により、七社七寺に御祈祷を修せしめ給ふ	嘉永3.4.5	近年異国船海上に出現。依りて防夷の祈祷を命ぜらる	石清水(4.8) 孝明天皇紀(七社七寺4.8)
2	嘉永3.9.3	烈風雨によりて、七社に御祈祷を修せしめ給ふ	嘉永3.9.3	風雨の御祈を命ぜらる。	石清水(9.8) 孝明天皇紀(七社9.3)
3	嘉永6.6.15	夷船の浦賀沖来航によりて、七社七寺に祈祷を仰付けらる	嘉永6.6.15	近年異国船浦賀沖来航に依り御祈を命ぜらる。	石清水(6.16) 孝明天皇紀(七社七寺6.15)
4	嘉永6.12.3	異国船渡来によりて、廿二社に御祈祷を仰出ださる【史料1】	嘉永6.12.3	朝廷異国船頻りに来航し通商を求むるに依り祈祷を命ぜらる。	石清水(12.) 孝明天皇紀(29社11.23)
5	安政元.2.10	夷船退帆せざるにより七社七寺に祈祷せしめ給ふ【史料2】	嘉永7.2.9	異国船来航に依り御祈を命ぜらる。	石清水(2.9) 孝明天皇紀(神宮へ2.9)
6	安政元.3.11	夷船滞留によりて当社及び諸社に臨時の御祈祷を修せしめ給ふ	嘉永7.2.22	正月中旬の米国船の東海への来航に依り御祈を命ぜらる。	孝明天皇紀(二十二社2.22)
7	安政元.4.21	内裏炎上によりて、当社及び諸社に臨時の御祈祷を修せしめ給ふ【史料3】	嘉永7.4.21	禁裏焼亡依り御祈を命ぜらる。	石清水(4.) 孝明天皇紀(七社七寺秋葉寺4.21)
8			嘉永7.4.21	正月の異国船御祈御教書の趣を以て御祈を命ぜらる。	
9	安政元.5.11	内裏炎上・夷船滞留によりて七社七寺に臨時の御祈祷を修せしめ給ふ	嘉永7.5.11	4月21日の異国船祈祷御教書の趣を以て御祈を命ぜらる。	石清水(5.)
10	安政元.6.15	地震によりて当社及び諸社に臨時の御祈祷を修せしめ給ふ	嘉永7.6.15	地震に依り御祈を命ぜらる。	石清水(6.15) 孝明天皇紀(七社七寺6.15)
11			嘉永7.9.11	4月21日の御教書に依り御祈を勤仕。	石清水(9.)
12	安政元.9.23	露国船大阪近海渡航によりて七社七寺に祈祷せしめ給ふ【史料4】	嘉永7.9.23	近年異国船摂泉辺に漂着に依り御祈を命ぜらる。	石清水(9.23) 孝明天皇紀(七社七寺9.23)
13	安政元.11.16	地震によりて七社七寺に御祈祷を修せしめ給ふ【史料5】	嘉永7.11.16	地震に依り四国・東海道筋に被害ありて未だ微震あるにつき御祈を命ぜらる。	孝明天皇紀(七社七寺11.16)
14	安政2.正.11	異国船渡来及び地震の為、廿二社及び諸国大社に天下太平・宝祚長久・万民安穩の御祈祷を修せしめ給ふ	安政2.1.2	異国船来航及び地震・津波等の変異に依り御祈を命ぜらる。	石清水(正.5)
15			安政2.2.23	※近年異国船来航・内裏以下炎上・諸国地震等に依り臨時奉幣使発遣。	孝明天皇紀(伊勢臨時奉幣2.23)
16			安政2.5.11	正月2日の御教書に依り御祈を勤仕。	
17			安政2.9.11	御教書に依り御祈を勤仕。	
18	安政2.10.10	江戸大地震によりて、当社及び諸社に臨時の祈祷を仰付け給ふ	安政2.10.10	江戸大地震に依り御祈を命ぜらる。	石清水(10.) 孝明天皇紀(七社七寺10.10)
19	安政2.11.5	新造内裏遷幸たるによりて、当社及び諸社に御祈祷を修せしめ給ふ【史料6】	安政2.10.28	新内裏遷幸に依り御祈を命ぜらる。	石清水(11.5)
20	安政3.正.21	異国船応接安穩たりと雖も宸襟安からずによりて、廿二社に祈祷を修せしめ給ふ	安政3.正.12	異国船来航及び関東地震に依り御祈を命ぜらる。	石清水(正.13)
21	安政3.5.	【史料7】	安政3.5.11	正月12日の御教書に依り御祈を勤仕。	石清水(5.11)
22	安政3.9.	【史料8】	安政3.9.11	御教書に依り御祈を勤仕。	
23	安政4.12.1	外交のことにによりて七社七寺に御祈祷を修せしめ給ふ【史料9】	安政4.11.25	米国使登城に依り御祈を命ぜられる。	石清水(11.25) 孝明天皇紀(七社七寺12.1)
24	安政5.4.11	正月分として外患祈祷臨時の御祈祷を修す【史料10】	安政5.4.1	攘夷祈祷を命ぜらる。	石清水(4.) 孝明天皇紀(二十二.4.1)
25			安政5.5.1	※天皇御願に依り宸筆宣命を以て奉幣使を發遣。	
26	安政5.5.	【史料11】	安政5.5.11	2月27日の御教書に依り御祈を勤仕。	
27			安政5.6.17	※宸筆宣命を以て奉幣使發遣。	石清水(6.23)
28	安政5.9.3	彗星出現・コレラ流行等によりて七社七寺に御祈祷を仰出ださる【史料12】			石清水(9.4) 孝明天皇紀(七社七寺9.3)

番号	年 代	稲荷社(『伏見稲荷大社年表』)	年 代	伊勢神宮(『神宮史年表』)	その他
29	安政6.3.8	正月分諸外国驕傲につき、諸社に皇威発揚・国家安穩を祈祷せしめ給ふ	安政6.2.27	御教書に依り御祈を命ぜらる。	石清水(3.8) 孝明天皇紀(二十二社2.25)
30	安政6.5.11	諸外国驕傲につき、諸社に御祈祷を修せしめ給ふ	安政6.5.11	2月27日の御教書に依り御祈を勤仕。	
31	安政6.7.14	悪疫流行の兆しあるによりて諸社に御祈祷を修せしめ給ふ	安政6.7.14	彗星出現・異病流行に依り御祈を命ぜらる。	石清水(7.14) 孝明天皇紀(七社七寺7.14)
32	安政6.9.11	諸外国驕傲につき、諸社に御祈祷を修せしめ給ふ	安政6.9.11	2月27日の御教書に依り御祈を勤仕。	
33	万延元.2.7	悪疫流行によりて、七社七寺に御祈祷を修せしめ給ふ	安政7.2.4	京都並びに諸国に悪疫流行に依り御祈を命ぜらる。	石清水(2.7) 孝明天皇紀(七社七寺2.7)
34			文久元.5.9	※本年辛酉革命に依り宸筆宣命を以て臨時奉幣使発遣。	
35	文久元.5.30	彗星出現によりて、七社七寺に御祈祷を修せしめらる	文久元.6.2	彗星出現に依り御祈を命ぜらる。	石清水(6.2) 孝明天皇紀(七社七寺5.28)
36			文久2.5.21	攘夷御祈を命ぜらる。	石清水(5.22) 孝明天皇紀(神宮石清水賀茂5.21)
37			文久2.10.25	攘夷御祈を命ぜらる。	
38	文久3.3.8	当社外患祈祷の祈祷を修す	文久3.3.4	※攘夷御祈に依り奉幣使を發遣。 攘夷御祈を命ぜらる。	石清水(3.8) 孝明天皇紀(諸国大社3.4)
39	文久3.4.4	石清水行幸によりて、御祈祷を修す			※石清水(4.11攘夷勅願行幸) 孝明天皇紀(行幸4.11)
40			文久3.5.15	攘夷御祈を風日祈宮・風宮命ぜらる。	
41	元治元.4.24	※七社奉幣使發遣	元治元.4.24	※甲子改令に依り奉幣使發遣、宣命辞別に攘夷の事を載せらる。	石清水(4.24) 孝明天皇紀(七社4.24)
42	元治元.8.14	去月禁闕騒擾のことにつきて、七社七寺に祈祷せしめらる	元治元.8.7	宮中の騒擾・火災・世上不安定に依り御祈を命ぜられる。	石清水(8.8) 孝明天皇紀(七社七寺8.14)
43			元治元.9.8	※宮中擾乱に依り奉幣使を發遣。	※石清水(9.19奉幣使)
44	元治元.10.5	当社及び松尾社等に御祈祷を仰出ださる			※石清水(10.17長防御征伐ニ依り奉幣)
45	慶応元.10.7	世上不穩につき、七社七寺に御祈祷を修せしめらる			孝明天皇紀(七社七寺10.7)
46	慶応2.8.18	一橋慶喜の出陣につき、国家平穩・奸賊攘斥を祈祷す			石清水(8.14)
47					※石清水(9.14奉幣使)
48	慶応2.12.17	天皇御庖瘡につきて、七社七寺に祈祷せしめ給ふ	慶応2.12.9	天皇庖瘡に依り御平癒御祈を命ぜらる。	石清水(12.18) 孝明天皇紀(七社七寺12.16)
49	慶応3.2.29	(明治)天皇御惱によりて、七社七寺に御祈祷を修す			
50	慶応4.正.3	天皇元服につき、無風雨無為、玉体安穩、宝祚長久の祈祷を松尾・稲荷社等に仰付けらる			
51	慶応4.1.24	旧隴事変の発動に対し、松尾・稲荷に賊徒を滅し政令維一新天下昌平万民安堵の御祈りを仰付らる	慶応4.1.24	天下昌平・万民安堵の御祈の御教書到来。	
52			慶応4.7.2	※奉幣使を遣して王政復古の事を奉告せしめらる。	明治天皇紀(6.26)

出典)『伏見稲荷大社年表』 伏見稲荷大社御鎮座一千二百五十年大祭奉祝記念奉賛会 昭和37年9月1日
『伊勢神宮史年表』 神宮司廳 平成17年3月22日
『石清水八幡宮史』 石清水八幡宮 平成8年10月30日 第二刷
『孝明天皇紀 第一』 平安神宮 昭和42年1月30日 『孝明天皇紀 第二』 平安神宮 昭和42年7月30日
『孝明天皇紀 第三』 平安神宮 昭和42年12月25日 『孝明天皇紀 第四』 平安神宮 昭和43年8月25日
『孝明天皇紀 第五』 平安神宮 昭和44年1月30日 『明治天皇紀 第一』 宮内庁 昭和43年10月15日

は10件である。なお、表中の※は奉幣に付した。

異国船に関する最初の祈禱命令は嘉永三年四月八日である。日本近海に異国船が頻繁に出没していることから行われた。この不安は同六年（一八五三）六月三日に、ペリーが浦賀沖に表れたことによりの中したが、ペリーは再来航を約して十二日去って行った。これを受けて朝廷は同月十五日七社七寺に祈禱を命じたのである。これ以後ロシア船などアメリカ以外の諸国船も今まで以上に開国を追ってきた。

嘉永七年五月十一日と九月十一日に伊勢神宮は「四月二十一日の異国船御祈禱御教書の趣を以て御祈を命ぜらる。」⁽¹²⁾と記録している。四月二十一日に届いた御教書で、五月と九月にも定例で異国船に係わる祈禱を行うようにと命を受けたからである。同様の御教書は、翌安政二年正月二日も届いている。

稲荷社には安政元（嘉永七）年十二月三十日「来年の正・五・九月の天下太平・万民安穩の御祈禱を諸社に仰せ出さる」⁽¹³⁾と記録があり、定期的に異国船に関する祈禱を行うように諸社に命が下されたことが分かる。天変地異など国難に対する祈禱は、その都度行われるものであるが、異国船渡来に始まった外庄は常時存在するものであるから、定期的に祈禱を行うということなのであろう。

この定期的祈禱の記録は、安政六年（一八五九）まで伊勢神宮に残っているが、万延元年（一八六〇）以降見当たらない。安政五年にアメリカと日米修好通商条約が締結され、これ以後諸外国と次々に条約を締結し、開国は自明のものとなった。さらに安政の大獄も始まり、悪疫流行（万延元年）、彗星出現（文久元年）など社会不安は増大するばかりであった。

安政二年（一八五五）二月二十三日に異国船来航、内裏等炎上、地震発生をうけて伊勢神宮へ臨時の奉幣使が発遣された。以後、伊勢神宮や石清

水八幡宮への奉幣使の発遣が頻繁に行われるようになった。孝明天皇は、文久三年（一八六三）三月十一日に賀茂下上社へ行幸し、さらに四月十一日石清水八幡宮への行幸を行った。行幸は近世初期の慶安四年（一六五二）に行われた朝覲行幸以来である。

地震、火災、天候不順などその都度朝廷は祈禱を行ってきたが、幕末の外庄、攘夷、天変地異などに対して祈禱命令だけでなく奉幣使の発遣、天皇の神社行幸がみられるのは、朝廷の政治的権威が高まった表われである。

「東羽倉家文書」中の攘夷祈禱祝詞

「東羽倉家文書」に存する幕末期の祝詞の作成者は表2に示した通りで、一番多く作成したのは正祝の秦親為邑が4編、正祝の秦親篤の同じく4編、権祝秦親敬が2編、作成者不明が2編である。作成者不明のうち1編は嘉永七年で、表2をみると正祝秦親為邑が権祝秦親敬のどちらか、安政五年の1編は正祝の秦親篤と推測でき、祝詞の作成者は「正祝」「権祝」という職の者であることが分かる。

稲荷社の社家のうち正官は五家あることは既に述べたが、その役職名は下社神主・中社神主・上社神主・御殿預・目代である。この五家の下に正禰宜・正祝・権禰宜・権祝など、さらに氏人と続いている。祝詞の作成者「祝」は正官五家に続く役職であった。

次に朝廷からの祈禱命令を稲荷社は、どのように実施したのかをみることにする。

嘉永六年七月の「日記 乙」(B・2・355)の十二月五日の条【史料13】には「昨日(四日) 伯殿(神祇伯王白川家) 二て、来ル十七日方御祈被仰出、神口□受渡候旨、社務方回文至来候」と十二月四日に神祇伯王白

表2 「東羽倉家史料」の祝詞作成者

氏 名	史料番号	年 代
正祝秦為邑(任期：弘化2年～安政2年)	1・3・5・6	嘉永6年～安政2年
権祝秦親敬(任期：弘化2年～安政3年)	4・7	嘉永7年・安政3年
正祝秦親篤(任期：安政2年～慶応3年)	8・9・11・12	安政3年～安政5年
不明	2・10	嘉永7年・安政5年

出典『伏見稲荷大社年表』『祠官補任表』

川家から祈禱の命が伝えられた。また六日には「例文回文社務取計」と祈禱の例文も回覧され、また「御祈次第、都而去ル天保八年之度通可取計治 定」と祈禱次第は天保八年（一八三七）の例に倣うことが決められた。天保八年は前年まで大飢饉が続いていたので、五月と七月に五穀豊穡の祈禱命令が出たのであろう。

嘉永七年「日記」（B・2・356）では、四月廿一日【史料14】に「入夜執奏伯家と正官五人連名書状至来」と、夜になって伯家から祈禱の命が伝えられ、翌日に「二十一日分社務催、二十二日分中神主催」と一日に二日分の祈禱を行い、二十七日に第七日の祈禱を終えている。このとき「廿四日 一御祈第四日当家催」と御殿預の東羽倉家が二十四日に第四日目の祈禱を担当している。また、

【史料9】と【史料11】の文末には「正預荷田宿禰信純」「正預正四位下荷田信純」と、御殿預荷田信純の名が記されている。

祝詞に何が書かれているのかをみると、稲荷社に対し勅旨が下されたことを最初に記し、次に何に對する祈禱を何時行うか、どのような幣を捧げるかが記され、最後に祈禱文が記されている。

嘉永六年十二月の祈禱は伯家から例文が示されている。おそらく祝詞中

に振り仮名がふつてある「異類頻来利通商平乞求武止」（史料1）

などの詞は、天変地異などの際に奏される祝詞にはない新たな詞であろう。

翌七年（安政元）二月の祝詞にも「異国船再渡来連利、進退平穩

雖無開兵端之聞猶未退帆」（史料2）と、いつ何時武力行使が行わ

れるかと不安な心情が示されている。表1によればペリーの再来航に始まったこの年は内裏の焼失、地震、ロシア船の来航と多難な年であり、祈禱も幕末維新时期では一番回数が多い。

さらに祝詞の形式をみると、【史料1】から【史料7】までは「掛卷毛畏支此稲荷山御座皇大神乃太前仁申賜渡久等乃勅旨乎」と従来の書き出しであるが、安政三年九月の【史料8】では「高天乃原尔神留利座須皇睦二神乃命乎以豆」と書き出しの語に変化が見られる。

異国船渡来が、天変地異など従来の国難とは異なると、認識に変化が起きたと思われる。また祈りの内容も、武力で国を侵す異国船はとにかく退散して欲しいと祈っていたものが、同五年四月（史料10）には「夷類頃年伊豆乃下田ニ来滞留利天（中略）商館造武止南毛相謀利、或和止戦止乃二示有牟止乃」と、諸外国が商館の建設を企て「和」か「戦」か圧力をかけてい

ると述べ、「大將軍公平始國々乃國司諸侯等尔至万天、己々我威勢乎毛不爭乎毛力乎台世心乎一仁之天唯一向尔忠誠乎盡佐波異類幾許乃雄語在牟止毛始何泥可降里伏^{マシロハ}波佐留障支物曾止」と、將軍をはじめ諸侯が一致して事に当たれば、外国も侵略の企てをあきらめるだろうと、外国の侵略に対し国内の不和を懸念し一致団結することを祈っている。

さらに同年五月の【史料11】では「或蕃夷奈留汚穢志幾中子乎左辺毛渡志処々尔置祭良牟止相謀利」と中子^{ナカコ}を祀ろうとしているので「東府乃公尔渡東照神乃制度乎毛変革賜布事無久、武運^{モヘフノナリヒ}令立栄賜障」將軍は家康以来の制度（鎮国とキリスト教禁止）を変えることなく、武運が栄えるようにと祈っている。

このように、初めて接する異質なもののへの嫌悪感と、アヘン戦争の情報などからくる武力行使の恐怖であったが、時間が経つに従い通商や江戸城への登城、キリスト教布教の危機感などより具体的な忌避の感情が表れてくるのがみてとれる。残念であるが「東羽倉家文書」に残る祝詞は、安政五年九月【史料12】が最後である。

これ以後安政の大獄や攘夷運動など、幕府の弾圧や、暗殺の横行など政治状況は混乱をきたす。そのような混乱の時代にどのような祈りをどのよ

うな詞で捧げたのか、新たな祝詞が見つかることを期待したい。

【史料1】（嘉永六年十二月） 御祈（異国弘退祈願祝詞草稿）（C・1・3・53）

御祈 精

掛卷毛畏支此稻荷山御座皇大神乃太前仁申賜波久等乃勅旨乎、権右中弁藤原朝臣、神祇伯王乎以伝給布、其状波異類頻^{アタシクニヒトラシキリニキタリ}来利通^{アキモノ、タヨリ}商乎乞求武止有連止、彼我狡黠志幾情乃虚実^{カレ、カウタマ}不可量止南毛、因茲衛仇精兵等質尽力志^{コノニヨリアタマモルツワモノヲ、チカラツク}天禦戒止母辰襟乎不綏御座寸我故尔、神明乃冥助乎以天神州乎汚須事無久^{フセゲ、ミコ、ハロ、ヤスカラスオハシマス}人民遠損布事無久、国体安穩仁天下泰平介久宝祚悠久九武運延長護給^{オホシタカラ、ソコノ、クニノアリサマヲヤニ}惠給辺止、此十二月十有七辰刻与利同廿三日乃一七箇日之間乎良月乃吉日等撰定給亭、勅書仁白銀能大御幣物乎佐開取副天捧持令奉備女丹誠^{ミコトノリフミ、オホミ、テクラ、サヘケモチ}違抽擬御祈奉仕礼登宣布乎、集侍神官等恐美奉理天内外尔齋戒季、宇津乃神殿乎嚴仁整設介、皇御孫命乃宇津乃大幣尔勅書乎取添天奉捧留、又献留齋乃神酒波飯乃辺高知瓠腹満並比奉留、平氣久安計久齋聞食天祈啓奉仕状乎所知^{イヨヤカ、トノヘマウケ、ウコマリハヘル、イハヒキコ}食給閉止恐美恐美毛申須、是以天皇御孫命乃所知食尊葦原乃瑞穂乃国能中尔生出武天乃増人等我過犯氣牟雜々罪事波、天津罪国津罪登法別天天津宮事国津神行乎以言祓清米武止、

如是祓清米濯潔馬皇御孫乃朝廷平始米官々人等天下乃兆民仁至万^ミ罪登云布
罪穢登云布穢波不在物會登級戸風天八重雲遠吹松事乃如久朝^{（朝）}【風】能深霧
夕乃御霧朝風夕風乃吹松事乃如久大船乃舳解放知艫解放地天蒼海原尔押放行我
如久殘列留罪咎波不在登悉皆仁奉祓奉清流状乎所知食賜倍登啓寸抑^{ソモ、}
自外国吾神州乎犯勢之事波自往昔毛不少志天或朝貢乎掠女或干戈遠動
志天凌躍^{キシコヘ}止毛千早振神乃固迷之御国奈礼波神風乃膽吹給布隋尔松退氣給比天
遂仁不平信登云事無志然波安礼止我朝夕二久旬無軍旅具靜謐尔治利天漸^ソ
整備毛弛万里志乎凶目行穢国人等我伝聞閉天窺窬布尔有良武大凡天神地神
乃宇志波耆給布国乃限波助護給布倍支事仁古尊止御思食良女如此所思比津々毛
猶^{ウシハキ}国体平劳波利人民乎撫給比天一尔宸襟平悩志給布状乎平久安久所知食志
神明乃靈睠乎以天形非未見尔災孽乎拵比兵戈未起尔逆乱乎揆氣
給^{モシエミシラ}止申寸若夷賊等我謀已熟天軍艦必來開支事乃有止母天
皇乃大祖止御坐天渡会五十鈴川上仁奉崇秘皇太神鹿嶋香取尔奉鎮祭經津
主武甕槌神平始米諸乃神達相宇津奈比相共尔神力平合セ四方四隅尔湯津磐村
能如久塞坐^{フサカリマシテ}且狡黠志久疎布登物乃自上往波上乎護利自下往下乎衛理
待防^{マデフセキハラシシシケ}松退氣給天海浜仁多丹入札賜波数逐還之没米亡志吾朝乃国威乎
光佐七給比天自今以後波於乃毛於乃毛憚懼利再襲來古止無久又内尔波武士

乃中乎和志直久淨幾心遠以天君臣乃理仁從比政事緩無久助奉侍志來
給閉止奉祈^{オホマツリコト}啓^ケ七登毛漏落古登波神直日大直日ノ命聞直志見直之平介具安
氣久所知食天天下淳牒尔宝弦無動九玉体平穩仁武運延長久万民娛樂能御
世乎常石尔堅石尔昼夜乃護恤福閉給边登恐美恐美白寸

正祝 奏為邑

謹誌

(折紙六・五×四五・〇cm)

【史料2】嘉永七年二月 御祈(異国船渡來二付祝詞)(C13・37)

御祈

掛卷毛畏支此稻荷山仁御座皇大神乃太前仁申賜波久等乃勅命平權右中弁藤原朝
臣、神祇伯王乎以テ伝給布其状波此度異国船再渡來連利進退平穩
雖無開兵端之聞猶未退帆止南毛因茲衛仇精兵等嚴重尔備倍護利令
防禦給布事乃由平聞食天宸襟不安御座寸我故尔神明乃冥助乎以
異類速仁降伏比神州乎汚ス事無久人民遠損布事無九宝祚延長久武運
悠久九万民娛樂仁成幸給閉止此二月十日与利同十有六日万^ミ方一七箇日之間
平良月乃良日等撰定給天神官等仁丹誠遠抽擬御祈奉仕礼等宜布平集侍神
官等恐美奉天内外尔肅戒牟宇津乃広前尔狹男鹿乃膝折敷候天恐美恐美毛申故尔

是乎以天皇御孫尊乃知所食豐葦原乃瑞穗乃国乃中尔生出武天乃增人等我過知犯氣
武維々乃罪事波、天津罪国津罪止法別天天津宮事国津神行遠以弘清米武登、

如是祓清米濯清米波皇御孫尊乃朝廷乃裡乎始官々人等天下乃人物仁至万天、罰登
云罪穢登云穢波不在物尊登級戸乃風乃天乃八重雲遠吹松事乃如九、朝乃太霧夕乃
深霧乎朝風夕風乃吹松事乃如九、大船乃舳解放知體解放地天蒼海原尔押放行我如
九仁、殘列留罪咎波不在登悉皆仁奉祓奉清流状乎平久安九所知食賜倍止白寸、近年
異国船屢近海爾寄来利通信、交商乎、乞、求、連止竊仁伺賊乃心加毛登、征
夷將軍乃知食志天敵重尔備備護利令防禦給布仁因天吾神州乎汚勢之事波不在登云
止毛、是彼事情乃不通運波或干戈遠動寸事毛在登宸襟乎悩志給状乎平久安九所知
食給天、諸神達相宇津奈比相共尔神力乎合セ給天神州乃敵、威遠施給比天
再襲古止無九天下平久安久宝、經無動九王体安穩仁、武運延長万民娛樂
能御世乎常石尔堅石尔昼乃守夜乃守尔護幸給辺登、恐美々々申寸

嘉永七寅年二月

(折紙八・二×五〇・〇cm)

【史料3】 嘉永七年四月 御祈 (天下泰平・玉体安穩・万民娛樂二付祝
詞) (C.1.3.38)

御祈

掛卷毛畏支此稻荷山仁御座寸皇太神乃宇津乃広前尔申賜波久等乃勅命乎、神祇伯
王伝底曰九、其状波当月上旬大災、剩内裏焼亡偏依神明冥助、此後穰災異
弥天下泰平玉体安穩、万民娛樂仁成幸給閉止、此四月廿一日与利同廿七日万豆
乃一七箇日乎良月乃吉日等撰定給天、神官等仁抽丹誠御祈可勤行登宣布乎、集
侍神官等恐美奉天内外尔斎戒乎、宇津乃広前仁奉招侍状乎所知食聞登恐美恐美毛
申寸、是以天皇御孫命乃所知食豐葦原乃瑞穗乃国乃中尔生出牟天乃益人等我過犯計
牟維々能罪事乎、天津罪国津罪登法別天祓清米武登、

如是祓清免濯清芽波皇孫乃朝廷乎始官々人等人等天下乃万民仁至末互、罪咎障
穢不在物尊繁木本乎焼鎌乃敏鎌以天打掃事乃如遭罪咎波不在止悉皆仁奉祓清
流状乎所知食賜倍止啓寸、如是所知食天自今後被大神乃神慮乎鎮給内裏始里々
町々天下公民乃伏屋仁至万天、火乃災無九水乃災毛無久惣天鳥獸昆虫惡氣邪氣乃
障乎為事無九天下乃四方乃国家安穩尔鎮護利助給比、宝位無動九玉体安穩尔万
民娛樂乃御世乎常石尔堅石尔昼乃守夜乃守尔護幸給辺登、恐美恐美毛申寸

嘉永七寅年四月

正祝奏為臣謹誌

(折紙八・〇×四八・五cm)

【史料4】 嘉永七年九月 御祈 (異国船松退二付祝詞) (C.1.3.39)

御祈

懸馬久毛畏支此稻荷山仁御座皇大神乃太前仁申賜波久等乃勅命乎、右少弁藤原朝臣、神祇伯王乎以テ伝給布、其狀波頃日異船飄着摂泉之辺、事未弁進退雖穩去、皇都不遠、因茲仁四海無異變醜類速仁退散尔、天下泰平久国家靜寧仁万民安穩九成幸給聞止、此九月廿有二日与利同廿有九日乃一七箇日乃間平良月能吉日等撰定給天、神官仁丹誠遠抽凝御祈奉仕礼等宣布乎、集侍神等恐美奉天内外尔肅戒乎、宇津乃広前尔狭男鹿乃膝折敷候天恐美恐美毛申寸、故仁是乎以天皇御孫命乃所知食、豐葦原乃瑞穗国乃中仁生出武天乃增人等我過犯氣武雜々乃罪事波、天津罪国津罪止法別天祓清米武止、如是祓清米濯清米波皇孫命乃朝廷平始、百官人等天下乃万民仁至万天、罪登云罪穢登云穢波不在物豐登、級戸風乃天八重雲遠吹払事乃如久、朝乃太霧夕乃深霧乎朝風夕風乃吹払事乃如久仁、異国船遠払退介給天、海浜尔多舟入礼賜波敷返還志没米仁志、吾朝乃国威乎輝志給比天、自今以後波於乃毛於乃毛憚懼利再襲来古止無久、又内尔波武士乃中乎和志貞久淨幾心遠以天、君臣乃理仁從比、政事緩急古繁久助奉侍志女給邊登奉祈啓狀乎、神直日大直日命聞直志見直四平氣久安介久所知食天、天平淳僕仁宝位無動九玉体安穩仁、武運長久句万民娛樂乃御世乎常石堅石尔昼夜乃護尔導恤福閑給辺止、恐美白寸

嘉永七年九月

權祝秦親敬謹誌

(折紙八・〇×四九・五cm)

御祈

【史料5】嘉永七年十一月 御祈(地震津波二付祝詞)(C・1・3・40)

掛卷毛畏支此稻荷山仁御座皇大神乃宇津乃広前尔申賜波久止乃勅旨、神祇伯王伝店申佐久其狀波、当十一月四日五日等地震於近国四円東海道筋、有地震津波等之趣乎聞食口毛折々微震不止、因之宸襟不安故尔、今十六日与利廿二日乃弓乃一七箇日乃間乎良月良日乃吉日等選定給天、神官等尔丹誠遠抽志御祈奉仕登宣布恐美奉理天内外仁忌清万利天、此宇津乃広前尔恐美恐美毛申寸、是以天皇御孫命乃所知食豐葦原乃瑞穗乃国乃中尔生出牟天乃增人等我過犯計牟(雜々)誰々乃罪事乎、天津罪国津罪止法別天祓清米武止、如是祓清免濯清米波皇御孫乃朝廷平始、官々乃人等天下乃万民仁至万天、罪咎障穢波不在物曾止悉皆仁奉祓清流狀乎、所知食賜陪止啓寸、如是所知食志天波天尔坐神地尔坐神毛神慮乎合賜天相宇豆奈比賜比奉扶天自今已後波弥無事、天下平久宝祚延長聖体平安乃万民平穩之御世仁衛惠幸賜辺登、恐美恐美毛啓寸

嘉永七庚寅年十一月

正祝秦為邑謹誌

(折紙六・五×四六・〇cm)

【史料6】安政二年二月 御祈(新内裏に還幸ニ付祝詞)(C:1:3:41)

御祈

掛馬毛畏支此稻荷山仁御座寸皇太神乃宇津乃広前尔申賜波久止乃太命平、神祇伯王伝天白左久其状波、此十一月廿三日乃卯刻平良月乃吉日止定給天、新内裏尔遷幸御坐給布故尔、其日其時尔当天風雨乃無難久任叡慮仁無事故久令遂行牟登、仍天自此五日乃午刻到十一日一七箇日乃間尔良月乃吉日登撰定米給天、御祈奉仕列登宣布状平、集侍神官等恐美奉天内外仁忌清万利、皇太御神乃太前尔畏美畏美毛祈請申久故尔、吾皇御孫乃尊乃瑞穂能国乃中尔生出牟天乃益人等我犯過氣牟、己々多久乃障穢罪咎牟、天津罪国津穢登法別天上古乃法乃隋仁日向乃小戸乃櫛原乃神行乎以天祓陪清免牟止、

如是祓清波朝廷尔奉仕列留官司乃男女濃人等乎始天下乃百姓尔到麻天、罪登云布罪穢止云布穢波不在物登、科戸乃風能天乃八重雲乎吹祓事乃如九、大船乃舳解放知艦解放氏蒼海原尔押放知行我如久仁、天津罪咎国津障穢波不在物止祓清米濯清米天御祈白寸、此状乎所聞食天下平介久安介久穩尔朝廷無動具、玉体安久叡慮穩尔遷御乃当日当辰、風雨乃無難水火乃無災天下乃四方乃国家無事久特尔京師乃内外静謐尔之天叡念乃順尔安久平令事行免奉幸可賜布、又

三種乃神宝乎始幸路乃輦車仁隋從比供奉仁預利奉仕賜布公卿乎始諸乃司乃男乃人等尔到麻天、無錯久無障令奉仕召牽介萬乎乘繫氣留馬荒備武備蹴波良々加須事無久志天鎮米末々乃人等波阿礼比伊須白己布無久志天和志守利福比賜陪止申寸、又奉遷幸利御坐賜布瑞乃御殿堀堅當曾柱桁梁戸牖乃錯動鳴事無久、取葺計留草乃噪伎無久、御床都比乃佐夜伎伊豆都都志伎事無具、四方乃内外乃御門尔湯津磐村乃如久塞座氏、四方四角与里疎備来武惡氣邪氣乃自上往波上乎守自下往波下乎守掃却介鳥獸昆虫尔至麻天惣天災害乎無為事具之天、天津日嗣長久久具伊賀志御世乃足御世尔奉幸利常磐尔堅磐尔日乃守夜乃守利仁護利幸賜陪止、正四位下荷田信純恐美々々白寸

安政二卯年十一月

正祝奏為臣

謹誌

(折紙六・五×四五・〇cm)

【史料7】安政三年五月 御祈(夷賊の船の騒ぎニ付祝詞)(C:1:3:42)

御祈

掛卷毛畏岐此稻荷山尔御座寸皇太神乃宇津乃広前尔申波久止乃勅命平、神祇伯王乎以天伝給布其状波、去年秋以来夷賊等我船乃騷毛漸雖穩猶、応接乃次第有我故仁、被惱宸襟賜布止南毛依之皇太神乃冥助乎以、天下泰平久宝祚延長久具

国家静寧仁万民安穩仁成幸給閉止、去正月乃例随尔五月十一日与利同十七日万
弓乃一七箇日乃間平良月能吉日等撰定給天、神官尔丹誠遠抽凝志御祈奏仕礼登白
銀能大幣帛平捧齋奉備志馬給布此状平、集侍神官等恐美奉理天内外仁忌
清万利、神殿平整設天宇津乃大幣尔祝乃神酒遠佐边取添天献留幾々久々仁聞食天
奉招禱状平、所知食給閉止恐美申寸、是以天皇御孫乃命乃所知食豐葦原乃瑞
穗乃国乃中仁生出牟天乃益人等我、過犯計牟雜々乃罪事平、天津罪国津罪登法別
天祓清米武登、

如是祓清米濯清米波皇御孫尊乃朝廷平始、官々乃人等天下乃万民尔至末、罪咎
障穢波悉皆不在物曾止級戸風乃天八重雲吹弘事如久奉祓奉清状平、所知食賜
比自今以後愈夷状乃騒無九、応接乃次第毛穗尔四方四隅乃海浜波濤靜謐尔天下
泰平久、宝位無動玉体安穩武運悠久九万民娛樂久志天、百年御世平常石尔堅石
尔日乃護夜乃守尔衛惠幸賜辺止、恐美恐美毛白須

安政三年五月

権祝奏親敬謹誌

(折紙六・五×四五・〇cm)

【史料8】安政三年九月 御祈(夷賊の船の騒ぎニ付祝詞)(C・1・3・43)

御祈

高天乃原尔神留利座須皇睦一神乃命平以、八隅知食寸

皇御孫尊乃天地福校登奉崇志米給布我皇太御神尔御祈奉仕利登宣布勅旨平、
神祇伯乃王伝給久、去秋与利夷賊等船乃騒乃穩静奈留波全尔尔神聖乃至德仁有南
天、然波阿礼登猶応接乃次第有我故仁宸襟不安登南毛、依此天下泰平久宝祚長
久久万民安穩尔守成志幸陪賜陪登、此九月十一日与利同伎十七日万泥乃一七箇日
平御祈乃吉月日登撰定給、去正月五月乃嘉迹乃任銀幣拾枚平奉捧給比天懇仁
啓勢登宣布勅旨平畏美奉利天欽伏奉仕留状平平久安久聞食賜登白寸、是以豆
国乃中尔生出武天乃益人等我過犯介牟、己々良乃罪穢事在牟平婆大奴佐取天祓比
清米牟登、

如此禊祓清米迦豆伎潔米婆殘礼留罪穢豆布穢毛不在物曾登科戸乃風乃天乃八重雲
平吹弘不事如久、大船乃舳解放艫解放塩乃八百重尔吹佐須良布我如久仁祓比
灑申寸状平、随神毛所知食天自今以後波異船乃騒毛無久、諸役等我応接乃次第
無錯久無怠久速仁其功乎遂佐セ賜陪、千草乃白風尔摩伎伏我如尔夷賊等順比伏波
志米賜比天久堅乃天下愈泰平尔天津日嗣波天天地登共仁無窮久物部乃業立采
志米万民称万歳乃御世平常盤尔磐尔守利惠美幸陪賜比登、恐美恐美毛白寸

安政三年九月

正祝奏親篤

謹作進

(折紙七・四×八五・〇cm)

【史料9】安政四年十一月 御祈（去月アメリカ人江戸登城ニ付祝詞）（C

13・44）

御祈

開毛畏支此山乃於底津石根宮柱布刀斯理立於高天原水椽多迦斯理天天地
社稷登鎮利御座賜布、我皇太神乃珎乃太前尔御祈奉仕利登宣布天皇我太命平、
神祇伯王乃事依之天伝曰久其状波、去月亜墨利加人等我吾妻奈留美頭乃大城尔
登之波無事久雖平穩、此後応接牟尔毛弥異變無久、天下泰平介久国家安
静介久守利成治米幸倍賜陪登毛、此十二月戊申朔与利一七介日乃間平良月乃良日
登撰定賜比天丹誠平勅詔平神官尔欽伏奉利天、恐美恐美毛御祈奉仕状平久安久
聞食賜陪登曰寸、是以テ食国乃中尔生出武天乃益人等我過知犯介牟、維々乃罪已
々多久乃穢在牟平婆大奴佐尔直坂木捧添天吹比清米解放知清武
如是祓清米酌清免婆朝廷尔奉仕列留官々乃人等東乃府平始米天下乃四方乃
国尔波遣礼留罪知布罪穢知布穢左毛不在物量登、科戸乃風乃八重雲尔吹比布事乃如
久、迅風乃大船平解都事乃如久仁吹佐須良比天祓清米之状平久毛安久毛知食天、
食国乃天下知食大倭根子天皇乃仁寛慈愛之叡念寸幽深子之致乎惟神毛
所知食賜天、預利奉仕列留四方乃国乃武士尔己々我威乎揚争布事無久逆布事無久
不誤不忘之天、一向尔忠誠之久征夷大將軍公乃最毛賢支明哲智略乃万々尔々

供仕令執行幸賜陪、上下和睦之天功德在之米賜陪、殊仁波賊尔我応接辺牟尔尔毛

逆比背支荒備雄詰乎成事無久赤心志天平穩尔我皇国乃法令仁伏志淳朴尔

和順波之米、千載平経留登毛猶異變不令在給登誓曰天辞竟奉留、天皇我朝廷

波弥高尔弥弘尔天地登極無久武運波五百枝乃松乃登已登波尔我神国波千

秋乃永秋乃瑞穗乃国登幾久々尔、国家安介久万民称万歲登四海仁充知満之免

賜倍常登尔堅登尔夜乃守利昼乃守利尔守里幸陪賜陪登、正預荷田宿禰信純、恐美

恐美毛曰寸

安政四年十一月

正祝奏親篤謹而

作進

安政四巳年十二月朔日ヨリ到七日

（折紙六・五×横四五・〇cm）

【史料10】安政五年四月 御祈（夷類下田に來留して商い企むニ付祝詞）

（C13・45）

御祈

天皇我勅旨止、挂毛畏彼我
稻荷乃大御神乃御前尔恐美恐美毛白志賜久止宣布
勅旨乎、神祇伯王伝曰賜久、今度墨夷等誇利驕放利天企天望牟留事々波国家乃

大患仁之矢^{ウレヒ}不^タ容易^{タヤスカラズ}圖^{ミクニ}國^ニ之^{ヒト}人心^{オモムク}乃^{ヒト}歸^{オモムク}向^{ヒト}氣^{オモムク}仁^{オモムク}多^{オモムク}毛^{オモムク}可^{オモムク}係^{オモムク}武^{オモムク}牟^{オモムク}物^{オモムク}曾^{オモムク}止^{オモムク}深^{オモムク}久^{オモムク} 叡^{オモムク}慮^{オモムク}平^{オモムク}令^{オモムク}惱^{オモムク}御^{オモムク}

座^{アキツミ}布^{アキツミ}故^{アキツミ}礼^{アキツミ}神^{アキツミ}明^{アキツミ}乃^{アキツミ}冥^{アキツミ}助^{アキツミ}尔^{アキツミ}依^{アキツミ}天^{アキツミ}皇^{アキツミ}威^{アキツミ}乎^{アキツミ}毛^{アキツミ}墜^{アキツミ}良^{アキツミ}世^{アキツミ}給^{アキツミ}事^{アキツミ}無^{アキツミ}久^{アキツミ}万^{アキツミ}民^{アキツミ}娛^{アキツミ}樂^{アキツミ}乃^{アキツミ}御^{アキツミ}代^{アキツミ}尔^{アキツミ}守^{アキツミ}惠^{アキツミ}美^{アキツミ}

幸^{オワセ}陪^{オワセ}賜^{オワセ}辺^{オワセ}止^{オワセ}南^{オワセ}毛^{オワセ}、此^{オワセ}四^{オワセ}月^{オワセ}十^{オワセ}一^{オワセ}日^{オワセ}与^{オワセ}利^{オワセ}一^{オワセ}七^{オワセ}日^{オワセ}乃^{オワセ}間^{オワセ}乎^{オワセ}良^{オワセ}月^{オワセ}乃^{オワセ}良^{オワセ}日^{オワセ}止^{オワセ}天^{オワセ}丹^{オワセ}誠^{オワセ}乎^{オワセ}抽^{オワセ}目^{オワセ}御^{オワセ}祈^{オワセ}

奉^{オワセ}仕^{オワセ}礼^{オワセ}登^{オワセ}負^{オワセ}勢^{オワセ}給^{オワセ}比^{オワセ}天^{オワセ}御^{オワセ}礼^{オワセ}代^{オワセ}乃^{オワセ}幣^{オワセ}物^{オワセ}乎^{オワセ}出^{オワセ}賜^{オワセ}飛^{オワセ}捧^{オワセ}賜^{オワセ}陪^{オワセ}留^{オワセ}状^{オワセ}乎^{オワセ}平^{オワセ}久^{オワセ}安^{オワセ}久^{オワセ}知^{オワセ}食^{オワセ}天^{オワセ}受^{オワセ}賜^{オワセ}比^{オワセ}納^{オワセ}

給^{オワセ}陪^{オワセ}登^{オワセ}恐^{オワセ}美^{オワセ}恐^{オワセ}美^{オワセ}毛^{オワセ}白^{オワセ}寸^{オワセ}、是^{オワセ}以^{オワセ}朝^{オワセ}廷^{オワセ}尔^{オワセ}奉^{オワセ}仕^{オワセ}礼^{オワセ}留^{オワセ}百^{オワセ}官^{オワセ}乃^{オワセ}人^{オワセ}等^{オワセ}乎^{オワセ}始^{オワセ}物^{オワセ}部^{オワセ}乃^{オワセ}八^{オワセ}十^{オワセ}伴^{オワセ}乃^{オワセ}男^{オワセ}尔^{オワセ}至^{オワセ}

万^{オワセ}天^{オワセ}、不^{オワセ}凶^{オワセ}毛^{オワセ}犯^{オワセ}過^{オワセ}而^{オワセ}牟^{オワセ}雜^{オワセ}々^{オワセ}乃^{オワセ}罪^{オワセ}穢^{オワセ}事^{オワセ}在^{オワセ}牟^{オワセ}平^{オワセ}波^{オワセ}、天^{オワセ}津^{オワセ}罪^{オワセ}國^{オワセ}津^{オワセ}穢^{オワセ}止^{オワセ}法^{オワセ}別^{オワセ}天^{オワセ}太^{オワセ}奴^{オワセ}佐^{オワセ}尔^{オワセ}真^{オワセ}

賢^{オワセ}木^{オワセ}取^{オワセ}持^{オワセ}天^{オワセ}吹^{オワセ}祓^{オワセ}陪^{オワセ}清^{オワセ}米^{オワセ}吹^{オワセ}散^{オワセ}志^{オワセ}清^{オワセ}牟^{オワセ}、

如^{オワセ}是^{オワセ}祓^{オワセ}比^{オワセ}清^{オワセ}米^{オワセ}散^{オワセ}志^{オワセ}清^{オワセ}免^{オワセ}八^{オワセ}皇^{オワセ}國^{オワセ}乃^{オワセ}天^{オワセ}下^{オワセ}尔^{オワセ}波^{オワセ}遺^{オワセ}利^{オワセ}止^{オワセ}罪^{オワセ}止^{オワセ}云^{オワセ}罪^{オワセ}穢^{オワセ}佐^{オワセ}辺^{オワセ}毛^{オワセ}不^{オワセ}在^{オワセ}物^{オワセ}曾^{オワセ}止^{オワセ}吹^{オワセ}佐^{オワセ}

寸^{オワセ}良^{オワセ}比^{オワセ}天^{オワセ}祓^{オワセ}比^{オワセ}清^{オワセ}米^{オワセ}白^{オワセ}状^{オワセ}乎^{オワセ}、隋^{オワセ}神^{オワセ}毛^{オワセ}平^{オワセ}久^{オワセ}安^{オワセ}久^{オワセ}知^{オワセ}食^{オワセ}賜^{オワセ}陪^{オワセ}止^{オワセ}白^{オワセ}寸^{オワセ}、爰^{オワセ}仁^{オワセ}夷^{オワセ}類^{オワセ}頃^{オワセ}年^{オワセ}伊^{オワセ}豆^{オワセ}乃^{オワセ}

下^{オワセ}田^{オワセ}二^{オワセ}来^{オワセ}滯^{オワセ}留^{オワセ}利^{オワセ}天^{オワセ}、応^{オワセ}接^{オワセ}志^{オワセ}而^{オワセ}已^{オワセ}可^{オワセ}波^{オワセ}刺^{オワセ}辺^{オワセ}我^{オワセ}中^{オワセ}國^{オワセ}尔^{オワセ}商^{オワセ}館^{オワセ}造^{オワセ}武^{オワセ}止^{オワセ}南^{オワセ}毛^{オワセ}相^{オワセ}謀^{オワセ}利^{オワセ}、或^{オワセ}

和^{オワセ}止^{オワセ}戰^{オワセ}止^{オワセ}乃^{オワセ}二^{オワセ}尔^{オワセ}有^{オワセ}牟^{オワセ}止^{オワセ}乃^{オワセ}雜^{オワセ}々^{オワセ}乃^{オワセ}企^{オワセ}事^{オワセ}毛^{オワセ}尔^{オワセ}佐^{オワセ}辺^{オワセ}聞^{オワセ}衣^{オワセ}奴^{オワセ}、然^{オワセ}留^{オワセ}尔^{オワセ}頃^{オワセ}日^{オワセ}佐^{オワセ}倉^{オワセ}侍^{オワセ}從^{オワセ}正^{オワセ}睦^{オワセ}朝^{オワセ}

臣^{オワセ}東^{オワセ}府^{オワセ}公^{オワセ}乃^{オワセ}御^{オワセ}使^{オワセ}止^{オワセ}天^{オワセ}皇^{オワセ}都^{オワセ}尔^{オワセ}参^{オワセ}来^{オワセ}万^{オワセ}之^{オワセ}天^{オワセ}、言^{オワセ}上^{オワセ}賜^{オワセ}云^{オワセ}々^{オワセ}尔^{オワセ}答^{オワセ}賜^{オワセ}陪^{オワセ}留^{オワセ} 詔^{オワセ}勅^{オワセ}乃^{オワセ}條^{オワセ}々^{オワセ}波^{オワセ}

事^{オワセ}無^{オワセ}久^{オワセ}叡^{オワセ}乃^{オワセ}任^{オワセ}尔^{オワセ}令^{オワセ}遂^{オワセ}行^{オワセ}守^{オワセ}惠^{オワセ}美^{オワセ}幸^{オワセ}陪^{オワセ}漏^{オワセ}落^{オワセ}留^{オワセ}賜^{オワセ}辺^{オワセ}我^{オワセ}皇^{オワセ}國^{オワセ}波^{オワセ}久^{オワセ}久^{オワセ}軍^{オワセ}旅^{オワセ}毛^{オワセ}不^{オワセ}有^{オワセ}礼^{オワセ}ハ最^{オワセ}毛^{オワセ}

煩^{オワセ}懼^{オワセ}留^{オワセ}可^{オワセ}乎^{オワセ}、墨^{オワセ}夷^{オワセ}等^{オワセ}外^{オワセ}尔^{オワセ}波^{オワセ}応^{オワセ}接^{オワセ}乎^{オワセ}以^{オワセ}天^{オワセ}之^{オワセ}裏^{オワセ}仁^{オワセ}波^{オワセ}軍^{オワセ}旅^{オワセ}乃^{オワセ}懷^{オワセ}支^{オワセ}天^{オワセ}如^{オワセ}是^{オワセ}神^{オワセ}礼^{オワセ}侮^{オワセ}流^{オワセ}氣^{オワセ}色^{オワセ}乎^{オワセ}

露^{オワセ}志^{オワセ}出^{オワセ}勢^{オワセ}留^{オワセ}其^{オワセ}意^{オワセ}况^{オワセ}乎^{オワセ}波^{オワセ}隋^{オワセ}神^{オワセ}毛^{オワセ}可^{オワセ} 憎^{オワセ} 毛^{オワセ}思^{オワセ}志^{オワセ}賜^{オワセ}辺^{オワセ}、又^{オワセ}中^{オワセ}國^{オワセ}尔^{オワセ}商^{オワセ}館^{オワセ}造^{オワセ}已^{オワセ}止^{オワセ}波^{オワセ}止^{オワセ}米^{オワセ}賜^{オワセ}

辺^{オワセ}礼^{オワセ}止^{オワセ}毛^{オワセ}以^{オワセ}後^{オワセ}敢^{オワセ}天^{オワセ}不^{オワセ}令^{オワセ}在^{オワセ}給^{オワセ}假^{オワセ}令^{オワセ}兵^{オワセ}革^{オワセ}牟^{オワセ}廢^{オワセ}牟^{オワセ}止^{オワセ}毛^{オワセ}神^{オワセ}明^{オワセ}乃^{オワセ}國^{オワセ}尔^{オワセ}之^{オワセ}在^{オワセ}礼^{オワセ}波^{オワセ}助^{オワセ}尔^{オワセ}守^{オワセ}利^{オワセ}幸^{オワセ}陪^{オワセ}賜^{オワセ}

牟^{オワセ}仁^{オワセ}、何^{オワセ}乃^{オワセ}寇^{オワセ}加^{オワセ}可^{オワセ}近^{オワセ}来^{オワセ}支^{オワセ}未^{オワセ}発^{オワセ}前^{オワセ}尔^{オワセ}沮^{オワセ}拒^{オワセ}与^{オワセ}賜^{オワセ}陪^{オワセ}排^{オワセ}却^{オワセ}介^{オワセ}賜^{オワセ}陪^{オワセ}止^{オワセ}白^{オワセ}寸^{オワセ}、又^{オワセ} 皇^{オワセ}威^{オワセ}波^{オワセ} 盛^{オワセ}尔^{オワセ}

弥^ミ榮^{コト}辺^セ御^ミ座^{コト}志^ミ米^セ賜^ミ陪^セ 大^ミ將^{コト}軍^セ公^ミ乎^セ始^ミ國^セ々^ミ乃^ミ國^セ司^ミ諸^{コト}侯^セ等^ミ尔^セ至^ミ万^ミ天^セ、己^ミ々^{コト}我^ミ威^セ勢^ミ乎^セ

毛^ミ不^ミ争^ミ乎^ミ毛^ミ力^ミ乎^ミ合^ミ世^ミ心^ミ乎^ミ一^ミ仁^ミ之^ミ天^ミ唯^ミ一^ミ向^ミ尔^ミ忠^ミ誠^ミ乎^ミ盡^ミ佐^ミ波^ミ異^ミ類^ミ幾^ミ許^ミ乃^ミ雄^ミ語^ミ在^ミ牟^ミ止^ミ毛^ミ

始^ミ何^ミ泥^ミ可^ミ降^ミ里^ミ 伏^ミ 波^ミ佐^ミ留^ミ陪^ミ支^ミ物^ミ曾^ミ止^ミ祈^ミ啓^ミ志^ミ誓^ミ比^ミ奉^ミ留^ミ平^ミ、平^ミ久^ミ安^ミ久^ミ聞^ミ食^ミ賜^ミ天^ミ諸^ミ乃^ミ神^ミ達^ミ乎^ミ

毛^ミ唱^ミ比^ミ道^ミ与^ミ軍^ミ旅^ミ乃^ミ無^ミ難^ミ國^ミ乃^ミ中^ミ穩^ミ仁^ミ事^ミ成^ミ竟^ミ志^ミ米^ミ幸^ミ陪^ミ合^ミ陪^ミ、朝^ミ廷^ミ無^ミ動^ミ久^ミ宝^ミ祚^ミ長^ミ久^ミ久^ミ

万^ミ士^ミ乃^ミ運^ミ比^ミ延^ミ長^ミ九^ミ百^ミ民^ミ称^ミ万^ミ歲^ミ乃^ミ御^ミ代^ミ尔^ミ成^ミ幸^ミ賜^ミ陪^ミ、常^ミ般^ミ尔^ミ堅^ミ般^ミ尔^ミ与^ミ天^ミ地^ミ月^ミ日^ミ尔^ミ夜^ミ

守^ミ昼^ミ守^ミ尔^ミ護^ミ幸^ミ口^ミ給^ミ陪^ミ登^ミ、恐^ミ美^ミ恐^ミ美^ミ毛^ミ白^ミ寸^ミ

安^ミ政^ミ五^ミ年^ミ四^ミ月^ミ

(折^ミ紙^ミ八^ミ・〇^ミ×四^ミ八^ミ・八^ミcm)

【史料11】安^ミ政^ミ五^ミ年^ミ五^ミ月^ミ 御^ミ祈^ミ (夷^ミ類^ミ下^ミ田^ミに來^ミ留^ミして商^ミい企^ミむ二付^ミ祝^ミ詞^ミ)

(C.13.46)

御^ミ祈^ミ 九^ミ月^ミ唯^ミ上^ミ

天^ミ皇^ミ我^ミ勅^ミ詔^ミ止^ミ、懸^ミ卷^ミ毛^ミ畏^ミ伎^ミ我^ミ 伊^ミ奈^ミ利^ミ乃^ミ皇^ミ太^ミ御^ミ祈^ミ乃^ミ太^ミ前^ミ尔^ミ御^ミ奉^ミ仕^ミ列^ミ止^ミ宣^ミ布^ミ勅^ミ旨^ミ乎^ミ

神^ミ祇^ミ伯^ミ王^ミ与^ミ利^ミ伝^ミ天^ミ日^ミ賜^ミ久^ミ、墨^ミ夷^ミ等^ミ 誇^ミ里^ミ驕^ミ敖^ミ利^ミ天^ミ企^ミ望^ミ米^ミ留^ミ事^ミ々^ミ波^ミ美^ミ尔^ミ國^ミ家^ミ乃^ミ大^ミ患^ミ仁^ミ

之^ミ天^ミ最^ミ不^ミ容^ミ易^ミ圖^ミ國^ミ乃^ミ人^ミ心^ミ乃^ミ歸^ミ向^ミ尔^ミ毛^ミ可^ミ係^ミル^ミ幾^ミ物^ミ曾^ミ登^ミ深^ミ久^ミ 叡^ミ慮^ミ平^ミ令^ミ惱^ミ御^ミ座^ミ賜^ミ布^ミ故^ミ

列^ミ太^ミ神^ミ乃^ミ冥^ミ助^ミ尔^ミ依^ミ天^ミ 皇^ミ 威^ミ墜^ミ 良^ミ世^ミ給^ミ事^ミ毛^ミ無^ミ久^ミ万^ミ民^ミ娛^ミ樂^ミ乃^ミ御^ミ代^ミ尔^ミ護^ミ里^ミ成^ミシ幸^ミ賜^ミ陪^ミ

止^ミ、此^ミ五^ミ月^ミ十^ミ一^ミ日^ミ与^ミ利^ミ一^ミ七^ミ箇^ミ日^ミ乃^ミ間^ミ乎^ミ以^ミテ吉^ミ月^ミ日^ミ登^ミ撰^ミ給^ミ定^ミ給^ミ比^ミ天^ミ 丹^ミ誠^ミ乎^ミ抽^ミ御^ミ祈^ミ

奉^ミ仕^ミ列^ミ登^ミ負^ミ勢^ミ賜^ミ天^ミ先^ミ規^ミ乃^ミ嘉^ミ迹^ミ乃^ミ例^ミ乃^ミ隋^ミ尔^ミ御^ミ礼^ミ代^ミ乃^ミ幣^ミ物^ミ乎^ミ出^ミ賜^ミ比^ミ捧^ミ賜^ミ陪^ミ留^ミ深^ミ支^ミ大^ミ旨^ミ

乎、隋神知食天神慮毛是尔受給辺納給辺止恐美恐美毛曰寸、是以天朝廷尔奉仕礼留百官人等乎始四方国乃武士等不図毛犯過介牟許々良乃罪穢事在牟平波、天津宮事国都神事乎以天太麻真賢木捧天吹散志清米吹祓比清牟、如是祓比清米散志清免波神洲乃天下尔波遣列留罪天布罪穢天布穢毛不在物曾止、吹佐須良比失天清免申状乎平久安久知食賜陪止白寸、コニ 粵仁亜米利加人等去志嘉永六年尔渡来与利以後伊豆乃下田尔滞留利天開港幾応接留而已可波、トマリ 剩辺所々商館乎造リ置キワタクシ、ウリカヒナサン 吾私尔壳買成事乎乞比、エミシ 或蕃夷奈留汚穢志幾中子乎左辺毛渡志処々尔置祭良牟止相謀利、イクサ 尔波軍旅乃心乎懷幾天我皇国乎、ナレナトル 侮留乃氣色見志都礼波国家波安耶危耶乃堺尔毛及奈牟故仁朝廷尔波公卿官々人等相共尔議四米天公事全忌給事無久東府乃公尔波東照神乃制度乎毛變革賜布事無久、モノ、フノナリヘ 武運令立采賜陪四方乃国府尔波心乎一向尔忠誠乎盡之天尔尔毛国体乎汚事無久、クニノカタ 若シ墨夷等兵革乎スコンオタクヒ、ヨキイサミ 廢雄話乎振波婆義勇乎、ハケミ 励之天事成行志女給陪神明乃助介守里賜波牟仁、何可波可恐美助介給陪守幸陪賜登竊事物宇奈根突拔天祈啓寸状乎、隋神毛知食天守利幸賜陪軍旅乃難無久神洲乎汚勢留事毛無久志天此大患乎弘賜陪鎮米賜陪事成竟志女賜登恐美恐美奉誓留朝廷無動久宝祚長久武運立采辺之女万民娛樂乃御代尔常磐堅磐尔守利惠美幸賜辺止、正預正四位下荷田信純、恐美恐美毛曰寸

安政五年五月

正祝親篤作進

(折紙八・〇×四九・〇cm)

【史料12】 安政五年九月 御祈(異疾流行二付祝詞) (C13:47)

御祈

天皇我勅詔止、挂毛畏俊我伊奈利乃大明神乃御前尔御祈白賜波久止宣布状乎、神祇伯王伝天申賜久方今墨夷我事情尔依天人心不和時節奈留尔去ル八月マサニ 已来彗星出現加之、エヤミ 異ナル疫国中尔流行利殊仁、ハヤリ 宸襟乎悩之米御座賜布故礼神明乃明介支助尔依天早久災孽乎万里乃底尔攘比賜比天、ワサヘヒ 四海靜謐尔弥天下泰久平久守里成志幸陪賜陪止、此九月三日与利一七ケ日乃間速尔御祈奉仕列止宣布大旨乎畏美奉里天、エタチ 内尔物忌志尔外物齊之天奉仕留状乎平久安久聞食天朝廷尔奉仕礼留宮職乃人等乎始米、キヨメン 東府乃諸役等天下乃人民尔至万天不図毛犯過介牟罪咎在平波天津罪国津罪止法別天津宮事国津神事乎以天攘比清米祓比潔乎、如是祓比清米波遣列留罪止云布罪穢止云布穢毛不在物曾止神祓尔祓清米天祈啓寸状波、ミコ、ロ 天皇乃天下乃人民乎憐愍賜比仁惠美賜陪留聖慮乎隋神毛深久厚久知食賜陪彼彗星波天乃安以原乃五百津磐村乃中奈留惡神乃国止東海道止波最多奈利然留仁猶帝都尔毛遷里伝天剩左辺臣等内侍等尔毛及辺利、ソコナハ 如是人民乃損留々事波荒振神等乃世乃状尔乘里天邪氣乃災乎為留加毛如此者、マガイキ 皇神等乃恐奈我良毛經津主神健甕雷神乎毛相宇津奈比賜比天疫疾奈寸神等乎波速尔根国底尔神攘尔沽却介賜天、サマヨウ 今与利以後邪氣我皇国尔徘徊事礼登奉誓状乎、ワツカニ 悉皆尔聞食天些乃災乎退介賜

陪幸賜天、天下泰久平久宝祚延長久宮職尔毛無事久武運長久諸役尔毛無障久、万民娛樂乃御代尔常磐堅磐尔夜乃守日乃守尔守幸開幸賜登、恐美恐美白寸

安政五年九月

正祝秦親薦

(折紙八・二×五〇・〇cm)

【史料13】嘉永六年七月 日記 乙 (B・2・355)

(前略)

十二月

(中略)

五日乙亥晴 令□村年貢并家領年貢納庄屋喜左衛門、年寄代源左衛門相

勤、百姓来ル酒肴出ス也

一昨日伯殿ニテ、来ル十七日方御祈被仰出神□□受渡候旨、社務方回文至来候

六日丙子晴

一来ル十七日方一七ケ日御祈被仰出、例文回文社務取計、并二御教書拝見回文是又社務取計候

一入夜於社務二集会、親典、忠記、予、親薦、親敬、親真、親恕等、一件此度御祈被仰出ニ付、御番御免可願出之旨、加茂社も承り合候取計可有之、明日番頭へ内談、下総守禁中へ出願之旨治定、且十七日方御祈次第、都而去ル天保八年之度通可取計治定、此度ハ一七ケ日二了、神酒供進初日中日満日等三ケ日供進、且御幣物神ノ□□御奉納ニ付初日ニ供進可然治定、都合取計方天保八年通り取計之事

一御教書此度ハ繪旨ニテ被相渡、奉行職事葉室頭弁長順出シ

一繪旨左之通り

(空白)

一大麻献上来ル廿四日 刻旨、被仰渡有之

一此度御祈ケ所左之通り

一伊勢両宮

一石清水八幡宮

一加茂下上社

一松尾社

一平野社

一稻荷社

一春日社

外二

一熱田社 ヲワリ

一字佐社 ブゼン

一香取社 シモヲサ

一杵築社 イツモ

一宗像社 チクゼン

一諏訪社 シナノ

一外二四ケ所為心得、伯殿方被相渡候左之通り

(空白)

(後略)

【史料14】嘉永七寅年從正月 日記 (B・2・356)

(前略)

(四月) 廿一日

一入夜執奏伯家方正官五人連名書状至來、即刻為伝口參上候處、今廿一日
 方來ル廿七日迄一七ケ日之間御祈被仰出、為御請職事頭弁葉室殿へ參候
 旨為心得帰宅後回文至來候
 右三而例通り正官五人連名ニて御祈回文社務取計、惣而ハ相回候、祝詞
 作進、正祝為邑宿称此度社務御回覽
 廿二日
 一御祈昨廿一日分社務催、廿二日分中神主催シ、予此間ハ所勞不快也
 廿三日
 一御祈第三日上神主催シ
 廿四日
 一御祈第四日当冢催
 廿五日雨
 一御祈第五日目代催
 廿六日雨
 一御祈第六日社務催 去ル十日差渡候返答書取替相濟全日精勤候至來也
 廿七日
 一御祈第七日中神主催シ
 一此間ハ予所勞之處追つて快氣全日出社候也
 (後略)

註

(1)「上七社」は伊勢兩宮、石清水八幡宮、賀茂下上社、松尾社、平野社、
 稻荷社、春日社である。「七社」と共に祈禱の命を受けた「七寺」は
 仁和寺、東大寺、興福寺、延暦寺、園城寺(三井寺)、東寺、広隆寺
 である。

(2) 松本久史「近世朝廷における祈禱の意義―七社祈禱を中心に」『國

- 史學 第一九五号』(国史学会 平成二〇年四月)
- (3) 間瀬久美子「神社と天皇」二二五頁『講座前近代の天皇3 天皇と
 社会諸集団』青木書店 一九九三年)
- (4) 註2所掲 松本久史「近世朝廷における祈禱の意義―七社祈禱を
 中心に」
- (5) 藤田寛『幕末の天皇』一五一頁(講談社 一九九四年九月)
- (6) 金孝宣『幕末の外庄と朝廷―外患祈禱を中心に』三九頁『論集き
 んせい 第23号』(近世史研究会 二〇〇一年五月)
- (7) 『伏見稻荷大社年表』(伏見稻荷大社御鎮座一千二百五十年大祭奉
 祝記念奉賛会 昭和三十七年九月一日)
- (8) 『神宮史年表』(神宮司廳編 平成一七年 戎光祥出版株式会社)
- (9) 『石清水八幡宮史』(石清水八幡宮 平成八年一〇月三〇日第二刷
 續群書類従完成会)
- (10) 『孝明天皇紀一〇五』(平安神宮 昭和四二年一月三〇日昭和四
 四年一月三〇日)
- (11) 『明治天皇紀第二』(宮内庁 吉川弘文館 昭和四三年一〇月一五
 日)
- (12) 註8所掲『神宮史年表』
- (13) 註7所掲『伏見稻荷大社年表』
- (14) 中子は仏をさす忌詞。ここではキリスト教をさすと思われる。

近世後期における伏見稻荷社神主の「失錯一条」と非藏人

上島 亮平

弘化二年（一八四五）三月二十一日、稻荷社での神幸祭執行に際し、稻荷社上神主であった森公構が処罰された。本稿で紹介する史料は、それに関するものである。稻荷社の神幸祭は、平安時代よりはじまったとされ、近世以前には毎年三月二の午の日に御神璽を神輿に遷し、所定の順路を巡って東寺に隣接する九条村の御旅所へと渡御するもので、二十日間留まった後、四月初卯の日に還幸祭が盛大に行われるという。これは、稻荷社における最重要神事の一つである。

まず、森公構（以下公構）について見ておく。公構が就任していた上社神主は、稻荷社の神職のなかでも最高位の上官であり、下社神主・中社神主・上社神主・御殿預・目代という上官五人のうちにあった。稻荷社の社家は、秦氏と荷田氏があり、森家は大西・安田・松本家などとともに秦氏一門であった。荷田氏は羽倉家を称し、荷田春満の生家である東羽倉家が御殿預を、西羽倉家が目代を世襲していた。秦氏は、一門の子弟が若年より稻荷社に出仕し、禰宜・祝などさまざまな職務を経験しながら年腐順に昇進して上官となり、上社神主、中社神主を経て下社神主となり社務（官司）に到るという職歴を辿った。その意味で公構は、経験豊富な熟練した神主であったはずである。

公構は、三河守に補任し、文政十二年（一八二九）には新権禰宜、天保二年（一八三一）に権祝、翌年には権禰宜となる。そして天保九年には正祝となり、弘化元年（一八四四）に上社神主へ進んだ。また公構は、文化八年（一八一二）十一歳の時に非藏人に補任し、美作と称していた。

非藏人は平安初期に禁裏の中におかれた職であり、禁中・院中の雑事に任じたが、のち欠職となった。慶長十一年（一六〇六）に再興され、原則として畿内の社家四人を一日交替で勤務させた。家数は後期には六十四家、文久期には八十二家にのぼった。非藏人は御所の掃除や建物の管理、閑白や議奏等の御用の書留や親王らの出迎えを行うことや、諸家の取次を主な職としていたとされる。なお、松室重剛は非藏人の性質を「堂下地下何れにも属さない中間に当たるの職」としている。近年では、加藤弓枝らによって、非藏人を、堂上・地下に属さない中間的身分と捉え、その文芸活動に注目する研究が進められている。ここでは、歌の制作や書籍講といった非藏人同士の関係などに注目している。そのような研究が見られる中、本稿では、公構の失錯一条に注目し、非藏人と社家の神事の関係性を検討していく。東羽倉家文書のうち、「弘化二乙巳年三月 上神主公構宿称失錯一件帳并二書附類 正預控」の上書のある包紙（C-1171-1「八三九-1」）に収納されていた以下四点の関係史料を紹介し、検討を加えていく。

【史料一】口上覚（上神主公構失錯一件につき口上書）（C-1171-1）

七二(八三九二)

(端裏書)「四月十一日下野守持来由、殿下へ差出ス」

口上覚

一此度当社神主公构事失錯一条、其後追々御尋既此節御取締中本人事ハ禁足被 仰渡、於一社も深恐入候、然ル処、公构一族并親族之者共より右之次第第二付一社迄別紙之通歎願四ツ折指出候、実は先達而来此度一条誠二不容易義二候得は、早速二も一社江向其由相断可罷出之処、無其義漸此節二至り、如斯之次第如何相心得居候事哉、於一社も不得其意候、乍併、右一族并親族之者共歎願之儀二候へは、一社迎も尚又其意を以御執奏家迄何れ表向御歎(願脱カ)は申上候覚悟二御座候得共、元来此度一条 御前辺之事柄二候へは、還宮迄其促可差置方穩二可相済忤ト最早一社内二も申立候族も御座候へとも、何分神慮之程深恐入候事故、無抛旅所迄及沙汰御取計候儀二御座候、勿論右旅所神人共ト申は当時本社二相随イ罷在候へとも、前二ハ本社へ対シ時々争論有之、既二御執奏家迄も及御沙汰候義共も有之、旁此度旅所参向 御内陣伺之一条、実二於一社は誠二新矩之儀如何相答候哉ト深心配仕候二付、一社限り之取計も難相成、無抛 御執奏家迄御届申上候次第二御座候、然ル処、当度之一条不容易事柄故、程能承り取無滞相済候義は旅所神人共二においても全 神慮之程恐入候故之義ト奉存候、左候得は、此度之一条尚更嚴重二取計置申度跡々取締り、且神役末々之者迄も已後急度大切二相心得可申間、以来 御前辺之儀は不及申、万事社用向心得違無之様仕度、是等之儀深御勘案被成

下、一社永々穩ニ安心守護可仕ト奉存候間、宜御沙汰奉願上候以上

巳四月

【史料一】は、差出所・宛所がないが、端裏書の記載から、四月二日に氏人であった羽倉信興が御殿預へもたらし、稻荷社を代表して御殿預の羽倉信純が執奏である白川資敬王に提出した口上書の控えである。日付は還幸祭の行われる二日前の四月十一日となっている。ここからは、公构の具体的な失錯内容を提示することは困難ではあるが、文中より察するに「御内陣伺之一条」に関係したところと推察される。神璽に対して失礼を働いたということであろう。なお、『伏見稻荷大社年表』によると、「弘化二年三月廿一日 神幸祭、森公均御神璽の封を為すに失礼の儀ありて、謹慎を命ぜらる(日記一三八冊)」と記されている。ここでは「不容易義」の語を度々用いている。周囲が、この失錯を重大な問題として捉えていたことが指摘できる。加えて、この一件で御旅所内の神人らが騒ぎ立ており、稻荷社のみでの処理が困難になったということで白川家へ届出をしたということである。本社と御旅所との関係については、文中に「本社へ対シ時々争論有之」とあるが、御旅所の神人たちが稻荷社から独立して身分上昇を図ろうとした争論が長く続き、稻荷社が勝訴しており、このような機会に御旅所の神人たちが騒ぎたてたのである。しかし、これはあくまでも稻荷社内での問題である。続いて、【史料二】・【史料三】を紹介する。

【史料二】(森美作稻荷社神幸之節龜忽之進退につき差控仰付書)(C
二・一・七四)(八三九・四)

森美作

稻荷社神幸之節、龜忽之進退有之、不容易事候、非藏人勤仕心得方
二も相拘候、旁以、差扣被 仰付候事

【史料三】(稻荷社神幸之節龜忽之進退につき差控御請の旨上申書)
(C二・一・七三)(八三九・三)

稻荷社神幸之節、龜忽之進退有之、不容易事候、非藏人勤仕心得方
二も相拘候、旁以、差扣被 仰付事、 右被 仰渡之趣、慎而御
請奉申上候以上

四月廿二日

公拘

羽倉上総殿
小野越中殿
松室能登殿
松室肥後殿

【史料二】は森美作(公拘)に対し、謹慎を命じる通達書である。

四月二十二日、非藏人番頭より公拘の名代・親族・一族が参上する
ように命じられた。これには親族の高胤が参上した。評定衆・非藏
人奉行・両伝奏の列座のなか、番頭より羽倉信興へ申渡があり、そ
れが公拘へ通達されたものである。上社神主として処分を受けたこ

とで、非藏人としての勤務に支障が出ると判断されたようであり、
そこで謹慎を命じられたわけである。【史料二】は、【史料二】の処
分内容を受諾する上申書である。日付は、公拘が上社神主を辞した
日と同日である。宛先は羽倉上総(信興)を筆頭に以下三名となっ
ており、皆非藏人である。さらに、羽倉上総以外は皆稻荷社以外の
出身となっていることにも注目する必要がある。この問題が社内だ
けではなく、非藏人としても失態であったことは、非藏人の性格を
考える上で今後検討する必要があるだろう。なお、【史料二】・【史料
三】については、もう一点検討を要する。それは公拘の官職名につ
いてである。

公拘は、美作を名乗っているが、稻荷社中では三河守を称してい
る。それを端的に示すものとして次の史料を提示する。

【史料四】(上社神主公拘宿称失錯)(C二・一・七二)(八三九・二)

森三河守此度於一社失錯一条不容易義二付、 御所表非藏人名前
森美作事、小番勤仕心得方二も相抱候間、去ル廿二日ヨリ差扣被
仰渡候、仍此段御届申上候、以上

巳四月廿六日

稻荷

社務

御伝奏

御雑掌中

【史料四】は公拘失錯一条の関係書類をまとめたもので、本文は

そのなかに書かれていたものである。これは四月二十六日に稻荷社社務から執奏家に出されたものの写しであるが、【史料四】では美作と三河守が併記されている。社家の官職名と非蔵人の官職名が同時期に別途に使用されていたことになる。その意味で神職官位が公家の官職と同列に扱われていたのか。武家の官職の事例も考えながら今後の課題としていく必要があるだろう。

従来の研究では、非蔵人と社家としての勤仕が切り離されて論じられてきた。しかしながら、本稿では、上社神主としての神事執行に失錯が生じた場合、非蔵人としても謹慎を命じられていることを指摘した。これは、本来の社家としての、滞りなく職務を遂行することを前提に、非蔵人としての勤仕が成立していたことを窺わせる。それが崩れてしまえば、非蔵人としての勤務に支障をきたすことになるのである。今後、非蔵人を考えていくうえで社家としての勤仕についても言及していく必要があるのではないだろうか。しかし、課題も多く残った。第一に、公拘の「失錯」の具体的内容について、検討することができなかった。神事に熟練していたはずの公拘は何故処罰されてしまったのだろうか。第二に、公拘以外の非蔵人が、この一件に対してどのような動きを見せたのかについても検討が必要である。

参考文献

『伏見稻荷大社年表』伏見稻荷大社御鎮座一千二百五十年大祭奉祝

記念奉賛会編、(伏見稻荷大社、一九六二年)

羽倉敬尚注解『赤塚芸庵雜記』(神道史学会、一九七〇年)

羽倉敬尚編『非蔵人文書』(羽倉敬尚、一九三五年)

廣庭基介「江戸時代非蔵人の考察」『花園史学』二三号、二〇〇二年

岸素子『近世の禁裏と都市空間』(思文閣出版、二〇一四年)

『伏見稻荷大社御鎮座千三百年史』伏見稻荷大社御鎮座千三百年史

調査執筆委員会編(伏見稻荷大社、二〇一一年)

『稻荷大社略記』(伏見稻荷大社、一九九五年)

下橋敬長述、羽倉敬尚注『幕末の宮廷』(平凡社、一九八二年)

平成二十六年 國學院大學特別推進研究 研究成果報告書

荷田春満の人的ネットワークと学統

平成二十七年（二〇一五年）三月二日発行

研究代表者 根岸茂夫（國學院大學文学部教授）

発行 國學院大學文学部

〒一五〇―八四四〇

東京都渋谷区東四丁目十番二十八号

印刷 栄印刷株式会社